

特別支援教育 ハンドブック

特別支援学校・特別支援学級 教育課程編成の手引
通級による指導の手引
通常の学級における特別支援教育推進の手引



平成23年 3 月

島根県教育委員会

は じ め に

平成21年3月、特別支援学校の新学習指導要領改訂の告示に伴い、平成22年6月、島根県教育課程審議会により答申を受け、そこで本県における特別支援教育の教育課程編成の方向性が示されました。

この答申は、「しまね教育ビジョン21」にある『島根のよさ』『島根の教育』を踏まえて、各学校が共通して目指す教育は、『知・徳・体の調和的発達をもとに、社会や人とのかかわりの中で自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身に付ける』こととし、その上で『特別支援学校及び特別支援学級の教育で大切にしたいこと』と『教育課程編成・実施上の配慮事項』としてまとめています。

さらに、県内の特別支援教育にかかわるすべての教職員に本答申の内容の周知を図り、各学校が特色ある教育課程を編成・実施していく上で参考となる『教育課程編成の手引き』を作成し、各学校の創意工夫を生かした取組を支援することが示されました。

一方、県内を見ると特別支援学校及び特別支援学級においては、児童生徒の実態が様々であり、教育課程の編成のみならず、個別の指導計画、評価の在り方、交流及び共同学習の効果的な展開の仕方等、担任等が検討すべき事柄が多く、その指針となるものが求められている現状があります。

また、小学校、中学校の通常の学級及び高等学校における特別支援教育の推進においては、校内体制の整備や発達障がいのある児童生徒への指導・支援について、基本的な考え方等を周知していくことが急務となっています。

このような理由から、このたび、特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の編成等、通級指導教室における指導等、小学校、中学校の通常の学級及び高等学校における特別支援教育の推進等の内容についてまとめた、「特別支援教育ハンドブック」を作成し、県内の各学校に配布することで特別支援教育のさらなる理解と推進を図ることとしました。

本書は、①島根県教育課程審議会の答申の内容を具現化すること

②見やすく、活用しやすいものとするためにQ & Aの形態とすること

③特別支援教育コーディネーターの指導用テキスト、各種研修用テキストとして活用できる内容にすること

④島根県教育委員会、島根県教育センターが過去に作成した手引き等との関連を図ることを主な編集方針とし、6章構成となっています。

本書が、障がいのある児童生徒等の教育に真摯に取り組んでいる教職員をはじめ、全ての教職員が手に取り、今後の指導の改善・充実に役立たせていただくことができれば幸いです。

平成23年3月

島根県教育庁特別支援教育室 室長 原 田 雅 史

目 次

第1章 特別支援教育について

- Q 1 特殊教育から特別支援教育へ、何がどのようにかわったのでしょうか？ …… 1
- Q 2 学習指導要領の改定を受けて、島根県では教育課程の編成についてどのような指針が示されたのでしょうか？ …… 2

第2章 特別支援学校編

教育課程の編成について

- Q 3 教育課程とはどのようなものなのでしょうか？ …… 3
- Q 4 教育課程の編成の際に重要なことは何でしょうか？ …… 4
- Q 5 教育課程はどのような手順で編成するのでしょうか？ …… 9
- Q 6 授業時数等の取扱いはどのようにするのでしょうか？ …… 11

指導計画と評価について

- Q 7 年間指導計画はどのように作成するのでしょうか？ …… 14
- Q 8 個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？ …… 15

各障がいの特性と配慮事項について

- Q 9 視覚障がいの特性と配慮事項は何でしょうか？ …… 17
- Q 10 聴覚障がいの特性と配慮事項は何でしょうか？ …… 18
- Q 11 知的障がいの特性と配慮事項は何でしょうか？ …… 19
- Q 12 肢体不自由の特性と配慮事項は何でしょうか？ …… 20
- Q 13 病弱・身体虚弱の特性と配慮事項は何でしょうか？ …… 21

自立活動について

- Q 14 自立活動とは何でしょうか？ …… 22
- Q 15 自立活動の指導計画はどのように作成するのでしょうか？ …… 25
- Q 16 自立活動の実際の指導はどのようにするのでしょうか？ …… 28
- 視覚障がい教育 …… 28
- 聴覚障がい教育 …… 30
- 知的障がい教育 …… 32
- 肢体不自由教育 …… 34
- 病弱・身体虚弱教育 …… 36
- LD（学習障がい）を併せ有する場合 …… 38
- ADHD（注意欠陥多動性障がい）を併せ有する場合 …… 40
- 自閉症を併せ有する場合 …… 42
- Q 17 自立活動の区分に新たに加わった「人間関係の形成」とは何でしょうか？ …… 44

知的障がい教育について

- Q 18 知的障がい教育における各教科の目標及び内容は、どのようになっているのでしょうか？ …… 45
- Q 19 知的障がいのある児童生徒の指導の特徴は何でしょうか？ …… 46
- Q 20 各教科等を合わせて指導を行う場合には、どのような形態があるのでしょうか？ …… 46

Q21	教科別、領域別の指導で、配慮することはどのようなことでしょうか？	52
Q22	知的障がい教育において、道徳はどのような指導をするのでしょうか？	53
Q23	知的障がい教育において、総合的な学習の時間はどのような指導をするのでしょうか？	54
Q24	知的障がい教育高等部の専門教科「福祉」とは、どのような指導をするのでしょうか？	55
	重複障がい者等の教育課程の取扱いについて	
Q25	重複障がい者等の教育課程の取扱いはどのようなものなのでしょうか？	56
	交流及び共同学習について	
Q26	交流及び共同学習の進め方はどのようにするのでしょうか？	62
	事例1 特別支援学校（視覚障がい）と小学校の交流及び共同学習	65
	事例2 特別支援学校（知的障がい）と高等学校の交流及び共同学習	67
	指導要録について	
Q27	指導要録はどのように作成するのでしょうか？	69

第3章 特別支援学級編

	各障がいの特性と配慮事項について	
Q28	特別支援学級にはどのような児童生徒が在籍し、それぞれの障がい等の配慮事項は何でしょうか？	71
	教育課程の編成について	
Q29	障がい種に対応した教育課程は、どのように編成するのでしょうか？	73
Q30	教育課程は具体的にどのような手順で編成するのでしょうか？	76
Q31	特別支援学級の授業時数等の取扱いはどのようにするのでしょうか？	79
Q32	複数の児童生徒が在籍する場合、どのように時間割を作成するのでしょうか？	80
	交流及び共同学習について	
Q33	交流及び共同学習の進め方はどのようにするのでしょうか？	83
	指導計画と評価について	
Q34	年間指導計画はどのように作成するのでしょうか？	85
Q35	個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？	87
	指導要録について	
Q36	特別支援学級の指導要録はどのように作成するのでしょうか？	90
	弾力的運用について	
Q37	特別支援学級の弾力的な運用についてどのように考えるのでしょうか？	91

第4章 通級による指導編

Q38	「通級による指導」とは、どんなことでしょうか？	93
Q39	通級による指導を受けるには、どうすればよいのでしょうか？	95
Q40	教育課程の編成はどのような考え方で行うのでしょうか？	96
Q41	児童生徒の実態把握はどのようにするのでしょうか？	97
Q42	個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？	98

- Q43 児童生徒の在籍校や通級指導教室設置校は互いにどのように連携するのでしょうか? … 101
 Q44 初めて通級指導教室の担当になった時、何から始めればよいのでしょうか? …… 103

第5章 通常の学級編

- Q45 通常の学級における特別支援教育とは基本的にどのように考えるのでしょうか? …… 105
 Q46 通常の学級にはどのような支援の必要な児童生徒がいるのでしょうか? …… 106
 Q47 校内体制の整備はどのようにするのでしょうか? …… 108
 Q48 特別支援教育コーディネーターの役割とは何でしょうか? …… 110
 Q49 児童生徒の実態把握はどのようにするのでしょうか? …… 113
 Q50 特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な支援はどのようにするのでしょうか?
 小中学校 …… 118
 高等学校 …… 122
 Q51 個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか? …… 124

第6章 共通編

- Q52 個別の教育支援計画の作成の目的は何でしょうか? …… 127
 Q53 個別の教育支援計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか? …… 129
 Q54 個別の教育支援計画の作成にかかわる関係者・機関はどのようなものがあるのでしょうか? … 130
 Q55 個別の教育支援計画の様式は、どのようなものがあるのでしょうか? …… 131
 Q56 キャリア教育・職業教育とは何でしょうか? …… 133
 Q57 特別支援教育では、キャリア教育にどのように取り組むのでしょうか? …… 134
 Q58 就労支援はどのように進めるのでしょうか? …… 136
 Q59 就労支援の制度はどのようなものがあるのでしょうか? …… 137
 Q60 発達障がいのある生徒で、療育手帳が取得できない場合の就労支援はどのようにするの
 のでしょうか? …… 143
 Q61 特別支援学校のセンター的機能とはどのような役割でしょうか? …… 144
 Q62 センター的機能にはどのような活用方法があるのでしょうか? …… 145

第1章 特別支援教育について

Q1：特殊教育から特別支援教育へ、何がどのようにかわったのでしょうか？

A：転換の背景として、児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化という状況の変化があり、一人一人のニーズに応じた適切な教育の実施や福祉、医療、労働等関係機関との連携が求められました。

そこで、特別支援教育を推進するため、学校教育法等が一部改正され、平成19年4月から施行されました。

「学校教育法の一部を改正する法律」の概要としては以下の点があげられます。

盲学校・聾学校、養護学校から特別支援学校へ

特別支援学校は複数障がい種への対応を可能とし、その学校が対象とする障がい種を明らかにすること。

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、要請に応じて小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等に対し、必要な助言または援助を行うよう努める。

小中学校等における教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する教育の実施

小中学校等において、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行うこと。

教育職員免許法の一部改正

従来の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とする等。

特別支援教育の理念とは

自立や社会参加に向けた取組

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行うもの。

全ての学校において実施

発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

共生社会の形成の基礎

障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知

「特別支援教育の推進について（通知）」より

この理念をふまえ、各学校は校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し障がいのある児童生徒等の実態把握や支援方策を検討・実施することとされました。

Q2：学習指導要領の改訂を受けて、島根県では教育課程の編成についてどのような指針が示されたのでしょうか？

A：島根県教育委員会は、島根県教育課程審議会からの答申「学習指導要領の改訂に伴う教育課程の望ましい編成と実施」を受け、教育課程の在り方の指針となる「島根の特別支援学校の教育で大切にしたいこと」及び「島根の特別支援学級の教育で大切にしたいこと」を示しました。

教育課程の編成に当たっては、以下の点を大切に、自立と社会参加を進める指導と支援を行うことが重要です。

【特別支援学校の教育で大切にしたいこと】

1 島根の豊かな教育資源の活用

自然、歴史・文化、地域に受け継がれている産業、保護者や地域の人々等の恵まれた教育資源を生かすこと

2 交流及び共同学習の推進

同じ地域に住む幼児児童生徒が共に支え合って生きていく共生社会の基盤を作ること

3 障がいの重度・重複化、多様化への対応

指導を一層充実するために、教師間の協力した指導体制、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を重視すること

4 言語活動の充実、言語に関する能力の向上

- ・障がいの特性を踏まえつつ、言語活動の充実への取組を行うこと
- ・具体的な体験活動を通して言語に関する能力を向上させること

5 センターの機能の推進

特別支援学校はその地域の特別支援教育推進の拠点としての役割を果たすため、通常の学級における特別支援教育についても積極的に推進を図ること

【特別支援学級の教育で大切にしたいこと】

1 的確な実態把握と明確なねらいの設定

- ・必要な指導方法を学校全体で共通理解すること
- ・必要な学習集団を計画的、組織的な校内体制のもとに構築すること

2 早期からの一貫した支援

地域で生まれ地域で育ち地域で働くことを踏まえ、関係機関と連携し早期からの一貫した支援を行うこと

3 交流及び共同学習の推進

学校生活全般が交流及び共同学習であるという意識のもと、教育活動を計画的、組織的に行うとともに、地域での交流に積極的に取り組むこと

4 島根の豊かな教育資源の活用

自然、歴史・文化、地域に受け継がれている産業、保護者や地域の人々等の恵まれた教育資源を生かすこと

5 言語活動の充実、言語に関する能力の向上

- ・障がいの特性を踏まえつつ、言語活動の充実への取組を行うこと
- ・具体的な体験活動を通して言語に関する能力を向上させること

【通級による指導】

「通級による指導」を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成することになるため、通級による指導の担当者だけでなく、学級担任や管理職との連携を密にし、児童生徒が系統性のある一貫した支援を受けることができるよう配慮すること

第2章 特別支援学校編

Q3：教育課程とはどのようなものでしょうか？

A：教育課程とは、学校の基本的な教育計画です。

学校においては、教育目標を達成するために日々の活動を組織的、計画的に行うための様々な教育計画をたてます。その中でも最も重要で基本的な計画が教育課程です。教育課程とは、一般に「学校教育の目的・目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」と言えます。

学校教育の目的・目標は、教育基本法及び学校教育法に示されており、学校教育法においては、特別支援学校の目的に関する規定（第72条）が示されています。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする

「準ずる」とは原則として「同じ」という意味ですが、後半部分の「障害による学習上又は～」からの部分は、特別支援学校においては特別な指導領域があり、それが重要であることを表しています。幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育目標の達成に努めながら、幼児児童生徒の障がいの状態や特性等を十分に考慮して教育課程を編成していくことが大切です。

（用語の説明）

これから後のページでは、表記が長くなるために短縮して表記することにした用語があります。正式名称ではありませんので、ご注意ください。

この本で使用している略称	正式名称
特別支援学校（視、聴、肢、病）	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
特別支援学校（知）	知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

Q 4 : 教育課程の編成の際に重要なことは何でしょうか？

A : 法令に従いながら、それぞれの学校の基本方針を明確にして、学校全体として組織的、計画的に編成していくことが重要です。

(1) 教育課程の編成の際に重要なこと

Q 3でとりあげた教育課程の説明にある「①学校教育の目的・目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の②心身の発達に応じ、③教育の内容を授業時数との関連において④総合的に組織した学校の教育計画である」をもとにすると、以下の4つの点が重要であるといえます。

キーワード	解説	重要なポイント
①学校教育の目的・目標	教育課程とは、学校教育目標の達成の具体的な計画といえます。	→ <u>学校教育目標の共通理解</u> が重要です。
②心身の発達に応じ	現在の教育制度では、1学年、2学年…というように学年制をとっています。この学年制に基づきながらも、「一人一人の発達段階や特性に応じて…」ということがより重要になります。	→ <u>児童生徒の実態把握</u> が重要です。
③教育の内容を授業時数との関連において	教育の内容とは、具体的には、学習指導要領で示された各教科や道徳、特別活動などの内容のことです。授業時数も学校教育法に標準時数が示されています。	→学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領といった <u>法令の共通理解</u> が重要です。
④総合的に組織した	単に「各教科」等の時間数を計算すればよいというものではなく、学校行事等を含めた学校全体の計画であり、全学年に渡る総合的な計画です。	→社会・文化のニーズと児童生徒のニーズを取り入れながら、 <u>各教科などを関連づけて組織的・系統的な取組</u> になるよう計画することが重要です。

(2) 法令に従って編成します

教育課程を編成する際の基準となるものとして、法令を理解することは大切なことです。教育基本法や学校教育法では、学校教育の目的・目標について定められています。そして、その規定に基づいて学校教育法施行規則では教育課程についての基本的な要素が定められており、教育課程について、教育課程の基準として定められる学習指導要領によらなければならないことが定められています。このことから、各学校においては教育課程の編成や実施にあたって、学習指導要領は法的拘束力を持ち、従わなければならないものといえます。

このほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も踏まえる必要があります。

(平成22年現在で発行されている学習指導要領及び解説～特別支援教育関係のみ)

- 特別支援学校 教育要領・学習指導要領
- 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚部・小学部・中学部)
- 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (高等部)
- 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編

(3) 特別支援学校（視、聴、肢、病）の教育課程は基本的には「準ずる教育課程」です

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部のいずれにおいても、各教科（各科目）の目標や内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれの該当する学校（小学校・中学校・高等学校）の学習指導要領に準ずるとなっています。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味をしています。

ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分考慮しなければなりません。

○各教科の目標及び内容等

各教科の目標、各学年の目標及び内容 指導計画の作成と内容の取扱い 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動	→小学校、中学校、高等学校の 学習指導要領に準じて編成する
教育課程編成の基本 指導上の配慮事項 自立活動	→特別支援学校の 学習指導要領に基づく

○特別支援学校（視、聴、肢、病）の教育課程

（小学部の各教科等）

（参考：小学校の標準授業時数）

	1～2年	3～4年	5～6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
各教科	国語	国語	国語	306	315	245	245	175	175
		社会	社会			70	90	100	105
	算数	算数	算数	136	175	175	175	175	175
		理科	理科			90	105	105	105
	生活			102	105				
	音楽	音楽	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	図画工作	図画工作	68	70	60	60	50	50
			家庭					60	55
体育	体育	体育	102	105	105	105	90	90	
道徳	道徳	道徳	34	35	35	35	35	35	
外国語活動								35	35
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間			70	70	70	70
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動	34	35	35	35	35	35
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動						
*小学校における年間の総授業時数				850	910	945	980	980	980

（注）

- ①この表の授業時数の1単位時間は45分です。
- ②特別活動で授業時数に含めるのは学級活動に限ります。
- ③自立活動の授業時数については、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定される必要があることから、一律に標準として示されてはなりません。
- ④総授業時数については、小学部は小学校の標準として示されている各学年の総授業時数に準じます。
- ⑤各教科等の年間の授業時数については、標準として定められてはならず、各学校で適切に定めることになっています。ただし、上記の表の授業時数が十分に参考になり得ます。

(中学部の各教科等)

(参考：中学校の標準授業時数)

区分	1～3年	1年	2年	3年
各教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳	道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	特別活動	35	35	35
自立活動	自立活動			
*中学校における年間の総授業時数		1015	1015	1015

(注)

- ①この表の授業時数の1単位時間は50分です。
- ②、③は小学部と同じです。
- ④総授業時数については、中学部は中学校の標準として示されている各学年の総授業時数に準じます。
- ⑤は小学部と同じです。

(高等部)

高等部の標準単位数については、各学科に共通する教科（共通教科）については高等学校に準じます。また、主として専門学科において開設される教科（専門教科）は高等部学習指導要領に示す標準単位数を踏まえて適切に定めることとなります。

卒業までに履修させる単位数は74単位となっています。自立活動の授業については、1単位時間を50分として、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準として、単位数に含めることができます。

また、高等部においては、学校独自に設けることができる「学校設定教科」「学校設定科目」があります。

すべての生徒に履修させる各教科・科目（必履修教科・科目）は以下のとおりです。

- ・国語のうち「国語総合」
- ・地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目
- ・公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
- ・数学のうち「数学I」
- ・理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- ・保健体育のうち「体育」及び「保健」
- ・芸術のうち「音楽I」、「美術I」、「工芸I」及び「書道I」のうちから1科目
- ・外国語のうち「コミュニケーション英語I」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）
- ・家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目
- ・情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

(4) 特別支援学校（知）の教育課程には特徴があります

○教科等の種類

知的障がいの特徴を踏まえ、特別支援学校（知）の各教科等については、学校教育法施行規則第 126 条及び第 127 条、第 128 条において、次のようにその種類が規定されています。

	すべての児童生徒が履修する教科	すべての児童生徒が履修する領域	総合的な学習の時間	必要に応じて設けることができる教科	主として専門学科において開設する教科
小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育	道徳、特別活動、自立活動			
中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭	道徳、特別活動、自立活動	必履修	外国語	
高等部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭	道徳、特別活動、自立活動	必履修	外国語、情報	家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

* 中学部においては、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができます。

* 高等部においては、学校独自に設けることができる「学校設定教科」があります。

* 知的障がい教育における各教科の目標及び内容については、詳しくは Q19 を参照してください →P46

○指導の形態等の特徴

知的障がいのある児童生徒に対する教育では、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導することが重要です。その際、各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、作業学習などとして実践されてきました。

このことについての法的な根拠は、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項に示されています。

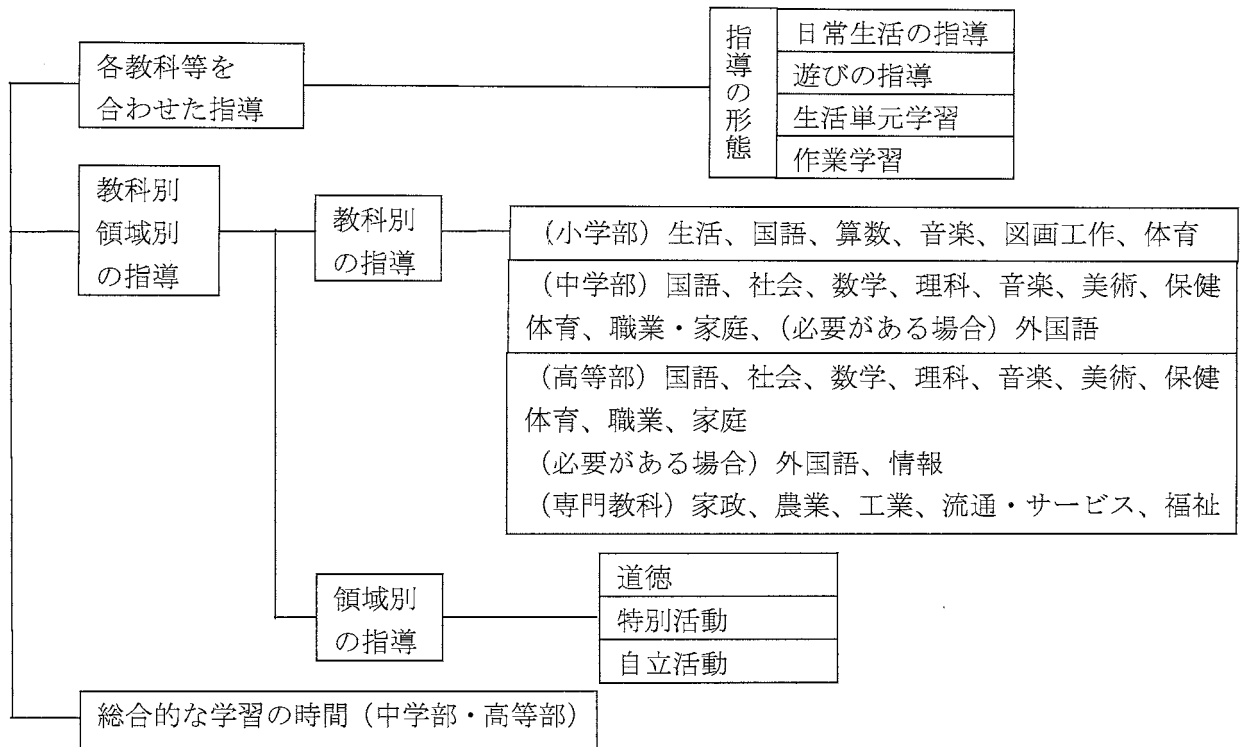
教育課程を編成する際には、「日常生活の指導」「生活単元学習」といった教科名があるわけではなく、指導の形態であることに留意する必要があります。各教科等を合わせて指導を行う際には広範囲に各教科や領域の内容が扱われるので、各教科ごとに何時間といった授業時数を計算することは困難になります。

また、各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科の内容の指導を行うことができますが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合があり、「教科別の指導」と呼ばれています。その際には、教科の目標を踏まえ、学習活動に生活的なねらいを持たせ、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要があります。そして、各教科等を合わせた指導や他の教科別・領域別の指導との関連を図りながら指導することも大切です。

このように、特別支援学校（知）の教育課程を編成する際に大切なこととして、以下の点があげられます。

- ①各教科等を合わせた指導は、指導の形態であって教科名ではなく、あくまで学習指導要領に規定されている各教科の目標や内容を広範囲に扱っているものであることに留意して学習を計画すること。
- ②抽象的な内容ではなく、生活に結びついた具体的な内容を中心とした学習活動を、他の教科・領域の指導と関連を持たせながら指導していくこと。

○特別支援学校（知）の教育課程の構造を図で表すと以下のようになります。



* 知的障がいのある児童生徒の指導の特徴、各教科を合わせた指導等について、詳しくは Q18～Q24 を参照してください →P45～55

（５）重複障がい者等に関する教育課程の取扱いに関する規定があります

○大きく分けて次の４つの場合があります。

- 1 障がいの状態により特に必要がある場合
- 2 重複障がい者で知的障がいを併せ有する場合
- 3 重複障がい者で障がいの状態により特に必要がある場合
- 4 訪問教育の場合

* 重複障がい者等に関する教育課程の取り扱いについては、Q25 に詳細に記載されています →P56

Q5：教育課程はどのような手順で編成するのでしょうか？

A：それぞれの学校の基本方針を明確にして、全教職員の共通理解のもとに、以下のように編成していきます。

(1) 教育課程の編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して手順を考えることとなります。そのためには、地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成にあたるのが重要になります。

ここでは、一般的な教育課程の編成の手順の一例を示すこととします。

学校の基本方針を明確にする

- ・教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつようにします。

編成の具体的な組織と日程を決める

- ・教育課程の編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体のなかに明確に位置づけます。また、編成の作業日程を明確にするるとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図ります。

編成のための事前の研究や調査をする

- ・教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、学校の実態や諸条件を把握します。

教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

- ・学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定します。

具体的編成作業

- ・学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及び指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成します。

評価の観点を設定する

- ・学校評価のなかで、各学校が重点目標を達成するのに必要な項目・指標等を精選して設定する際に、教育課程もその重要な評価対象となり得ることを踏まえます。

(2) 具体的な編成作業の例

基本方針を確認し共通理解を図る

- ・学校の目標や方針について確認する。
- ・学校や地域の実態、教師や保護者の願いなどを把握する。
- ・教育関係法規について理解する。
- ・児童生徒の実態について把握する。

教育内容を選択する

- ・実態把握をもとに、学習指導要領及び参考資料を検討し、各教科、道徳、特別活動、自立活動について教育内容を選択する。
- ・総合的な学習の時間について、学校目標や児童生徒の興味・関心、地域特性などを考慮して教育内容を構成する。

教育内容を組織する（指導形態の工夫、指導内容の再構成等）

- ・効果的な指導となるように指導形態やグループ編成を工夫する。
- ・道徳や特別活動などの位置づけに配慮する。 →全体計画を作成し、照らし合わせる。
- ・交流及び共同学習、職場体験など地域等との関連に配慮する。
- ・指導形態別に指導内容をまとめる。(知)
- ・各教科、領域等の内容相互の関連を図る。

年間、週の時数を配当する

- ・小・中・高等学校の各教科等の授業時数や単位数を参考にして配当する。(視、聴、肢、病)
- ・指導の形態別に指導時間を配分する。小・中・高等学校の年間の総授業時数を参考にして配当する。(知)
- ・学校行事や児童・生徒会活動などの時間数を調整する。

時程表等を作成する

- ・一日の生活時程表を作成する。
- ・週の生活時程表などを作成する。

Q6：授業時数等の取扱いはどのようにするのでしょうか？

A：学習指導要領に示されている授業時数等の取扱いのポイントは次のとおりです。

(1) 特別支援学校（視、聴、肢、病）の場合

① 小中学部の総授業時数は、小中学校の総授業時数に準ずるものとされています

各学年の年間の総授業時数については、小学部は小学校の標準として示されている各学年の総授業時数に、中学部は中学校の標準として示されている各学年の総授業時数に準ずることになります。なお、ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味をしています。

今回の改訂において、総授業時数の枠内に含まれるものは、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。））及び自立活動であることが明確にされました。

また、児童生徒の実態に応じて、学校給食など、食事に関する指導を自立活動の時間の指導として設定したり、各教科等を合わせて指導を行ったりするなど教育課程に位置づけて指導を行う際には、総授業時数に含めても差し支えありませんが、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要があることに留意しなければいけません。

なお、各学年の総授業時数は、小学校及び中学校に準ずることから、標準として示された総授業時数を、年度当初の計画の段階から下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当ではありません。

② 小中学部の各教科等のそれぞれの授業時数を適切に定めます

各教科等のそれぞれの年間の授業時数については、小学校や中学校のように標準として定められていないので、それらの目標や内容を考慮して、各学校で、適切に定めるものとされています。各教科等の授業時数を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、小学部・中学部学習指導要領に基づき、教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要です。

③ 自立活動の時間は総授業時数に含まれます

自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっていますが、児童生徒の実態に即して適切に設けた自立活動の時間に充てる授業時数を加えると、総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもあります。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切です。

④ 各教科等の授業時数は年間 35 週（小学部 1 年は 34 週）以上にわたって行うように計画することが原則です

今回の改訂において、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができることが示されました。ただし、中学部の特別活動（学級活動）については、この規定は適用されません。これは、中学部は小学部と異なり教科担任制のため学級担任が生徒と不断に接しているわけではなく、学級活動の時間を毎週実施することによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているためです。

⑤ 高等部における各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とするように計画されなければいけません

「各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」ことを示し、各教科・科目及び自立活動の授業については、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにされています。

なお、総合的な学習の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、卒業までの各学年のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の学年において実施する方法も可能です。また、年間 35 週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能です。

⑥ 高等部における週当たりの授業時数は 30 単位時間を標準とすることとされています

「標準」ということは、各学校において、学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができ、必要がある場合は、30 単位時間を超えて授業を行うことが可能であることが明確にされました。

⑦ ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数は、原則として年間 35 単位時間以上が必要です。各教科・科目と同じように授業時間割の中に配当し、すべての生徒に各学年毎週履修させなければなりません。

特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事）は、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件ですが、単位の修得の認定は行われません。

（2）特別支援学校（知）の場合

① 中学部で外国語科を設ける場合は総授業時数の枠内で行います

知的障がい者である児童を教育する小学部の教育課程は、

【生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動】によって知的障がい者である生徒を教育する中学部の教育課程は、

【国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動】

によって編成するものとされています。なお、中学部では外国語科を設けることができますが、その場合、総授業時数に含まれることに留意する必要があります。

② 小学部では総合的な学習の時間は設けないとされています

総合的な学習の時間に充てる授業時数については、児童生徒の障がいの状態や発達の段階や特性等を考慮して、適切に授業時数を定めることとされていますが、特別支援学校（知）小学部は、全学年に総合的な教科である「生活科」が設定されていること、また、各教科等を合わせて指導が行われていることなどから、総合的な学習の時間と同様の趣旨の指導を行うことが可能であるため、これを設けないこととされています。

③ 高等部における年間総授業時数は 1,050 単位時間を標準とすることとされています

1,050 単位時間が標準ですが、今回の改訂により、特に必要がある場合には、増加することができるようになりました。なお、道徳、特別活動及び自立活動については、これまでと同様に、それぞれの学年において履修することとし、授業時数を適切に定めることが示されていますが、各教科及び総合的な学習の時間については、履修する学年とその学年における授業時数を適切に定めるとされています。

(3) 総合的な学習の時間の実施により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることが可能

総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられます。このため、今回の改訂においては、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述が追加されました。ただし、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

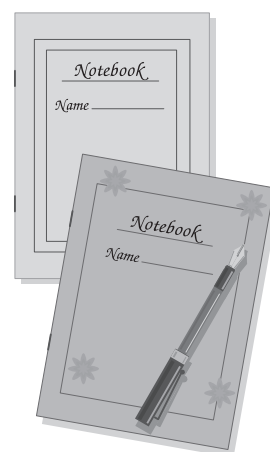
(4) 授業の1単位時間の弾力的な運用が可能

今回の改訂において特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定が設けられました。

これは、教科担任制である中学部、高等部では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該各教科・科目の担任以外の学級担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられ、このような場合に、一定の要件の下、授業時数に算入できることを明確化したものです。

ただし、例えば、小中学部において道徳や特別活動(学級活動)の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは通常考えられません。また、10分間程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置づけることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となること、あるいは、毎日の授業の前後の「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の時間における活動は、学級・ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、特別活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、知的障がい教育の各教科等を合わせて指導している場合を除いて、学習指導要領で定める特別活動の時間とは区別されなければいけません。

なお、1単位時間を弾力的に扱った場合においても、あくまでも1単位時間を小学部45分、中学部、高等部50分として計算した標準授業時数を確保することに留意する必要があります。



Q7：年間指導計画はどのように作成するのでしょうか？

A：学校の教育課程に基づいて、各教科等の年間を通した全体の指導目標、指導内容、指導する時期や時間数の割合を配列していきます。

(1)「指導計画」とは

指導計画とは、学校の教育課程に基づいて実際の教育活動を具体化したものです。すなわち、各教科等のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた、より具体的な計画です。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごとなどの指導計画まで各種のものがああります。「年間指導計画」は、年間を通した全体の指導目標、指導内容に基づき、単元ごとに、指導する時期や時間数の割合について配列したものです。

(2) 年間指導計画の作成手順

作成の手順については、おおよそ次のようになります。

- ①各教科等の年間を通した全体の指導目標を設定する。
- ②目標を達成するために必要な指導内容（単元や題材など）を設定する。
- ③指導する時期や指導時数を設定して配列する。

様式については特に決まったものはありませんが、各学校で活用しやすいように工夫して作成します。また、あくまでも計画なので児童生徒の状態等に合わせて柔軟に修正していくことが大切です。

(3) 作成に当たっての配慮事項

作成においては、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成する必要があります。また、以下の点等に配慮しながら作成していきます。

- ・各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- ・学校の教育活動全体を通じて個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導方法や指導体制の工夫改善に努める。
- ・家庭や地域の人々の協力を得るなど、家庭や地域社会との連携を深める。また、学校相互の連携や交流及び共同学習を図ることに努める。
- ・重複障がい者については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりして、学習効果を高める。

他の詳しい配慮事項については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」及び高等部学習指導要領第1章総則第2節第4款に示されているので参考にしてください。

Q 8 : 個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？

A : 幼児児童生徒の実態把握を適切に行い、指導目標、指導内容や指導方法、評価を個別に作成します。

(1) 個別の指導計画の作成について

従前の学習指導要領においては、自立活動の指導や重複障がい者の指導について、個別の指導計画を作成するとされていました。今回の学習指導要領の改訂において、障がいの状態が重度・重複化、多様化している幼児児童生徒の実態に即した適切な指導を一層推進するために、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することとされました。

(2) 個別の指導計画の作成手順

個別の指導計画の作成にあたっては、幼児児童生徒の適切な実態把握を行い、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定するとともに、それらを達成するための具体的な指導内容や指導方法、評価のあり方を個別に設定する必要があります。また、各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を設定して指導が行われる場合には、例えば児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなどもあります。

作成の手順はおおよそ次のようになります。

①実態把握

個々の幼児児童生徒について、障がいの状態、興味・関心、生活環境、本人や保護者のニーズ等を的確に把握します。

②指導目標の設定

実態把握に基づき、年間または学期ごと等の長期的な観点からの目標とともに、学期、月、単元ごと等の短期的な観点からの目標を設定します。その際、個々の幼児児童生徒の障がいの状態等は変化し得るものなので、特に長期の目標については、今後の見通しを予測しながら指導の目標を適切に変更し得るような弾力的な対応が必要です。また、目標の記入にあたっては、抽象的な表現ではなく、どのような姿を期待するのかを想定し、具体的な表現で記入するようにします。

③指導内容、指導方法の設定

指導目標に基づき、それらを達成するために必要と思われる具体的な指導内容を設定します。記入にあたっては、抽象的な表現は避け、できるだけ具体的な表現で記入することに留意します。

また、実際の指導にあたっては、指導方法の工夫が重要となります。学習環境や教材・教具の工夫、授業における課題の提示の仕方等、幼児児童生徒が目標を達成するために必要な具体的な支援の方法や手だてを明確にし、記入することが大切です。

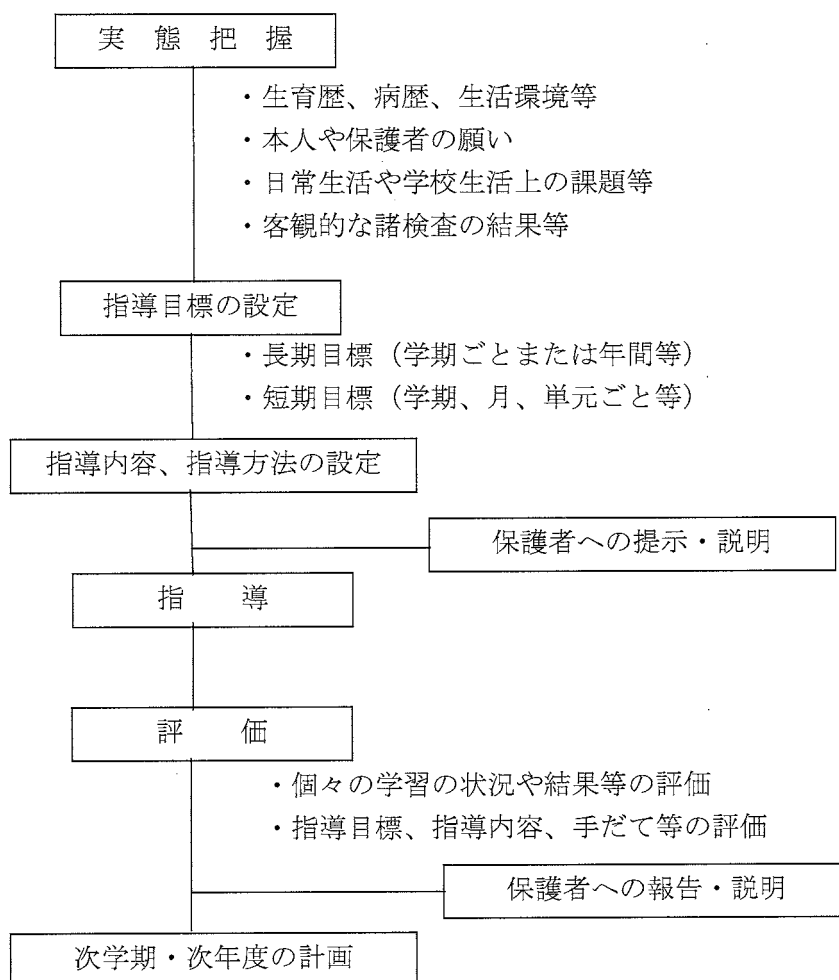
④評価

実際の指導後には、幼児児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、次の指導に生かしていくことが大切です。その際、指導内容や特性に応じて、評価の場面や方法を工夫したり、具体的な評価項目を設定したりするなどの工夫をし、幼児児童生徒のよい点や可能性、成長の状況などを具体的かつ客観的に評価することが重要です。また、評価は指導を進めている段階においても適宜行い、指導の改善に努めることが大切です。

さらに、幼児児童生徒の評価だけではなく、「指導目標や指導内容が妥当だったか」「支援や手だて、指導方法は適切であったか」等、教師側の評価も行い、必要に応じて指導内容や方法を改善していくことが必要となります。

評価については、担任だけで行うのではなく、複数の教師がかかわって多面的に行うことが大切です。そのことで、よりの確な評価となり、教師同士の共通理解を図ることができます。また、懇談等をとおして学習の成果を保護者に説明し、家庭との連携を図ったり、情報交換を行ったりすることが必要です。

<個別の指導計画の作成手順>



(3) 個別の指導計画の活用について

個別の指導計画に基づく指導においては、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程を確立し、その過程で適宜評価を行い、指導目標及び指導内容や方法を改善し、より効果的な指導が行えるようにします。また、進級・進学に際しては、学校間あるいは担任間で個別の指導計画を引き継ぐことにより、指導の連続性を確保し、指導内容や有効な手だてが途切れることなく行われるようにすることが重要です。

このように、PDCAサイクルによる個別の指導計画の作成や引き継ぎに継続して取り組んでいき、個別の指導計画を積極的・有効的に活用していくことが大切です。

(4) 個別の指導計画の様式

個別の指導計画の様式・内容については特に定型はありませんが、幼児児童生徒の実態や各教科等の特性、学校や地域の特性を踏まえて、各学校で活用しやすいように工夫して作成します。

Q9：視覚障がいの特性と配慮事項は何でしょうか？

A：視覚障がいとは、視力や視野等の視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

障がいによる学習上又は生活上の困難さには次のようなことがあげられます。

- 視覚による情報収集が困難なために、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合があります。特に具体的経験を伴わない、言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう傾向が見られる。
- 動いているものや遠くにあるもの、触ると危険なものを理解するなど、聴覚や触覚によって直接経験することが困難なものがある。
- 環境を把握したり、状況を判断したりすることに困難があるため、空間や時間の概念が十分でない場合がある。

また、「情緒不安に陥りやすい」「対人認知が難しく、社会性の発達が遅れる」等の二次的な課題が生じることがあります。

A：配慮事項は以下の点があげられます。

(1) 保有する感覚（聴覚・触覚・保有する視覚等）を十分に活用しながら、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにします

児童生徒の実態に応じて事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心がけることが大切です。見学や調査等の体験的な学習によって経験の拡充を図ったり、観察や実験、操作活動等によって直接体験させたりして、具体的なイメージを形作ることができるよう配慮が必要です。

(2) 障がい等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟するようにします

点字の指導においては、点字の表記法を踏まえた系統的な指導に加え、点字による読み書きを早くする指導等も大切です。点字の初期指導の詳細については、「点字学習指導の手引き」（文部科学省 平成15年）を参照してください。普通の文字の指導においては、一人一人に適した大きさの文字や図の教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器等の補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫し、視覚活用する上で負担の少ない環境を用意し、学習に集中できるよう配慮していくことが大切です。

(3) 障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導するようにします

初めての内容を理解することには時間を要しますが、一度理解するとそのことをもとに他の事柄へ発展・応用していくことは容易にできる場合が多くあります。したがって、基礎的・基本的な事項について十分に時間をかけて、概念やイメージの枠組みの確立を図っていくことが大切です。

(4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図ったり、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器等を活用したりしながら、容易に情報の収集や処理ができるようにしていきます

実物教材や立体コピー、模型等の触覚教材や拡大教材、デージー図書等の音声教材を活用して視覚的な情報を触覚や聴覚で把握できるようにする等、指導方法の工夫をすることが大切です。また、情報機器等を使って、文字情報を音声や点字に変換したり、拡大読書器や画面拡大ソフト等を使って拡大表示したりすることが容易になっています。これらを活用し、より学びやすい環境に整備していくことが大切です。

(5) 場の状況や活動の過程等を的確に把握できるようにし、見通しをもって意欲的に学習活動を展開できるようにしていきます

場の構造化を図ったり、授業の流れをあらかじめ説明したりする等して、児童生徒が空間的な位置関係や時間の経過等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切です。あわせて、児童生徒が自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したり、時間的な見通しを持って行動できるよう教科等と関連しながら指導したり、空間や時間の概念の形成を図ったりしていくことが必要です。

Q10：聴覚障がいの特性と配慮事項は何でしょうか？

A：聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

障がいによる学習上又は生活上の困難さには次のようなことがあげられます。

聴覚に障がいのある幼児児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多く、話し言葉の発達を妨げ、言語等による意思の相互伝達が円滑になりにくいといった特性がある。

A：配慮事項は以下の点があげられます

《幼児の指導の際の留意点》

(1) 教育相談との連携を図ります

早期からの教育相談との連携が大切です。

(2) 言葉の習得と概念の形成を図る指導を行います

保有する感覚や視覚的な情報等を十分に活用しながら指導することが大切です。

(3) 言葉を用いて人との関係を深めることができるよう指導します

日常生活に必要な知識を広げようとする態度や習慣を養うことが大切です。

《児童生徒の指導の際の留意点》

(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、発達に応じた思考力の育成に努めます

児童生徒が日常生活における具体的な経験をいかに言葉で表現し理解できるかが大切です。各教科の指導では、その基本である言葉で考える指導に留意し、指導を工夫する必要があります。

(2) 言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養えるよう工夫します

児童生徒が読んで分かり、「面白い」という実感を持ち、「また読みたい」というような意欲や態度が養われるようにすることが必要です。適宜、質問をしたり、気づいたことを文で表現する機会を設けたりする等の配慮が大切です。

(3) 聴覚障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置きながら指導します

児童生徒が主体的に学習を進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりする等工夫して指導をすることが大切です。

(4) 補聴器等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に発揮し、効果的な学習活動を展開するよう配慮します

(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導の効果を高めるよう工夫します

視覚等を有効に活用し、指導の効果を高めるため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障がいの状態に対応した周辺機器を活用することが大切です。また、発問や板書を工夫する等して児童生徒の話し合い活動を重視した指導も大切です。

(6) 聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるように指導方法を工夫します

多様な、コミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話等）を適切に選択・活用することが大切です。

Q11：知的障がいの特徴と配慮事項は何でしょうか？

A：知的障がいとは、記憶、推理、判断等の知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活等への適応が難しい状態をいいます。

知的障がいとは、一般に、認知や言語等にかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用等についての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われてしています。

A：障がいによる学習上又は生活上の困難さにより、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的です。

知的障がいのある児童生徒の学習上の特徴としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがあげられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障がい、極めて重度である場合は、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由など、他の障がいを併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要である。

A：障がいの特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要です。

- (1) 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織します
- (2) 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境等を分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにします
- (3) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身につくよう指導します
- (4) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基本的な知識や技能及び態度が育つよう指導します
- (5) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導します
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導します
- (7) 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行う等して、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導します
- (8) できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すように指導します
- (9) 児童生徒一人一人が集団生活において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導します
- (10) 児童生徒一人一人の発達の不均等な面や情緒の不安定さ等の課題に応じた指導を徹底します

Q12: 肢体不自由の特性と配慮事項は何でしょうか？

A：肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や表記等の日常生活動作が困難な状態をいいます。

肢体不自由といっても、原因となる疾患やその状態は多種多様で、医学の進歩等により最近の傾向としては脳性まひを中心とする脳性疾患が最も多くなっています。このほか、進行性筋ジストロフィー等神経系と筋肉の病気によるもの、二分脊椎やペルテス病等の骨や関節の病気によるもの、外傷性後遺症等によるものがあります。中枢神経系の障がいの場合、肢体不自由の本来の障がいの状態である全身的な運動動作の不自由のほかに、知的障がいや言語障がい等を随伴することがあります。

障がいによる学習上又は生活上の困難さには次のようなことがあげられます。

- 身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちで、そのため表現する意欲が低かったり、表現することを苦手としたりすることが少なくない。
- 障がいが重度・重複化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっている。
- 児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、肢体不自由児施設等において治療や機能訓練等が行われていること等の関係から、授業時間が制約されることがある。
- 学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある場合がある。

A：配慮事項は以下の点があげられます。

(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高め、児童生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めることが大切です

観察・実験、見学や調査、自然・社会体験等、種々の体験的活動を十分に確保し、それらを通して表現しようとする意欲を高めることが大切です。個々の児童生徒の状態に応じて、表現するために必要な知識、技能、態度、習慣等を一層育成するように努めることが大切になります。補助用具の活用状況等、表現に関する実態を踏まえ各教科・科目の指導を通してどのように育成していくかを明確にして指導に当たることや、児童生徒の表現に対する意欲を大切にしながら、次第に多様な方法を身につけたり、表現方法を工夫したりできるよう指導していくことが大切です。

(2) 実態に応じて指導内容を精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにします

児童生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、基礎的・基本的な指導内容を見極める必要があります。各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導効果を高める工夫が必要です。

(3) 自立活動の時間における指導との関連を図り、学習効果を一層高められるようにします

実践的・体験的な活動が中心となる各教科・科目には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれます。自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるように配慮することが大切です。

(4) 姿勢や認知の特性に応じて指導方法を工夫します

学習時の姿勢に十分配慮することが学習を効果的に行うことにつながります。児童生徒自らが適切な姿勢、活動しやすい姿勢に注意を向けるよう日ごろから指導することが大切です。また、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性についても考慮して指導方法を工夫することが必要です。

(5) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等を有効に活用します

身体の動きや意志の表出の状態等によって補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を活用することが指導の効果を高めます。自立活動の指導との関連を図りながら、補助用具や補助的手段を適切に活用することも大切です。

Q13：病弱・身体虚弱の特性と配慮事項は何でしょうか？

A：病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

病弱とは、病気が長期にわたっているもの、又は長期にわたる見込みのもので、その間継続して医療又は生活規制を必要とする状態をいいます。ここでいう生活規制とは、健康の維持や回復・改善のために必要な運動、食事、安静、服薬等に関して守らなければならないことが様々に決められていることを指しています。

障がいによる学習上又は生活上の困難さには次のようなことがあげられます。

- 児童生徒は「病気」そのものやそれに付随するさまざまな不安と、強いストレスを抱えている。
- 児童生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れを伴う場合が多くみられる。
- 治療上の必要から、身体活動の制限等の生活規制があったり、運動・動作の障がいがあったりすることが多いため、様々な体験をする機会が不足しがちである。

A：配慮事項は以下の点があげられます。

(1) 指導内容を精選し、連続性等に配慮しながら、効果的な学習活動ができるようにします

授業時数の制約をはじめ、児童生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科及び科目の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要があります。短期間の入院を繰り返す児童生徒については、入院前に在学していた学校での指導内容等、連続性等に配慮して効果的な学習活動を展開することが必要です。

(2) 自立活動の時間における指導との関連を保ち、学習効果を一層高められるようにします

各教科・科目と自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切です。

(3) 体験的な活動を取り入れながら、指導方法を工夫します

各教科・科目で体験的な活動を伴う内容を指導する際には、児童生徒が実際に体験できるよう指導方法を工夫し、学習を効果的に行うようにすることが大切です。

(4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等を有効に活用するようにします

児童生徒の実態に応じて、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用する等して、児童生徒が学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果を高められる指導を行うことが大切です。

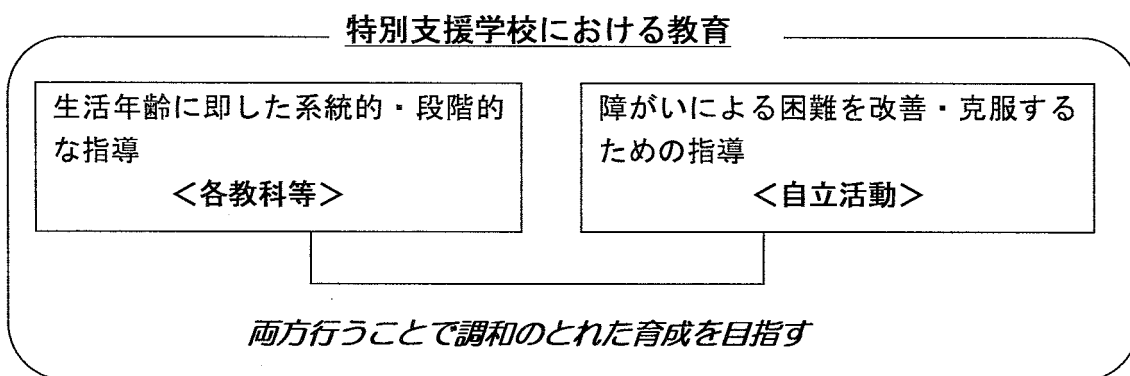
(5) 学習活動が負担過重とならないように配慮します

- ①心身症や精神疾患の児童生徒については、心身の状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、例えば、うつ状態のときは、過度なストレスとなるような課題を与えない等、個々の児童生徒の状態に応じた適切な対応を行う必要があります。
- ②筋ジストロフィー等の児童生徒の学習に際しては、衝突や転倒による骨折の防止等に留意するとともに、呼吸器や心臓への過度の負担がかからないように配慮することが重要です。
- ③アレルギー疾患のある児童生徒の学習に際しては、アレルゲン(抗原)となる物質を把握し、それらへの対応を適切に定める必要があります。特に、ぜん息の児童生徒の学習に際しては、換気等学習環境に十分に配慮することが重要です。
- ④腎臓疾患や心臓疾患等の児童生徒の学習に際しては、活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める必要があります。

Q14：自立活動とは何でしょうか？

A：特別支援学校の教育課程に設けられた、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域です。

小中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的、段階的に進めることで、人間として調和のとれた育成が期待されています。しかし、障がいのある幼児児童生徒は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまづきが生じることから、小中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小中学校と同様の各教科の他に、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。



特別支援学校学習指導要領で定められた自立活動の目標（幼稚部教育要領 ねらい）は、以下のとおりです。

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(1) ICFの考え方をふまえた自立活動のとらえ方について

特別支援学校学習指導要領第1章第2節では、自立活動の指導について、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示されています。この、「自立し社会参加する資質」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。このように、幼児児童生徒が「主体的に」「よりよく生きていこうとする」力を養う自立活動の指導を行うためには、WHOが平成13年5月に採択した、「国際生活機能分類（ICF：International Classification of Functioning, Disability and Health）」の考え方をふまえることが大切です。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」ととらえています。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものとされ、構成要素間の相互関係については図1のように示されています。

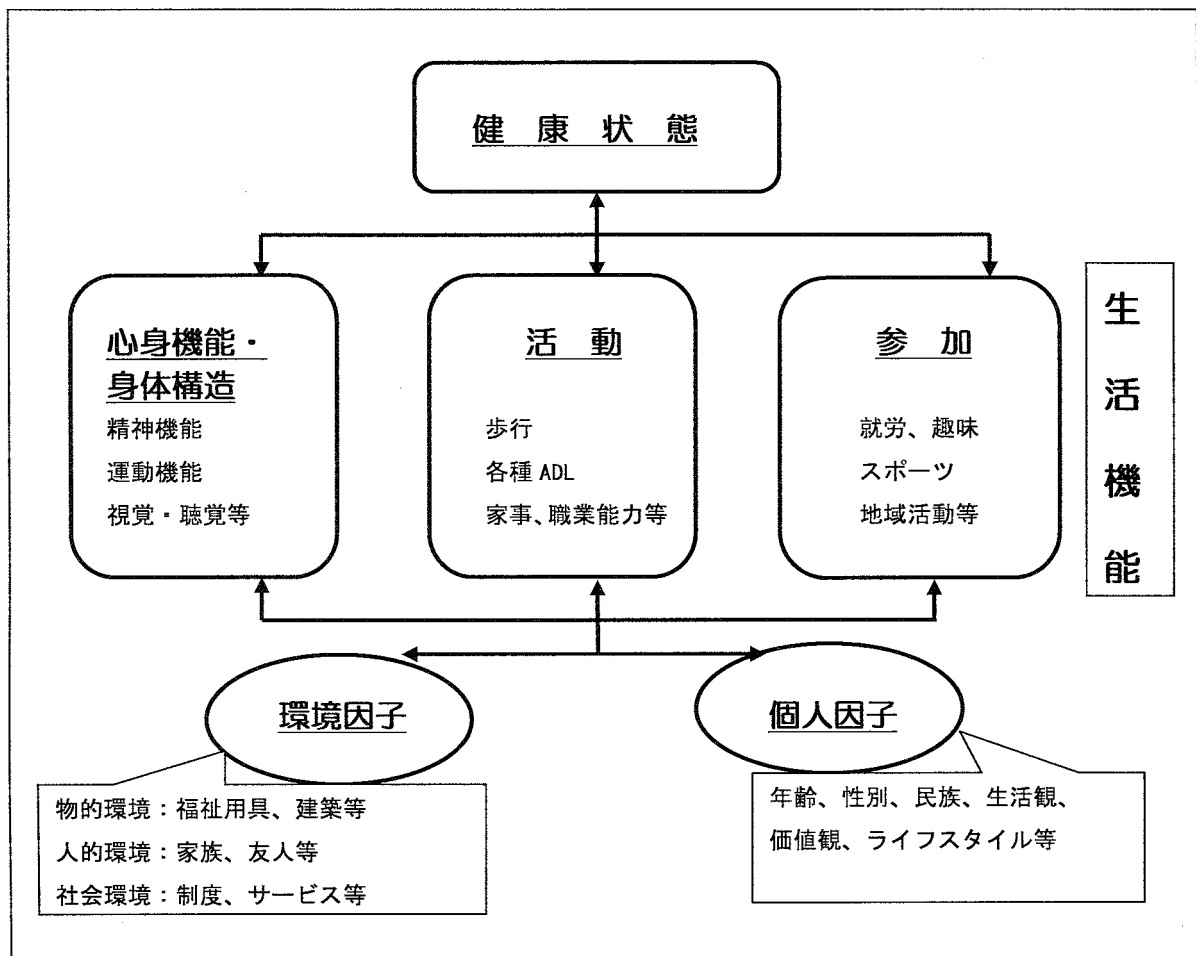


図1 ICF 構成要素間の相互作用

この、ICFの考え方が広く浸透しつつある現状から、自立活動の指導において、生活機能との関連で「障がい」を把握し、個人因子や環境因子等を踏まえ、指導の方向性や関係機関との連携の在り方等を検討することが大変重要です。

(2) 特別支援学級や通級による指導における教育課程の編成においても、特別支援学校における自立活動の内容を取り入れることができます

小学校または中学校の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障がいの状態等から、小学校または中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合があります。このため、学校教育法施行規則第138条及び第140条では特別支援学級や通級指導教室において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定しています。この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では特別の教育課程を編成する場合に「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である『自立活動』を取り入れた」として、実情に合った教育課程を編成する必要があることを示しています。

なお、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる児童生徒もいます。こうした児童生徒の指導にあたっては、自立活動の内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれます。

(3) 自立活動の内容は、6区分26項目に分類・整理されています

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討し、その代表的なものを項目として6つの区分のもとに分類・整理したものです。具体的には、以下のとおりです。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

Q15：自立活動の指導計画はどのように作成するのでしょうか？

A：個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて指導のねらい及び目標を明らかにし、自立活動の6区分26項目の「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけ、具体的に指導内容を設定します。また、評価を行い、指導の改善を図ります。

自立活動の指導を行うに当たっては、個別の指導計画を作成することとなっています。今回の学習指導要領の改訂は、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化への対応を踏まえていることから、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階を的確に把握し、それに基づき個別に目標や指導内容を設定することが求められます。自立活動は、教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっているわけではありません。学習指導要領に示された6区分26項目の「内容」を視点として、その中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、幼児児童生徒の実態に応じた具体的な指導内容を組み立てていくことが必要です（図2）。そして、それらを明記したものが指導計画です。指導計画には、目標や内容の妥当性の向上を図るために、学習の状況や結果の評価も記す必要があります。指導計画に基づいて、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルで指導を行っていくことが大切です。

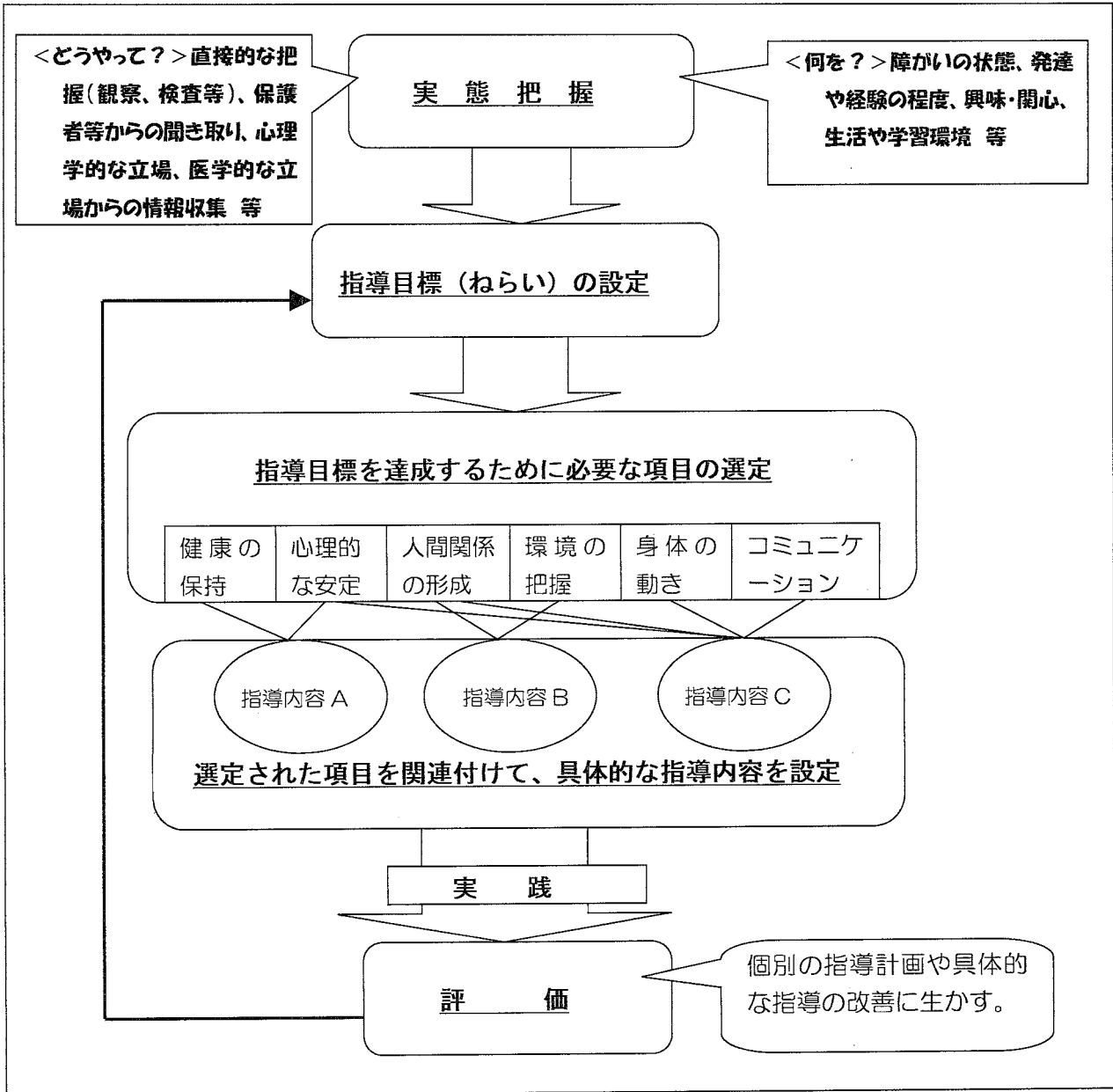


図2 指導計画作成の流れ

(1)具体的な指導内容を設定する際の考慮点は以下のとおりです

①主体的に取り組み、自己を肯定的にとらえることができる指導内容を取り上げる。

障がいのある幼児児童生徒の自己に対するイメージは、障がいをどのようにとらえるかということに大きく影響を受けます。幼児児童生徒の成長に即しながら、自己を肯定的にとらえる感情を高められるような指導内容の検討が必要です。

②困難を改善・克服する意欲を高める指導内容を重点的に取り上げる。

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲は、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

③発達の進んでいる側面をさらに伸ばす指導内容も取り上げる。

一般に改善の必要な障がいの状態のみに着目しがちですが、発達の進んでいる側面をさらに促進させることで、自信や意欲を高め、遅れている面の改善に有効に作用されることも少なくありません。

④自ら環境を整える指導内容も計画的に取り上げる。

自立活動は自立を目指した主体的な活動なので、まず、幼児児童生徒が自ら環境に働きかけられるような力をはぐくむことが大切です。また、自分だけで活動しやすい環境が作れない場合は、周囲の人に依頼をして、環境を整えていくことも必要となります。

(2)指導の目標は、長期的及び短期的な観点から設定することが必要です

指導目標の設定に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて、長期的（学部・在籍期間、学年等）な観点に立った目標とともに、当面の短期的（学期等）な観点に立った目標を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要です。短期の達成可能で具体的な観点に立った目標の積み重ねから、長期的な目標の達成へと近づいていくことができるように、必要な指導内容を段階的に取り上げていくことが求められます。

(3)自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うものです

自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければなりません。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部です。また、自立活動の時間における指導を行う場合は、各教科等との関連を図り、両者が補い合って効果的な指導が行われるようにすることも大切です。

また、自立活動の指導は個別指導の形態で行われることが多いですが、指導の目標を達成する上で効果的である場合は、集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に、十分留意しなくてはなりません。

(4)教師間の協力や外部の専門家等との連携も大切です

自立活動の指導を効果的に行うためには、校内の教師が協力して取り組むことが大切です。学校の教育活動全体で、幼児児童生徒の実態を的確に把握したり、指導の効果を多面的に評価したりするためにも、教師間の連携は大切です。

また、自立活動の時間における指導は、幼児児童生徒の障がいの状況によっては、かなり専門的な知識や技能を必要とします。そのため、専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるような体制づくりを行うことも重要です。例えば、専門的な知識や技能を有する教師が指導計画

の作成にかかわったり、自立活動の時間における指導について助言したりすることができるような校内体制づくりが考えられます。

幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階は多様であり、その実態の的確な把握に基づいた指導が必要とされ、時には、教師以外の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合があります。その際は、幼児児童生徒が利用する医療機関やその他の外部の専門家と積極的に連携して、幼児児童生徒にとって最も適切な指導を行うことが必要です。しかし、自立活動の指導は教師が責任を持って計画し実施するものであり、外部の専門家の指導にゆだねてしまうことのないよう、留意しなければなりません。

また、幼児児童生徒の多様な実態に応じた専門的な指導を行っていくためには、他の障がい種の特別支援学校と連携をとっていくことも大事です。それぞれの特別支援学校のセンター的機能や相談事業を活用しましょう。

(5) 評価を通して、計画や指導の改善を図りましょう

今回の改訂では、幼児児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることが新たに規定されました。

自立活動の指導が幼児児童生徒にとって適切なものであるかどうかは、実際の指導を通して明らかになります。学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図り、幼児児童生徒にとってより効果的で適切な指導を行う必要があります。

① 評価が可能な目標を設定しましょう

より効果的な評価を行うためには、目標を設定する段階で、その到達状況を具体的にしておくことが重要です。つまり、幼児児童生徒の具体的な行動等を目標とすることで、評価が可能になるよう工夫することが必要です。

評価にくい	評価しやすい
・友達とかかわることができる。	・ A児に「あそぼう」と自分から声をかけることができる。
・自分で移動する力をつける。	・ 5メートルくらいの距離を、伝い歩きで移動することができる。

② 多面的な評価ができるように、連携をとりましょう

より多面的な評価ができるように、校内の教師間で幼児児童生徒の評価について話し合いを設けたり、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図ったりすることも、考慮する必要があります。

幼児児童生徒の実態によっては自己評価も取り入れ、自分自身の成長の確認ができるようにしたり、学習へ意欲が持てるようにしたりすることも大切です。

< 学校の組織的な取組の例 >

- 学年集団や学部集団など複数の教師で、定期的に指導計画の検討会を設ける。
- 指導計画の作成や評価に当たって、校内の専門的な知識や技能のある教師が関与できる体制作りを行う。
- 指導計画の作成や評価に当たって、外部の専門家の指導・助言を取り入れる。

Q16：自立活動の実際の指導はどのようにするのでしょうか？

A：それぞれの障がい種において、以下の点を踏まえながら一人一人に応じた指導内容を選定していきます。

視覚障がい教育

(1) 実態把握

視覚に障がいのある幼児児童生徒の実態把握は、必要に応じて医学的、心理学的、教育的な立場から行うことが大切です。実態把握に当たっては、担任のみならず指導を担当する教師や医療機関、視覚障害者生活訓練等指導員（歩行訓練士等）からの情報を収集したり、本人や保護者の願い等を把握したりすることも重要です。実態把握の視点としては以下の点が考えられます。

① 医学的な立場から（医学的な検査や診断の結果より）

視力、視野・色覚・暗順応などの障がい、眼疾患、眼鏡の使用、照明の程度、視覚管理の内容（眼疾患に伴う眼の使用や運動の制限、明るさに対する配慮、日常生活や学習上の留意事項など）等

② 心理学的、教育的な立場から（面接や観察、聞き取り、各種検査の実施等より）

幼児児童生徒や保護者の障がいの受容状況、障がいによる種々の困難を改善・克服しようとする意欲、心理的適応の状態、対人関係や社会性、視覚・聴覚・触覚などの活用状況、環境の認知能力、運動機能、作業能力、移動・歩行能力、コミュニケーション能力、日常生活の様子、教科学習のレディネス等、使用する文字、適正な文字の大きさ、使用する視覚補助具、文字の読み書きの速度、教科学習における困難点と配慮事項、必要な指導形態・方法、必要な教材・教具、必要な施設・設備、日常生活や行動上の配慮事項等

(2) 指導目標（ねらい）の設定

実態把握に基づき、指導目標を設定していきます。指導目標は、長期的及び短期的な観点から設定する必要があります。生活の改善・向上を目指すような課題だけでなく、自立して社会参加する資質を養うために情報機器操作等も積極的に取り入れていきます。

(3) 項目の選定と指導内容

自立活動の区分による視覚障がいのある幼児児童生徒の実態と指導例

区分	視覚障がいのある幼児児童生徒の実態（○）と指導例（＊）
1 健康の保持	○ <u>眼疾患に伴う視覚管理を一人では十分にできない。</u> ⇒ ＊よりよい管理方法を身につけるよう習慣化を図る。
2 心理的な安定	○ <u>初めて取り組むことや、周囲が急に变化した時に、強い不安感がある。</u> ⇒ ＊不安に感じることを周囲の人に確かめたり、保有する感覚を活用したりして状況を把握する態度や習慣を養う。
3 人間関係の形成	○ <u>話し相手の意図や気持ちの変化を読み取ることが難しい。</u> → ＊聴覚的な手がかりである相手の声の抑揚や調子の変化などを的確に聞き分け、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができるような態度や習慣を養う。
4 環境の把握	○ <u>眼疾患によりまぶしさを強く感じる。</u> → ＊屋外の活動を行う際には、遮光眼鏡を必ず装用するよう習慣化を図る。
5 身体の動き	○ <u>慣れた場所では手による伝い歩きをするが、危険回避は一人では難しい。</u> → ＊手による防御を身につけるよう習慣化を図る。

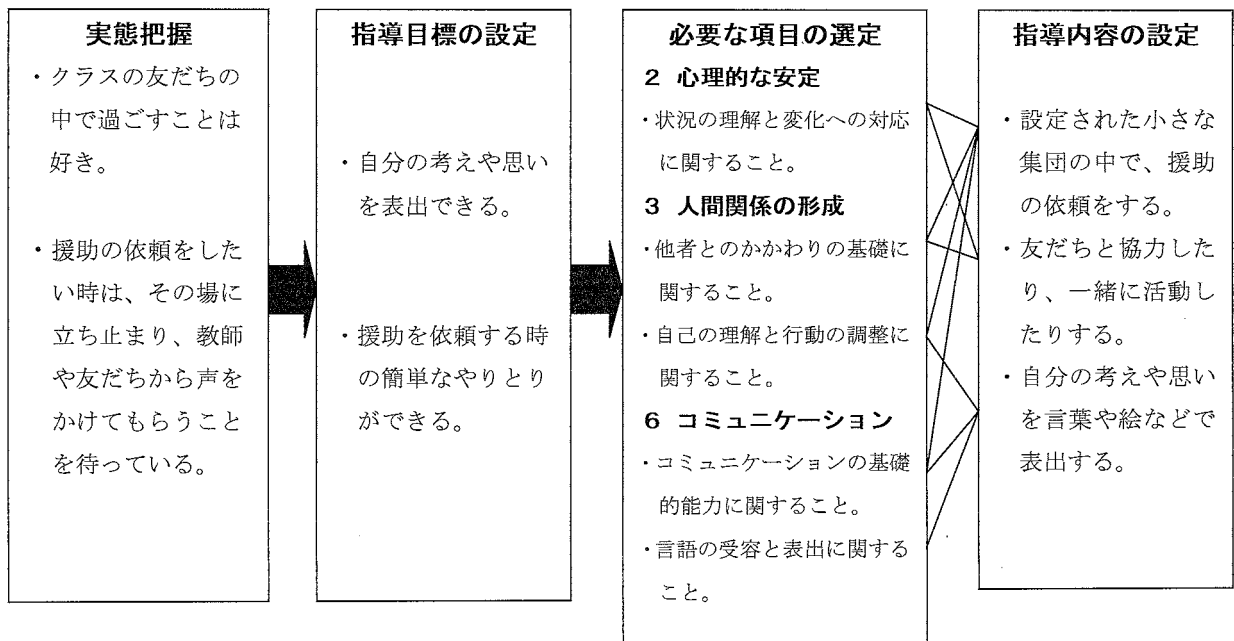
6 コミュニケーション

○パソコンに興味はあるが、一人では十分に操作することが難しい。

⇒ *点字キーボードや点字ディスプレイの操作法、基本ソフトの使用方法等を習得する。

自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 自分から援助の依頼ができにくい児童 (弱視 小学部2年生) の指導



聴覚障がい教育

(1) 実態把握

幼児児童生徒の障がいの状態は一人一人違います。幼児児童生徒と信頼関係を築きながら共感的に関わり、行動を観察し、コミュニケーションを図る中で、本人の思い、聴力、補聴器や人工内耳の活用状態、発音、言語発達、コミュニケーション能力、興味・関心、対人関係、心理的な安定、障がいの理解等、種々の側面について把握していくことが大切です。

必要に応じて聴力測定や、発音、言語等に関する検査を行うこともあります。聴力測定の中で、最もよく行われるのは純音による測定です。測定した結果はオージオグラムというグラフに記載します。その他、言語音を用いたり、補聴器や人工内耳の外部装置（以下、補聴器等と略す）を装用したりして測定することもあります。これらは、聴力測定を受ける人が方法を理解して正しく応答するという、自覚的な反応によって成り立っています。乳幼児にはそのような協力が求められないので、音を聞いた時に起こる生理学的反応を用いたり、測定されているという意識がないまま、遊びや興味等で音に反応する検査方法を用います。

発音については、単音節、単語、文章の音読、自由会話について記録して分析したり、発音に必要な器官の形態と機能、随意運動について検査したりすることがあります。

言語発達については、ITPA（言語学習能力診断検査）、PVT-R（絵画語い発達検査）等の検査を行うことがあります。

また、保護者から生育歴や家庭での様子を聞いたり、保護者を通して医学的立場からの情報を収集したりします。

(2) 指導目標（ねらい）の設定

このようにして把握した実態に基づいて指導の目標を設定します。聴覚障がいのある幼児児童生徒の場合は、コミュニケーションに関することが目標となる場合が多いです。

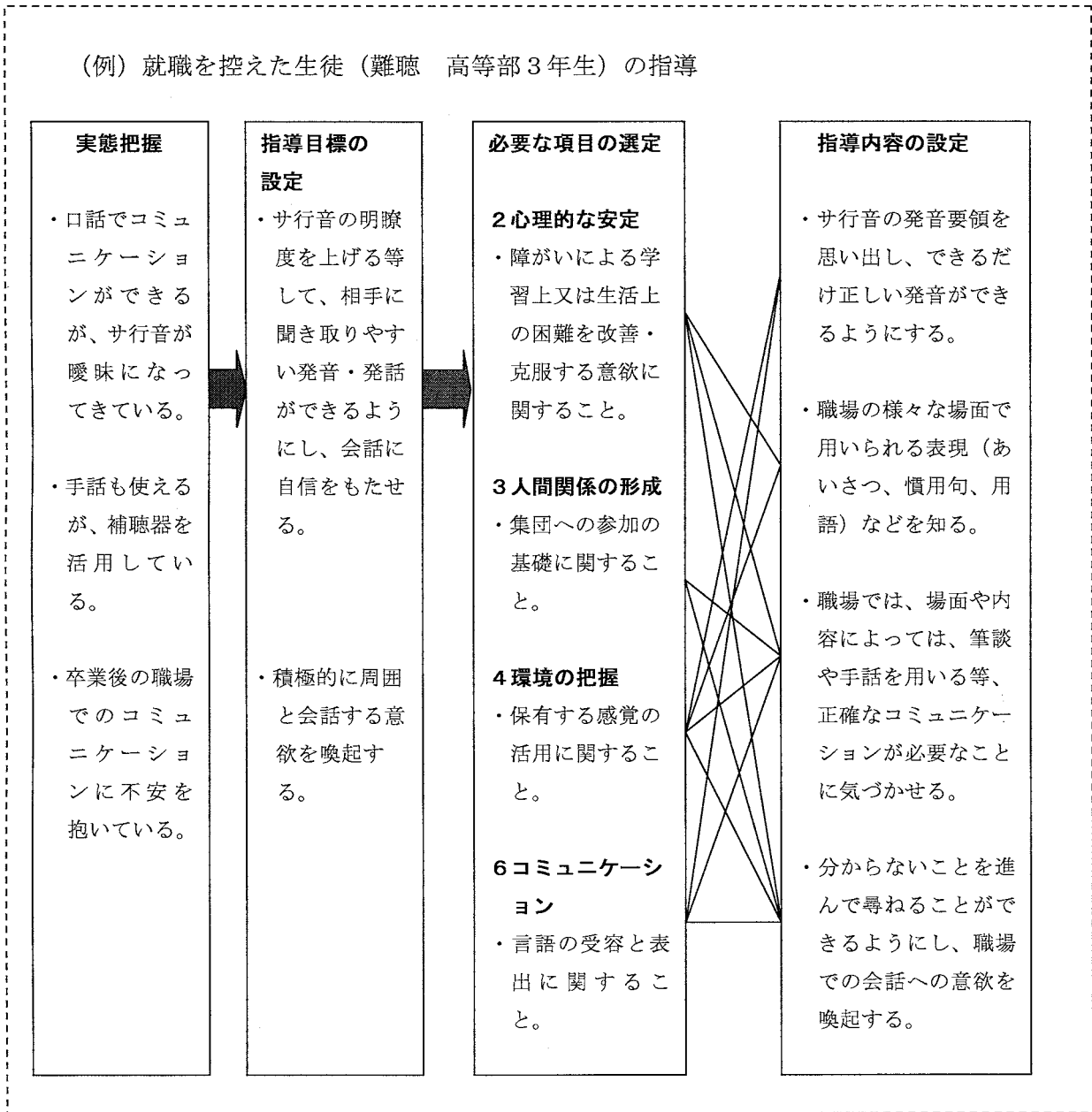
(3) 項目の選定と指導内容

自立活動の区分による聴覚障がいのある幼児児童生徒の実態と指導例

区分	聴覚障がいのある幼児児童生徒の実態（○）と指導例（＊）
1 健康の保持	○自己の障がいについての理解が十分でない。 ⇒ ＊耳の構造や日頃の自分の聞こえの状態について理解を促し、自らの聞こえの状態を維持できるように指導する。
2 心理的な安定	○将来の社会生活に不安を感じている。 ⇒ ＊地域の成人の聴覚障がい者や卒業生の話を聞く機会を設け、生き方や考え方を参考にできるようにする。
3 人間関係の形成	○相手や状況に応じた挨拶や言葉遣いができにくい。 ⇒ ＊場面を想定し、具体的なやりとりを通して指導する。
4 環境の把握	○補聴器等の自主的な管理が十分でない。 ⇒ ＊補聴器を進んで手入れし、良好な状態で活用できるように指導する。
5 身体の動き	○目の疲れや視力の低下を感じている。 ⇒ ＊視覚を代行手段として活用することが多いことから、学習時や作業時の姿勢の保持に留意させる。

6 コミュニケーション	○ 相手の話を曖昧な理解のまま済ませてしまう。 ⇒ ※自分が受けとめた内容に誤りがないかどうか、主体的にコミュニケーションの方法を工夫して確かめられるように指導する。
--------------------	--

自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。



知的障がい教育

(1) 実態把握

知的障がいのある幼児児童生徒には、一般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が随伴して見られます。そのような障がいの状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語や運動の面では「理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない」「全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である」、情緒や行動等の面では「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい」「極めて動きが多く、注意集中が困難である」等があります。

実態把握の方法としては、幼児児童生徒の言語や運動、情緒や行動等の状況を把握したり、保護者や関係者からの聞き取り、知能検査や発達検査等を利用して、全体像をとらえながら多面的に行うことが重要です。

(2) 指導目標（ねらい）の設定

これまでの知的障がい教育における自立活動では、目標や内容の位置づけが不明確で、指導内容や授業のねらいの中に、自立活動の内容がどのように関連しているのかがわかりにくかったり、知的障がいの各教科の内容と混同していたりするケースがありました。例えば、「○△□の型はめができる」というねらいがあるとします。これを算数科で行うか、それとも自立活動で行うかですが、「○△□が分かる」がねらいならば、算数科の「数量の基礎、数と計算」の1段階の「具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする」の指導内容にあてはまります。しかし、手指の操作が困難なために、型はめが難しいようであれば、自立活動の内容の5「身体の動き」の中の項目で指導を行うこととなります。つまり、知的発達の遅れや適応行動の困難さそのものに対する指導は、基本的には各教科の内容で対応することになり、その習得を困難にしている特に配慮を必要とする状況に対しては、自立活動での指導が必要となります。

(3) 項目の選定と指導内容

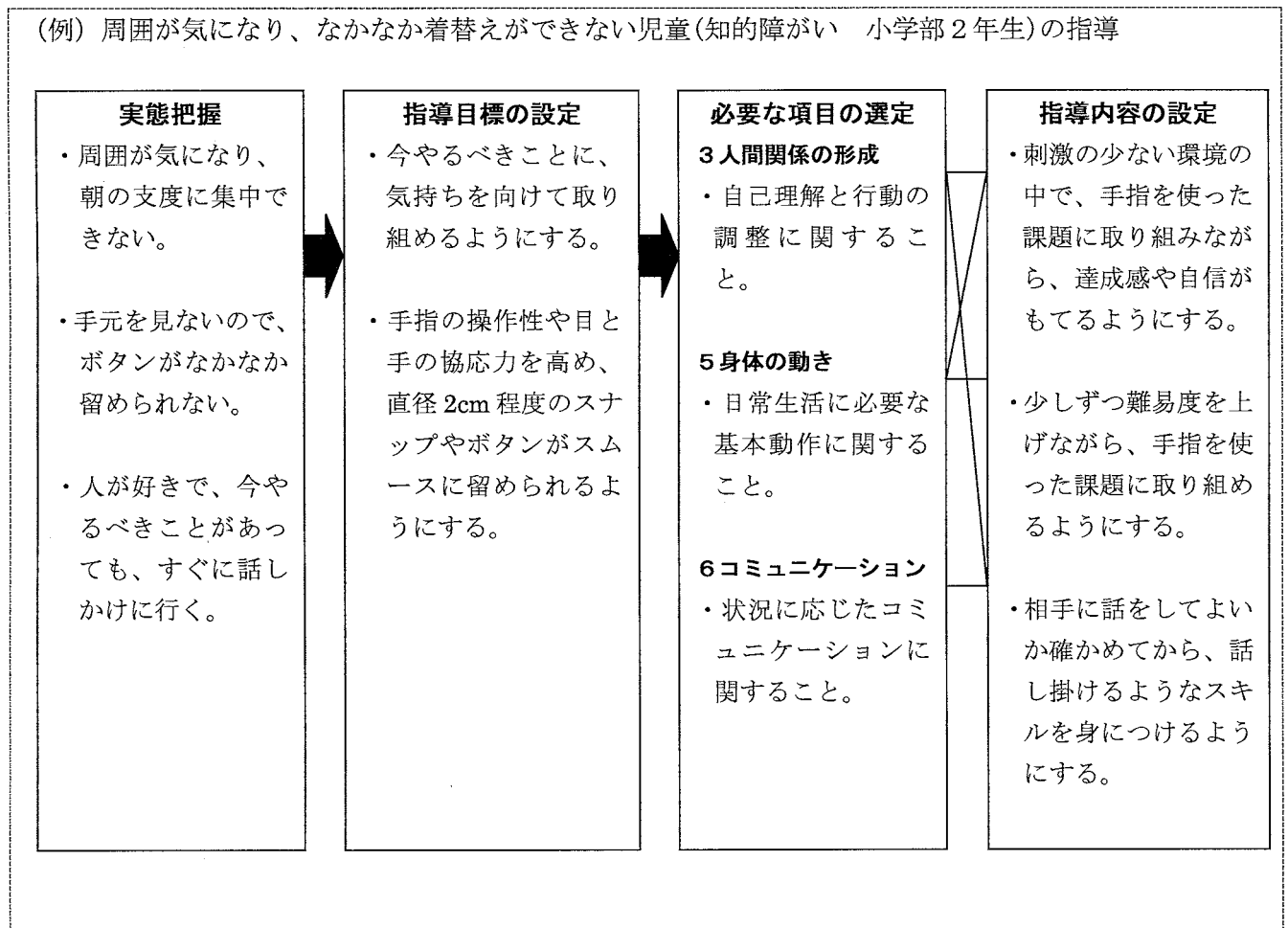
自立活動の区分による知的障がいのある幼児児童生徒の実態と指導例

区分	知的障がいのある幼児児童生徒の実態 (○) と指導例 (*)
1 健康の保持	○運動量が少なくなり、体力が低下したり、肥満になったりする。 ⇒ *適切な運動を取り入れる。食生活と健康について日常生活に即した学習。
2 心理的な安定	○細かな手指の動作が苦手で、できないとイライラして、物にあたってしまう。 ⇒ *集中して取り組むことができるように、環境を整え情緒の安定を図る。
3 人間関係の形成	○過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。 ⇒ *本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己理解を深めていく。
4 環境の把握	○同等の知的発達の程度の他の内容の理解と比較して、身近にあるものの形の違いに気づきにくい。 ⇒ *○、△、□等の型はめの学習に取り組みながら、身近にあるものの形の違いへと広げていく。

5 身体の動き	<p>○身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難である。</p> <p>⇒ *より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導する。そして、必要な運動・動作が確実に身につくよう指導する。</p>
6 コミュニケーション	<p>○発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができるが、発声や指差し、身振りやしぐさをコミュニケーション手段として適切に活用できない。</p> <p>⇒ *欲しいものを要求する場面等で、ふさわしい身振り等を指導したり、発声を要求の表現となるよう意味づけたりする。</p>

自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 周囲が気になり、なかなか着替えができない児童(知的障がい 小学部2年生)の指導



肢体不自由教育

(1) 実態把握

特別支援学校（肢体不自由）においては、近年、児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化の傾向が見られ、医療的なケアを必要とする児童生徒が増えてきています。このような実態に対応するために、自立活動の指導を中心とした教育課程を編成する学校が多くなっています。

個々の的確な実態把握に向けては以下のような観点や項目があります。

①医学的側面からの観点

- a 既往・生育歴（出生児体重、出生時の状況、けいれん発作等の有無等）
- b 乳幼児期の発達状況（頸の座り、座位保持、這うこと、立位、ものの握りとつまみ等）
- c 家族構成 d 就学前の保育・教育歴 e 就学前の療育歴 f 補装具の使用状況

②心理学的、教育的側面からの観点

ア 基礎的把握の項目

- a 身体の健康と安全（睡眠、覚醒、食事、排泄等の生活リズムや健康状態）
- b 姿勢（遊びや食事場面での無理なく活動できる姿勢や、身体の状態が安定する楽な姿勢）
- c 基本的な生活習慣の形成（食事、排泄、衣服の着脱等の基本的習慣に関すること）
- d 作業能力（手の粗大運動の状況、道具の使用、巧緻性、書写能力、自助具等の使用の状況）
- e 意思の伝達能力（言語による一般的理解、コミュニケーションの手段）
- f 感覚機能の発達（視覚、聴覚等の状態、目と手の協応動作、図と地の知覚、空間の認知）
- g 知能の発達（色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間の概念、言葉、数量の概念）
- h 情緒の安定（多動や自傷の有無、集中力等）
- i 社会性の発達（遊びの様子、対人関係、社会生活の経験、事物等への興味・関心）
- j 障がいの状態が重い場合の観察の視点
 - ・健康状態が安定しているか ・体重の増加は順調か ・感染症の配慮が必要か
 - ・てんかん発作の状況 ・経管栄養摂取やたんの吸引の必要性は ・骨折しやすいか

イ 総合的把握の項目

- a 障がいの受容と自己理解 b 障がいを補い、工夫し、自分の可能性を生かす能力
- c 自立への意欲 d 対人関係 e 学習意欲や学習に対する取組の姿勢

(2) 指導目標（ねらい）の設定

実態把握をもとに、自立活動の指導において達成を目指す目標を設定します。肢体不自由の幼児児童生徒の場合は、身体の動きが困難であることから、学習を進めていく上での身体の動きやコミュニケーションに関する目標となる場合が多いです。

(3) 項目の選定と指導内容

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、脳性まひが原因疾患の多くを占めますが、姿勢や運動・動作の困難への対応の他に、脳性まひ児の特性（動作に「時間がかかる」、経験不足による「興味・関心の幅の狭さ」、言語の不明瞭さにより「意見が伝わりにくい」、見えていても「見え方に問題がある」、複数のことを同時に処理することが難しい等）を踏まえる必要があります。

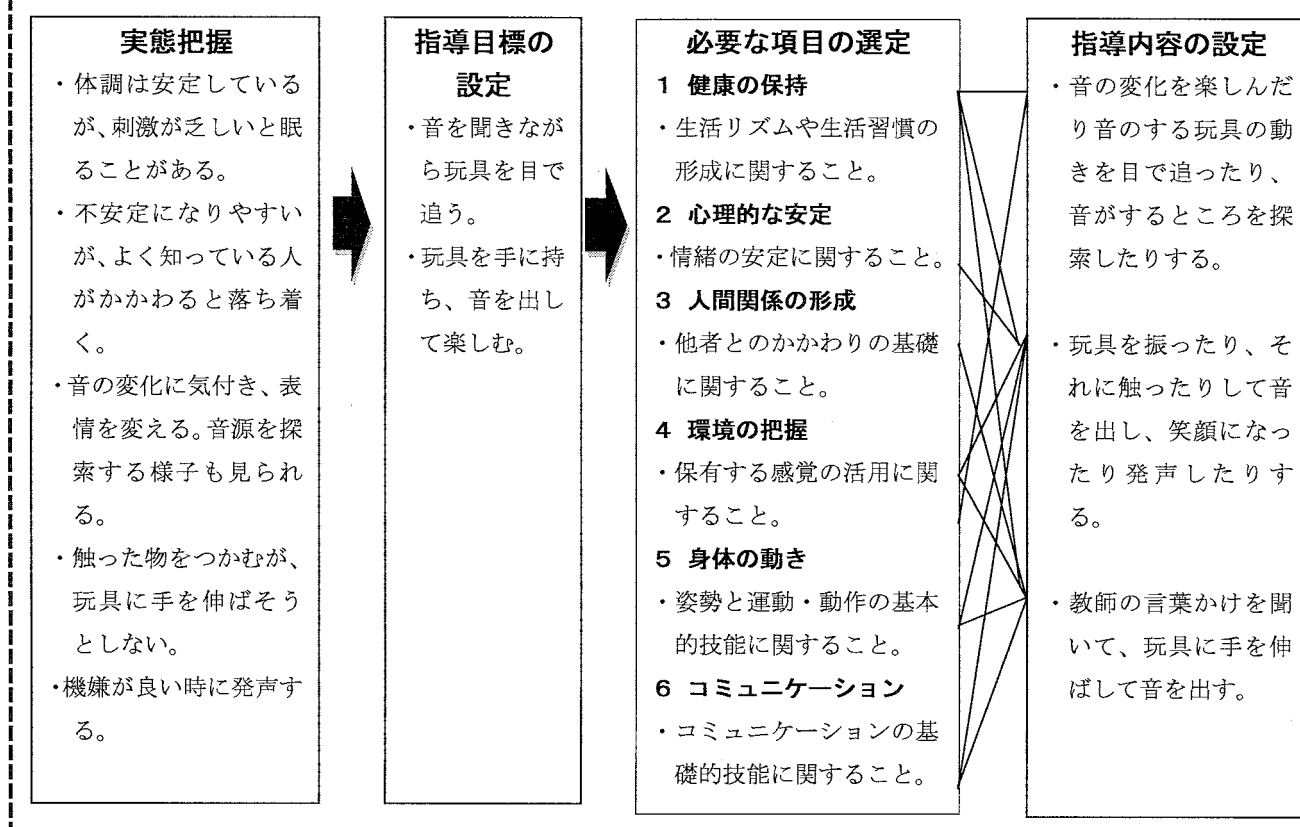
自立活動の区分による肢体不自由のある幼児児童生徒の実態と指導例

区分	肢体不自由のある幼児児童生徒の実態（○）と指導例（＊）
1 健康の保持	<p>○障がいが重度で重複しており、健康の状態を明確に訴えることが困難である。</p> <p>⇒ ＊変化しやすい健康状態を的確に把握し、乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の維持・改善に努める。</p>

2 心理的な安定	<p>○障がいが重度で重複しており、情緒が安定しているか把握することが困難である。</p> <p>⇒ *判断の手掛かりとして、「快」「不快」の表出の状態を読み取り、安定した健康状態を基盤にして「快」の感情を呼び起こし、その状態を継続できるようにするための適切なかかわり方を工夫する。</p>
3 人間関係の形成	<p>○肢体不自由があり経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていない。</p> <p>⇒ *自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して手伝ってもらうことなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。</p>
4 環境の把握	<p>○身体の動きの不自由さから自分の身体の状況を十分に理解することが難しく、空間における自分と物との位置関係を理解することに困難が見られる。</p> <p>⇒ *自分の姿勢と対象の位置関係を意識させ、言葉と結び付けながら空間に関する概念の形成を図る。</p>
5 身体の動き	<p>○全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる。</p> <p>⇒ *その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりする。</p>
6 コミュニケーション	<p>○脳性まひによる言語障がいを伴い話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりする。</p> <p>⇒ *言発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促す。</p>

自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 脳性まひと知的障がい(知的発達のレベル：0歳6か月未満)を併せ有する児童(小学部4年生)の指導



病弱・身体虚弱教育

(1) 実態把握

実態を把握していく上で、教育的立場や心理学的な立場から実態把握を行うことはもちろんですが、病気による運動制限や食事制限等様々な生活規制に対して医学的な立場から情報の提供を受けたり、助言を得たりすることも重要になってきます。このように、病弱教育における自立活動では医療機関との連携が前提となりますが、その際、特に病名や治療方法、配慮事項等について、指導計画を作成するためには欠くことのできない情報であっても、その入手方法や情報の保護に十分留意することが大切です。

病弱教育対象の幼児児童生徒の多くは慢性疾患であるため、実態把握の項目としては、特に

- ・生活習慣の形成
 - ～食事、安静、運動、清潔、服薬等の生活習慣の形成と定着状況
- ・病気の理解と生活管理
 - ～人体の構造と機能・病状や治療法等に関する知識・理解
 - ～安静・静養、栄養・食事制限、運動量の制限等に関する知識・理解
- ・健康の維持管理や情緒の安定
 - ～感染防止や健康管理に関する知識・理解、病状や治療等による情緒の安定
- ・状況の変化への対応
 - ～場所や場面の変化への対応
- ・障がいによる困難の改善・克服への意欲
 - ～各種の活動における意欲・積極性・忍耐力・集中力

等が考えられます。

(2) 指導目標(ねらい)の設定

個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて、入院期間や療養期間等を考慮しながら中長期的な観点から目標を設定するとともに、短期的な観点も合わせて目標を定めることが大切です。個々の幼児児童生徒の障がいの状態等は変化しうるものなので、特に長期的な目標は見通しを予測しながら適切に変更できるよう弾力的に対応することが必要です。

主体的に自立活動に取り組むことができるようにするためには、可能な限り幼児児童生徒が目標設定の段階から個別の指導計画作成に参加し、自己管理する力をつけることも重要なことです。

(3) 項目の選定と指導内容

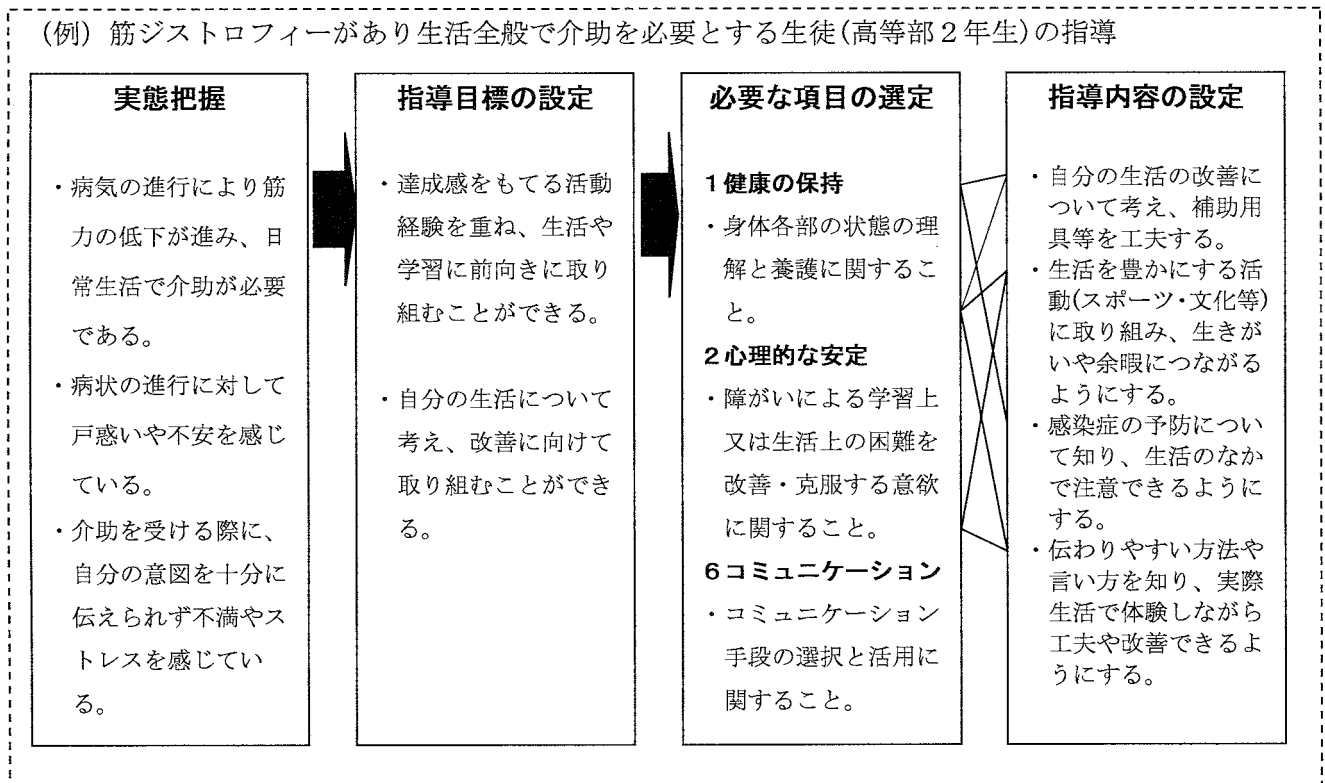
病気の多様化に対応していくためには、まずは自立活動の内容から主な慢性疾患のそれぞれに必要な項目を選定し、一般化し、それを基に各病気の種類別に指導内容を明確にしていく必要があります。

区分	慢性疾患のある幼児児童生徒の実態(○)と指導例(*)
1 健康の保持	<p>○精神性の疾患があり、食欲の減退、興味・関心の低下、意欲の減退が見られるが、それらの症状が病気によるものであることを理解できていない。</p> <p>⇒ *医師の了解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解させるとともに、自らストレスの軽減を図ることができるようにする。</p> <p>○筋ジストロフィーがあり、身体の状態に応じて運動の自己管理ができるようにする必要がある。</p> <p>⇒ *病気の原因や経過、進行の予防、運動の必要性、適切な運動方法や運動量等について学習できるようにする。</p> <p>○心臓疾患があり、運動の制限の範囲を超えて動いてしまい、病気の状態を悪化させることがある。</p>

	⇒ *病気の状態や体調に応じて生活の自己管理ができるようにする。
2 心理的な安定	<p>○白血病のため入院していて、治療の副作用による貧血や嘔吐が長期間続き、心理的に不安定になっている。</p> <p>⇒ *悩みを打ち明けたり、自分の不安な気持ちを表現できるようにしたりする等して、心理的な安定を図ることができるようにする。</p> <p>○心身症があり、心理的に緊張しやすく、不安になりやすいため、集団に参加することが困難である。</p> <p>⇒ *集団構成を工夫した小集団で活動を行ったり、十分にコミュニケーションできるようにしたりすることで、自ら情緒的な安定を図り、日常生活や学習に意欲的に取り組めるようにする。</p> <p>○筋ジストロフィーがあり、同じ病棟内の友達の病気の進行を見て将来の自分の病状について認識している。</p> <p>⇒ *学習や運動において打ち込むことができることを見つけ、それに取り組むことにより、生きがいを感じて少しでも困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。</p>
5 身体の動き	<p>○心臓疾患があり、歩行による移動が制限されている。</p> <p>⇒ *活動内容によって適切な移動手段を選択し、心臓に過度の負担をかけることなく移動の範囲が維持できるようにする。</p>
6 コミュニケーション	<p>○進行性疾患により運動機能が低下し、言葉による意思の表出が困難になることが見込まれる。</p> <p>⇒ *将来必要になるコミュニケーション手段を視野に入れた学習活動を行う。</p>

自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 筋ジストロフィーがあり生活全般で介助を必要とする生徒(高等部2年生)の指導



LD（学習障がい）を併せ有する場合



LDのある児童生徒は、知的発達に遅れはありませんが（IQ：70～75以上）、聞く、話す、読む、書く、計算する、または、推論する能力のうちの特定のものの習得や使用に著しく困難があります。そのために、期待されるよりはるかに低い学習の成果になってしまいます。LDのある児童生徒の困難さは、多種多様です。よって、一人一人の子どもたちの状態に対応した指導をすることが重要です。

- LDのある児童生徒は、次のような領域に困難さがあります。LDとは、このうちの1つ又は複数について著しい困難を示す状態を指しています。

「聞く」力： 人の話を正しく聞き取って、理解することの困難さ。

- 聞き間違いがある。 集団場面で、話を理解できない。 聞いたことをすぐに忘れる。 等
<支援のヒント>・近くにより、アイコンタクトをとって注意をひきつける工夫をする。
・話に関係のある絵を準備する。

「話す」力： 伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すことの困難さ。

- 筋道をたてて話しにくい。 内容や表現に乏しい話になってしまう。
 言葉に詰まってしまう。
<支援のヒント>・「いつ」「だれが」「どこで」「どうした」といった手がかりを示す。

「読む」力： 文章を正確に読み、理解することの困難さ。

- とばし読みをする。 特殊音節（あくしゅ、がっこう等）を間違える。
 音読はできるが、内容を正しく読み取れない。
<支援のヒント>・教科書の文字を拡大する。
・文章のキーワードを丸で囲む。

「書く」力： 文字を正確に書くこと、筋道立てて文章を作成することの困難さ。

- 漢字の編とつくりを逆に書く。 マス目からはみ出す。 鏡文字を書く。
 独特の書き順。 作文を書くことができない。
<支援のヒント>・字を練習する際、言葉による意味づけを行う。
・作文の下書きメモを用意する。

「計算する」力： 暗算や筆算をすること、数の概念を理解することの困難さ。

- 簡単な計算が難しい。 筆算すると位がずれる。 文章題が難しい。
<支援のヒント>・計算の手続きを言葉で言いながらする。
・一度にたくさんの計算練習の課題をださない。

「推論する」力： 事実をもとに結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすることの困難さ。

- 時間や場所を間違える。 はやとちりをする。 算数の文章題ができない。
 日常生活で状況判断が苦手。 図形の理解ができない。
<支援のヒント>・文章題のキーワードに印をつける。
・教室移動の目印を置く。

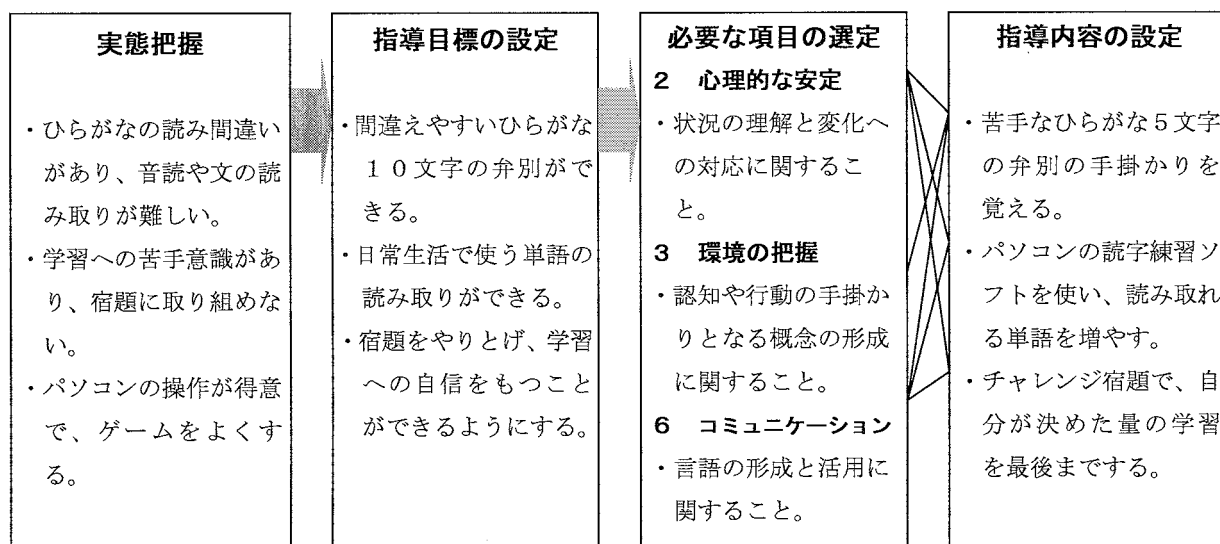
LDの指導については、認知特性や学習上のつまずきへの指導と支援により、児童生徒が抱える本質的な困難を軽減することが基本です。しかしながら、学習や学力の問題や認知の偏りによる状況理解の難しさから、情緒的葛藤や自己不全感、対人関係や生活面でのストレスも多く、二次的な障がいへの対応が必要となる場合もあります。

■ 自立活動の区分によるLDのある児童生徒の実態と指導例

区分	LDのある児童生徒の実態 (○) と指導例 (*)
1 健康の保持	○着替えや教科書の準備等、一つ一つに時間がかかる。 ⇒ *準備するもののメモを見て自分でできるようにしたり、目標の時間を決めてスモールステップで時間を短くしたりしていく。
2 心理的な安定	○学習面の不全感から、生活全体の意欲が低下する。 ⇒ *得意なことを生かして課題をやり遂げるよう指導し、成功したことを褒めることで、自信や自分の良さに気づく指導を行う。 ○計算の遅さを自分の努力不足としてとらえる。 ⇒ *得意、不得意を知り、得意な面を活用することで困難を克服できる経験をする。成功体験を重ね、自信をつけ、不得意なことにも立ち向かう意欲を育てる。
3 人間関係の形成	○友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団参加が困難。 ⇒ *日常的に使われる友達同士の言い回しや分からない時のたずね方を、あらかじめ小集団で練習しておく。
4 環境の把握	○左右の概念を理解することが困難で、左右の概念を含んだ説明が理解できない。 ⇒ *様々な場面で、体験的な活動と「右」「左」の位置や方向を関連づけ、概念を形成する。
5 身体の動き	○巧緻性、協調運動の特性から、作業の遂行が困難。 ⇒ *関係教科等との関連を図り、作業における基本動作の習得、巧緻性、敏捷性の向上を図る。目と手の協応、持続性等の自己調整ができるようにする。
6 コミュニケーション	○文字や文を読むことが困難。 ⇒ *聞いたり、読んだりして理解する指導。パソコンソフトを有効的に活用する。 ○話の内容の記憶や類推の難しさから、受け答えが難しい。 ⇒ *まとめながら聞く力を高める、聞き返す方法を身につける、相手の表情に注目する等、状況に応じたコミュニケーションができるようにする。

■ 自立活動の指導においては、児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 読字の困難さ、学習への意欲低下が見られる生徒(中1)の指導



ADHD（注意欠陥多動性障がい）を併せ有する場合



ADHDの幼児児童生徒は、年齢や発達と比べて不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とした行動の障がいがあります。そのため、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすことがあるという点に配慮して指導します。

■ 注意力、衝動性、多動性を特徴とした行動には、次のようなものがあります。

○ 注意力にかかわること

- ・課題や遊びの活動で、注意を集中し続けることが難しい。
- ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない。
- ・気持ちを集中させて努力し続けなければならない課題を避ける。
- ・学習等に必要な物を失くしてしまう。等

<支援のヒント>

- ・必要なものに注目することができるよう目印をつける。
- ・一つの課題をいくつかの段階に分割する。
- ・黒板に近い席にし、集中しやすい学習環境を整える。

○ 衝動性にかかわること

- ・質問が終わらないうちに、答えを言ってしまう。
- ・順番を待って活動することが難しい。
- ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。等

<支援のヒント>

- ・必ず挙手をし、指名されてから答えるというルールを決める。
- ・やりたいことがあっても、「1、2、・・・5」と数えて、気持ちを落ち着ける。

○ 多動性にかかわること

- ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。
- ・遊びや余暇活動に落ち着いて参加することが難しい。
- ・話題が次々と変わり、脈絡のない会話になりがち。等

<支援のヒント>

- ・立ち上がりそうな時に、プリント配布の仕事を手伝う等の役割に取り組む。
- ・授業中に席を離れても良い時間や教室から出た際の行き先を決め、ルールを守るようにする。

ADHDのある幼児児童生徒は、「わざと活動や課題に取り組むことを怠けている」「自分勝手な行動をしている」等とみなされ、叱られたり注意されたりすることがあります。その結果として、「自分は、だめな人間だ」「どうせ、やってもできない」等、自己評価が低くなることも多くなりがちです。

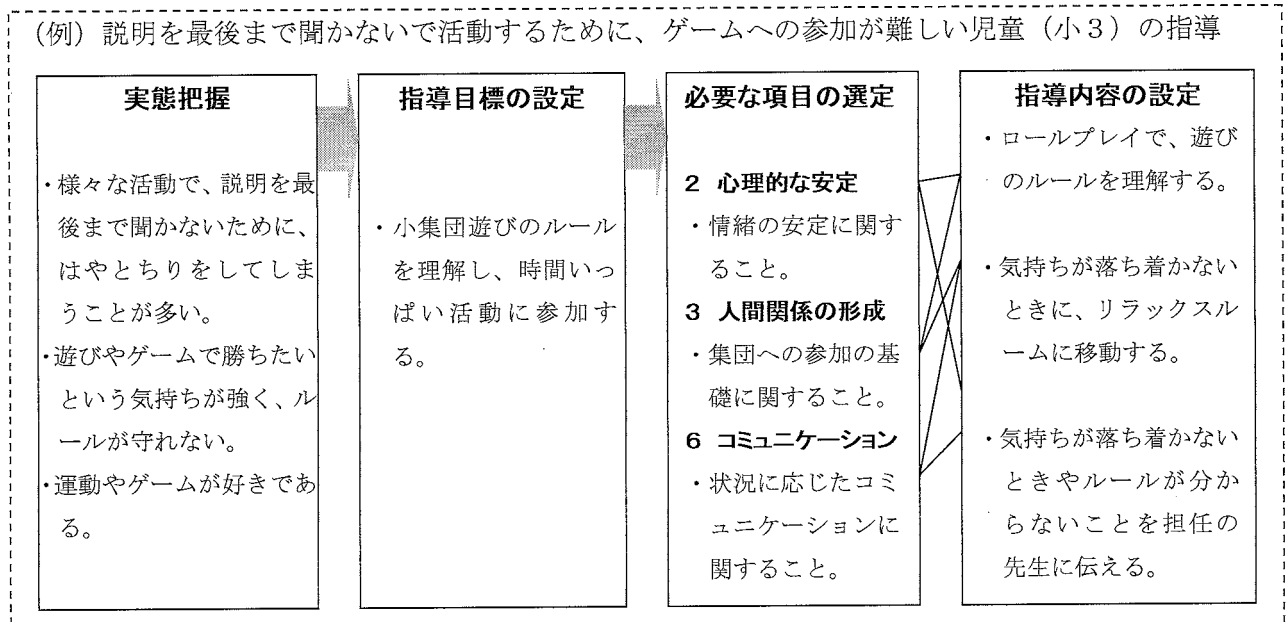
自己評価が低くなっているような場合には、注意欠陥多動性障がいの理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切です。これらの内容を取り出して個別に指導することや、様々な指導の中で配慮する等、実態に応じて工夫することが必要です。

■ 自立活動の区分によるADHDのある幼児児童生徒の実態と指導例

区分	ADHDのある幼児児童生徒の実態 (○) と指導例 (*)
1 健康の保持	○周りのことが気になりやすく、整理整頓の習慣が身につけにくい。 ⇒ *個別の指導において、落ち着いた環境で整理整頓の方法を知る。
2 心理的な安定	○感情のコントロールが難しく、叱責された時等に興奮を抑えられない。 ⇒ *興奮を抑える場所に移動したり、深呼吸をして落ち着いたりする方法があることを知らせ、できるようにする。 ○注意や叱責されることが多く、二次的に自信低下、情緒不安定になる。 ⇒ *自分のよさを知ったり、成功体験をしたりし、自信や意欲を高めるようにする。
3 人間関係の形成	○状況にそぐわない行動から集団参加が難しい。 ⇒ *行動する前に周囲の状況を観察したり、理解するゆとりをもったりする態度を身につけるようにする。 ○ルール理解の難しさ、勝ちたい気持ちからの逸脱による遊びへの参加の困難さ。 ⇒ *ルールを段階的に理解できるようにする。 ⇒ *ロールプレイによって適切な行動を具体的に学習する。
4 身体の動き	○学習中の座位や立位が崩れる。 ⇒ *身体を動かすこと、姿勢を保持すること、自分でチェックすること等を指導する。 ○一連の作業で最後まで集中できない。 ⇒ *作業工程を分割し、スモールステップで取り組める時間を長くする。
6 コミュニケーション	○自分の思いをうまく相手に伝えたり相手の意図を理解したりすることが難しい。 ⇒ *障がいによる経験の不足等を踏まえ、主体的に使えるコミュニケーションの方法を身に付ける。

■ 自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 説明を最後まで聞かないで活動するために、ゲームへの参加が難しい児童 (小3) の指導



自閉症を併せ有する場合



自閉症のある幼児児童生徒は、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特性が見られます。これらの特性を踏まえ、学習上又は生活上の困難を改善・克服するよう指導していくことが大切です。

自閉症の障がい特性から、次のような様子が見られます。

① 人への反応やかかわりの乏しさ、社会的関係形成の困難さ

- ・ 友達と仲良くしたい気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない。
- ・ 球技やゲームをする時、仲間と協力してプレーすることが考えられない。
- ・ いろいろなことを話すが、その時の状況や相手の感情、立場を理解しない。
- ・ 周りの人が困惑することも、配慮しないで言う。 等

② 言葉の発達の遅れ

- ・ 話し言葉に遅れがあり、身振り等により補おうとしない。
- ・ 含みのある言葉の本当の意味が分からず、表面的に言葉通りに受け止めてしまうことがある。
- ・ その年齢に相応した、変化に富んだ自発的なごっこ遊びや社会性のある物まね遊びができない。
- ・ 会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりする。 等

③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわること

- ・ 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。
- ・ 強いこだわりがあり、限定された興味だけに熱中する。
- ・ とても得意なことがある一方で、極端に苦手なものがある。
- ・ ある行動や考えにこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある。 等

* これらの他に、次のような状態が見られることがあります

- ・ 音や触覚等に対する過敏さ。
- ・ 極端な偏食等、食生活の偏り。
- ・ 混乱、欲求不満、脅威等に対して、自傷等の行動をとる。
- ・ 幼児期の多動と見なされる行動。 等

○ 自閉症の特性のある幼児児童生徒は、学校等での生活において、先の見通しがきかない状況、予期せぬ変化、暗黙の了解の多い集団生活等に大変さを感じていることがあります。また、周囲の幼児児童生徒にとっては、「常識がない」と感じる言動をするため、いじめやからかいにつながることもあります。

次のようなポイントを押さえた指導を行うことが大切です。

- ・ 図形や文字による視覚情報の理解能力が優れていることを活用する。
- ・ 学習環境やスケジュールを本人に分かりやすく提示する等の構造化をする。
- ・ 問題行動は、表現方法の1つとして理解し、それを別の方法で表現することを教える。
- ・ 情報の受け入れ方や心情の理解等における特性を踏まえた対応をする。 等

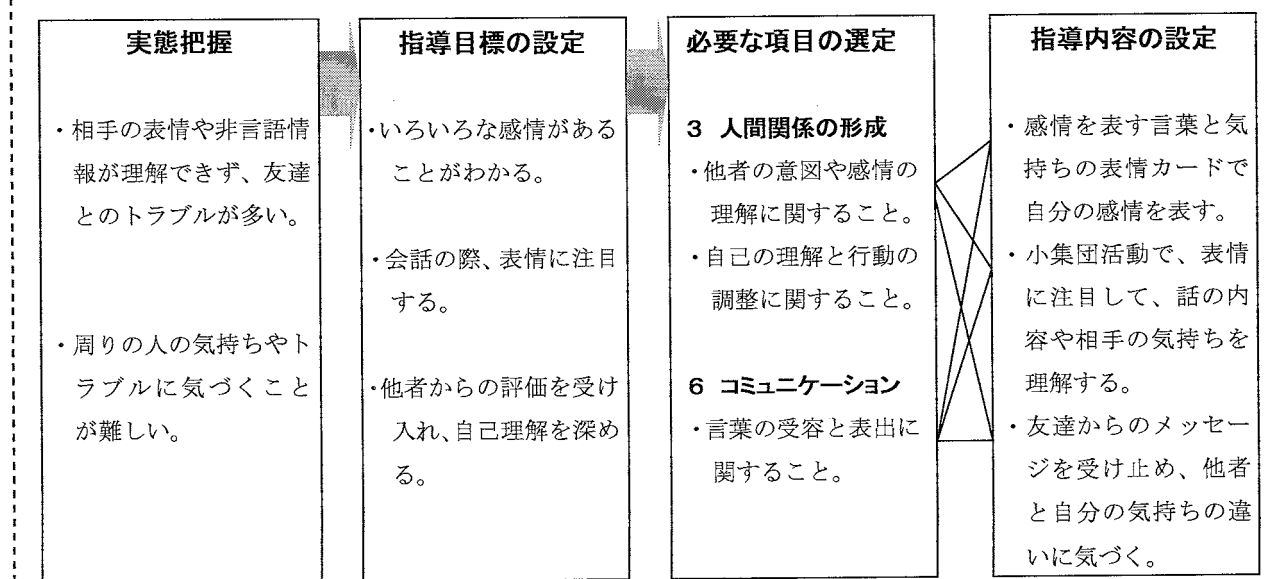
* 高機能自閉症とは、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。3歳くらいまでにあられ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味・関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴があります。また、アスペルガー症候群について、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの」と示されています。

■ 自立活動の区分による自閉症のある幼児児童生徒の実態と指導例

区 分	自閉症のある幼児児童生徒の実態 (○) と指導例 (*)
1 健康の保持	○運動量が少なくなり、体力が低下したり、肥満になったりする。 ⇒ *適切な運動を取り入れ、食生活と健康について日常生活に即して学習する。
2 心理的な安定	○行事や予定変更による混乱や不安がある。 ⇒ *予告や事前の体験をすることにより、安定して取り組めるようにする。
3 人間関係の形成	○他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が身についていない。 ⇒ *教師との安定した関係づくりから始め、やりとりの方法や場面を増やす。言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報を加えて分かりやすくする。 ○相手の心を読み取って、それに応じて行動することが困難。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう。 ⇒ *生活の様々な場面を想定し、言葉や表情から相手の考えや立場を推測するような指導を通し、相手とかかわる具体的な行動を身につける。
4 環境の把握	○感覚の過敏さによる特定の衣服や食事へのこだわりがある。 ⇒ *不快な音や刺激を自ら避ける方法を身につける。実態に応じてスモールステップで慣れる。
5 身体の動き	○手足を協調させて動かすことや微細運動の困難さがある。 ⇒ *手足の簡単な動きから段階的に指導する。興味・関心を生かし、道具等を使って手指を動かす学習をする。 ○自分のやり方にこだわる。指導者の手本をまねできない。 ⇒ *教師との良好な人間関係を形成し、主体的に教師の手本を模倣しようとする気持ちを育てる。
6 コミュニケーション	○他者の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりすることに困難さがある。 ⇒ *話す人の方を見る、話を聞く態度等かかわりの基礎に関する指導を行う。視覚的な手がかりの活用、代替手段を使えるようにする。

■ 自立活動の指導においては、幼児児童生徒の実態に応じ、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

(例) 他者の意図の理解が難しく、人間関係でトラブルのある生徒(高2)の指導



Q17：自立活動の区分に新たに加わった「人間関係の形成」とは何でしょうか？

A：障がいの重度・重複化、発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を充実する観点から、今回の学習指導要領の改訂で、新たに示された区分です。

今回の学習指導要領の改訂では、自立活動の内容における従前の項目が検討され、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」「他者の意図や感情の理解に関すること。」「自己の理解と行動の調整に関すること。」「集団への参加の基礎に関すること。」という項目が新たに示され、それらが「3 人間関係の形成」という新たな区分として整理されました。具体的には以下のとおりです。

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示しています。

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

障がいのある幼児児童生徒は、障がいによる様々な要因から、基本的な信頼関係の形成が難しい場合があります。その場合は、身近な人との親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやりとりを拡げていくようにすることが大切です。例えば、実態や興味にあった遊びを通して大人との1対1の信頼関係をつくることで、他者からの働きかけを受け止めたり、応じたりすることができるようにすること等が考えられます。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

障がいのある幼児児童生徒の中には、単に経験を積むだけでは、相手の意図や感情をとらえることが難しい者も見られます。その場合は、相手とかかわる際の具体的な方法や、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を身につけることが大切です。例えば、生活の場面を設定してロールプレイを行ったり、表情等の絵カードや図等の視覚的な教材を使ったりすることで、他者の感情について理解を深められるようにすること等が考えられます。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

障がいのある幼児児童生徒は、障がいによる認知上の困難や経験の不足等から、自己の理解が十分でない場合があります。また、経験が少ないことや課題に取り組んでもできなかつた経験等から、自分に肯定的な感情を持つことができない状態に陥っている場合もあります。早期から、成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的にとらえる感情を高められるような指導内容を設定することも重要です。例えば、自分の得意なこと、不得意なことへの理解を促し、そこから得意なことを生かして環境に適応していこうとする力を身につけること等が考えられます。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

障がいのある幼児児童生徒は、見たり聞いたりして情報を得ることや、集団に参加するための手順や決まりを理解すること等が難しいことから、集団生活に適応できない場合があります。その場合は、あらかじめ集団に参加するための手順や決まり、必要な情報を得るための質問の仕方等を学習しておくことが必要になります。また、会話の背景や経過を類推することが難しい幼児児童生徒の場合には、具体的なやりとりの中で、どのように行動すべきか、相手はどう考えているか等を指導することも大切です。

Q18：知的障がい教育における各教科の目標及び内容は、どのようになっているのでしょうか？

A：知的障がい教育では、各教科の内容を学年別に示さず、段階別に示しています。

学年別に示さず、段階別に示している理由は、対象とする児童生徒の学力等が、同一学年であっても、知的障がいの状態や経験等が様々で、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が個々の児童生徒の実態に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。各教科の内容は、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（ただし、高等部の主として専門学科において開設されている教科は1段階）で示してあります。

表 各段階とねらい 新しい教育課程と学習活動Q&A特別支援教育〔知的障害教育〕より引用
特別支援学校知的障害教育校長会著

	I 小学部1段階	II 小学部2段階	III 小学部3段階	IV 中学部	V 高等部1段階	VI 高等部2段階
段階	障がいの程度が比較的軽く、他人との意思疎通が困難であり、日常生活を営むのにほぼ常時援助を必要とする者	障がいの程度は1段階ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者	障がいの程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さがみられるが、2段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者	小学部3段階の内容を踏まえ生活年齢に応じる	中学部の内容やそれまでの経験を踏まえる	高等部1段階の内容を踏まえ、比較的障がいの程度が軽度である生徒を対象とする
ねらい	知的発達極めて未分化であること、生活経験が少ないこと等から、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容	主として教師からの言葉かけによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりする等して、児童が基本的な行動を身につけることをねらいとする内容	主として児童が主体的に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容	主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容	主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活等を考慮した基礎的な内容	主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活等を考慮した発展的な学習内容

*指導に当たっては、児童生徒の実態等に応じて適切な内容を選定し、具体的に指導内容を設定する必要があります。

Q19：知的障がいのある児童生徒の指導の特徴は何でしょうか？

A：各教科等を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。

知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障がいの状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。各学校においては、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要があります。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育施行規則第130条第2項に、特別支援学校で知的障がい者を教育する場合において特に必要がある場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとされています。なお、中学部、高等部においては、総合的な学習の時間を適切に設けて指導することに留意する必要があります。

障がいの特性のところでも述べたように、知的障がいのある児童生徒は、抽象的な表現等を理解することは苦手です。知識や技能をそれぞれの教科や領域の系統性に沿って指導していくより、まず生活の中で、具体的に学習していくことが効果的です。従って、教科別、領域別に分けて指導するより、分けない形で総合的に指導の方が効果的だといえます。実際的な活動を通して、繰り返し経験する中で身につけていくのです。

生活的、実際的な活動を通して、児童生徒の興味・関心を大切にしながら、教科や領域等の内容を具体的に学習していくのが、各教科等を合わせた指導なのです。

Q20：各教科等を合わせて指導を行う場合には、どのような形態があるのでしょうか？

A：従前から「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」等として実践されています。それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれています。

各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の実態に即し、以下の説明を参考にして下さい。

日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように、学校生活の自然な流れに沿って指導するものです。児童生徒が1日の生活に見通しをもって、日常生活の様々な活動を自分自身の力で処理することができるようにすること、さらに日常生活をより自立的・発展的に対処するための生活態度や生活意欲を育てることが目標になります。

日常生活の指導においては、生活科の内容だけではなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔等基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守る、決まりを守る、金銭、健康・安全等の日常生活や社会生活に必要な内容を指導します。

また、日常生活の指導に当たっては、以下の点を考慮することが重要です。

- (1) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取扱うようにすること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

具体的な学習内容の例

生活の流れ	具体的な学習内容の例
登校時	・あいさつをする ・靴を履き替える
朝のしたく	・持ち物を整理する ・着替えをする ・用便をする ・みだしなみの確認
朝の会	・係の仕事をする ・日付や天気の確認をする ・今日の予定を確認する ・健康観察をする
朝の運動	・ラジオ体操をする ・ランニングをする ・校外歩行をする
給食	・エプロンを身につける ・机を拭く ・配膳をする (盛りつけ、箸・牛乳配り等) ・食事のマナー ・食前食後のあいさつ ・片付け ・手洗い
掃除	・ゴミを拾う、捨てる ・ほうきで掃く ・ぞうきんがけをする
帰りのしたく	・着替えをする ・持ち物を鞆に入れる
帰りの会	・一日を振り返る ・明日の予定を知る

遊びの指導

遊びの指導とは、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われます。場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組める遊びから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで、連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

そのほか、遊びを指導の形態として独立させずに、日常生活の指導、生活単元学習の中に取り入れたり、教科別の指導においては、児童の学習活動を活発化させるねらいで、各教科の指導の中に遊びを取り入れたりすることがあります。

遊びの指導に当たっては、以下の点を考慮することが重要です。

- (1) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (2) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、道具等を工夫すること。
- (3) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- (4) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- (5) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

県内の特別支援学校で実践されている「遊びの指導」の題材例を紹介します。

- ・〇〇ランドで遊ぼう（遊具遊び） ・ダイナミックランドに行こう（体育館での設定遊具）
- ・水遊びをしよう ・光で遊ぼう ・からだを使って遊ぼう ・ダンボールで遊ぼう
- ・新聞紙で遊ぼう ・おからで遊ぼう ・お話遊びをしよう ・落ち葉で遊ぼう
- ・宍道湖で遊ぼう ・積み木やブロックで遊ぼう ・ビールケースのプールで遊ぼう
- ・粉で遊ぼう ・ブラックライトの世界へようこそ ・かくれんぼをしよう
- ・お店やさんごっこ ・お医者さんごっこ ・散髪やさんごっこ

遊びの指導では、教師が遊びを教え込もうとすると、児童にとって興味・関心のない活動になったり、児童が遊ぶことに集中しにくくなったりする場合があります。児童が主体的に遊ぶ姿を引き出すために、教師も一緒に遊んだり、さりげなく遊び方を示す等のかかわりが効果的です。

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実践的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、児童の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。

単元とは、一般にまとまりのある一連の活動のことをいいます。単元の構成のしかたの一例を以下に挙げます。

- ①生活上の課題等から出てきた子どもの願いや目標を浮かびあがらせます。
- ②次に、その願い等を実現するために、必要な手立てや準備を子ども達と考え計画し、実際に活動をします。この一連の活動によって、児童生徒の願いや目標が実現（達成）されます。
- ③そして、最後に活動の振り返りを行います。活動したことを文章や絵にして表現したり、最近では、ビデオやデジタルカメラの映像が活用されたりしています。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下の点を考慮することが重要です。

- (1) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身につけた内容が生活に活かされるものであること。
- (3) 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- (4) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- (5) 各単元における児童生徒の目標あるいは、課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてまとまりのあるものであること。
- (6) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるように計画されていること。

県内の特別支援学校で実践されている「生活単元学習」の単元の例は、下表のとおりです。(学習内容については実際の実践以外の内容も含んでいます。)

【小学部】

単元名	具体的な学習内容の例
家の周りの絵地図を作ろう	・自分の家の周りの建物等の写真を撮り、絵地図にする
光で遊ぼう	・豆電球の仕組みを調べ、教室を飾り、クリスマス会の飾りにする
〇〇ショップを開こう	・制作したものを、校内で販売したり、プレゼントしたりする
しんじ湖ではぜ釣りをしよう	・宍道湖にはぜ釣りに行く計画を立てる ・えさの買い方、行き方を調べる
わくわく発表会をしよう	・交流校と一緒にする発表会に向けて、校内や相手校で練習をする ・招待状を書きポストに入れる ・振り返り会をする
宿泊学習をしよう	・宿泊先への行き方調べ ・お楽しみ会の準備 ・係の仕事決め ・オリエンテーリングの練習 ・しおり作り ・感想文集作り
畑で野菜を育てよう	・栽培(種まき、植え付け、草取り、水やり、収穫) ・収穫祭の計画、準備
おいしいうどんを作ろう	・うどん屋に行って話を聞く、作るところを見学する ・材料の買い物 ・うどん作り ・おいしいダシ作りの研究

【中学部】

単元名	具体的な学習内容の例
目指せ、ピザ職人	・地域のピザ職人に作り方を教えてもらう。 ・材料の買い物 ・ピザ作り ・ピザの歴史を調べる
ふるさと再発見	・地域の自慢できる食べ物や施設等を調べ、講師を招いて作ったり、出かけたりして新聞にまとめる
バンブーチャレンジ	・竹を題材に食器、楽器、竹炭、門松等の制作活動を、年間を通して行い、それぞれの活動に地域から講師を招く ・竹の生えている様子や、実際に生活に使用しているところを調べるため、校外学習に出かける
映画塾	・地域・学校を舞台にした創作劇を行い映画にする ・地域の人を招いて上映会をする
隠岐探検隊	・地域の水産加工場で、アジの干物の作り方を教えてもらう ・ダイビングセンターでシーカヤックを教えてもらう
ご当地バーガーを作ろう	・地元の食材を使って、ハンバーガーを作り、校内で食べてもらう ・地域のイベントで紹介する
染め物をしよう	・染め方について調べる ・材料を集める ・きれいに染色する方法を調べる
宿泊学習に行こう	・係りの仕事の準備 ・飯ごう炊さんの練習 ・施設利用のマナーを学ぶ ・しおり作り ・事後に発表会をする

わくわく写真展	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が見た地域の素敵なところを写真に撮影する ・校内で展覧会をする
名刺を作って配ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生が、中学部の先輩に名刺を配って自分を紹介する
図書館、郵便局に行こう	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の施設や交通機関の役割や利用の仕方について学ぶ
地元の産業について調べよう	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業について調べる ・地元企業の方に授業で業務について話を聞く ・見学に行く ・まとめの新聞を作る
プラネタリウムカフェを開こう	<ul style="list-style-type: none"> ・星について調べる ・プラネタリウムの見学 ・プラネタリウム作り ・カフェの食材の買い物 ・接客の練習
身体と心の変化を学ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次性徴について知る
小麦粉名人になろう	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦粉はどうやってできるか調べる ・うどん屋、パン屋の見学 ・小麦粉ショップの開店準備 ・チラシ配り ・接客練習

【高等部】

単元名	具体的な学習内容の例
社会へふみ出そう	<ul style="list-style-type: none"> ・『自分MAP』作りを通して、卒業後、出身地域の中で生活する自分の思いを表現する ・発表の場を設け地域に発信する
チャレンジ自立生活	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の宿泊施設で、一人暮らしやグループホームでの生活を想定した体験学習を行う ・献立作り ・出納簿の使い方
地域ネットワークを見つけよう	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関との顔合わせ ・施設見学 ・ネットワークマップ作り
ようこそ先輩	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生に来校してもらい、仕事や生活についての話を聞く
ごみについて考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の仕方を調べる ・ごみの行方調べ
弁当を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当作り（献立を考える、食材選び、買い物、盛り付け）
ハッピープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで地域に貢献できることを考える(バス停の掃除、郵便局にアレンジフラワーを贈る等)
大人になるって	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の身体の成長 ・男女のかかわり ・結婚 ・出産
宿泊学習に行こう	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ別活動、調べ学習
携帯電話を使いこなそう	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を使用する際のマナーを知る ・ネットの様々なトラブルへの対応について外部講師から学ぶ
現場実習に向けて (マナー編)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の人に来校してもらい「社会に出てから大切なことについて」の話を聞く(1年時に実施) ・実習に向けて、必要なマナーについてまとめる
銀行に行ってみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業前に、給料の仕組みと管理の仕方について学ぶ ・地元の銀行の見学、振込用紙の記入を体験する
隠岐探検に行こう	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の生徒の出身地域に出かけ、出身の生徒が案内する

作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科や職業及び家庭の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。

作業学習で扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング等のほか、販売、清掃、接客等も含み多種多様です。

作業学習の指導に当たっては、以下の点を考慮することが重要です。

- (1) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること
- (2) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定すること
- (3) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること
- (4) 知的障がい等の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること
- (5) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること
- (6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から流通への流れが理解されやすいものであること

このほか、担当する教職員の専門性や、作業学習を行う場所の広さや設備等も考慮して、どの作業種を扱うかを決定することになります。

主な作業種及び内容の例

- ・農業（野菜、穀類、キノコ、野菜苗等）・園芸（切り花、鉢植え、花苗等）
- ・木工（装飾品、家具、玩具等）　　・窯業（食器、花器、置物等）
- ・織物（さをり織り、さき織り、指編み等）
- ・縫製（衣類、カバー類、刺繍等）　　・調理（主食・副食、菓子類等）
- ・食品加工（漬け物、乾物、ジャム、納豆、キムチ、うどん等）
- ・リサイクル（空き缶、チラシ、牛乳パック等）
- ・ビルメンテナンス（清掃等）　　・接客（カフェテリア等）
- ・事務（書類仕分け、パソコン入力等）　　・クリーニング　　・洗車

県内の特別支援学校の特色のある作業内容の例

- ・点字用紙のリサイクル封筒作り
- ・地域で仕入れたイカの加工
- ・地域で盛んな神楽の面作り
- ・門松作り
- ・グラントワショップの製品作り
（ペーパーウエイト、箸置き　～業者と提携～）

Q21：教科別、領域別の指導で、配慮することはどのようなことでしょうか？

A：一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切です。

教科別に指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科の内容の指導を行うことができますが、教科ごとの時間を設けて、その他の各教科等と合わせないで指導を行う場合もあり、それは、教科別の指導と呼ばれます。

指導を行う教科やその授業時間数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によって異なります。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多いです。その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切です。

指導に当たって配慮すること

- (1) 学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する。
- (2) 学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する。
- (3) 児童生徒の個人差が大きい場合は、教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する。
- (4) 指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする。

領域別に指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合でも、道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができますが、道徳、特別活動、自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、領域別の指導と呼ばれています。領域別の指導は、児童生徒の実態によって、適切に取扱うことが必要です。

(1) 道徳

Q22 参照

知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部には、道徳が設けられていることに留意します。

(2) 特別活動

個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分考慮し、適切に創意工夫する必要があります。指導を計画するに当たっては、各教科や他の領域及び総合的な学習の時間（小学部は除く。）との関連を図るとともに、小・中・高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することが大切です。

(3) 自立活動

Q14～ 参照

Q22：知的障がい教育において、道徳はどのような指導をするのでしょうか？

A：学校の教育課程全体を通じて取り組みますが、具体的な指導場面を設定して指導することが重要です。

(1) 道徳を教育課程に位置づけるときに留意すること

教育課程の上では、道徳を領域別の指導として行う場合と、各教科等を合わせて指導を行う際に、実際の生活場面を想定しながら道徳の内容も含めて指導する場合があります。

- 道徳の目標及び内容については、小学部・中学部では小学校または中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずること、高等部では小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることについて示しています。
- 道徳教育の全体計画と年間指導計画を作成する必要があります。校長のリーダーシップのもと、道徳教育の推進を主に担当する教師を中心として、全教職員の協力を得ながら作成します。
- 重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要があり、自立活動を主とした教育課程を編成している場合にも、「道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができない」ため、道徳については領域別の指導で行うか、あるいは教育課程に各教科等を合わせた指導を取り入れて、その中で指導する必要があります。

(2) 具体的な指導内容を設定すること

内容の指導に当たっては、児童生徒一人一人の知的障がいの状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要です。

その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結びついた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要です。

その際、各学校の特色を生かしながら具体的な活動にしていくことが重要です。

例えば…

島根の様々な資源を生かしながら行う体験的活動

- ・交流及び共同学習
- ・地域の行事への参加
- ・集団宿泊活動や奉仕体験活動
- ・職場体験活動
- ・ALTや地域の方との外国文化を理解する学習

生きることやできることに喜びを感じられる活動

- ・自然とふれあうなかで自己の存在を感じる活動
- ・あいさつや身仕度、係活動などの日常的な活動
- ・成就感や達成感を得ることをねらいとした学習活動
- ・家庭でのお手伝いなどの家庭生活に役立つ活動
- ・動植物の世話など生きものにかかわる活動

- 道徳教育の目標
- 主として自分自身に関すること
 - 主として他の人とのかかわりに関すること
 - 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること
 - 主として集団や社会とのかかわりに関すること



各教科等を合わせて指導を行う場合にとどまらず、特別活動や総合的な学習の時間、また進路指導や人権同和教育などとも関連があります。道徳教育は学校教育活動全体にかかわっていくものであり、その点をふまえて全体計画や年間指導計画を作成していくことになります。

Q23：知的障がい教育において、総合的な学習の時間はどのような指導をするのでしょうか？

A：学校や学部等において総合的な学習の時間の核となる目標を定め、それに基づいて指導内容や指導場を設定していきます。各教科等を合わせた指導との違いを踏まえる必要があります。

(1) 総合的な学習の時間と各教科等を合わせた指導のちがい

総合的な学習の時間と各教科等を合わせた指導は、似通っているように見えますが、教育課程における位置づけや目標にちがいがあることに留意する必要があります。

○教育課程における位置づけ

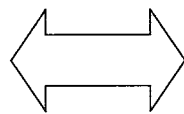
各教科等を合わせた指導	各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うという指導の形態
総合的な学習の時間	教科等の枠を超えて教育課程を構成する時間の枠として位置づけられる

○目標

各教科等を合わせた指導	○自立的な生活に必要な事柄を実際、総合的に学習することにより、必要な知識・技能を獲得し、生活上の望ましい習慣・態度を形成すること →指導の形態であり、目標については学習指導要領等で示されている各教科等の目標につながっている
総合的な学習の時間	①横断的・総合的な学習や探求活動を通すこと ②自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること ③学び方やものの考え方を身につけること ④問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること ⑤自己の生き方を考えることができるようにすること →各教科等の枠を超え、各教科等で身につけた知識や技能を、自らの課題に向け主体的に活用する学習活動の充実を意味している

以下に例を挙げます。【進路に関する学習の内容】

生活単元学習で取り上げる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・職業に関する基礎的、基本的な知識について学習する。 ・職場見学を行い、職場の様子や説明の内容をまとめる。 (目標：知識の習得や表現力の育成)



総合的な学習の時間で取り上げる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来の夢について考える。 ・地域の企業で働く人に会い、夢を叶えるために必要な事を聞く。 ・夢を叶えるために必要なことをクラスで話し合っまとめ、発表する。 (目標：課題解決や探求活動)

(2) 具体的な目標や内容については、各学校で定めます

総合的な学習の時間の目標や内容については、上記の目標を踏まえ、各学校において定めることとなっています。地域や学校の実情に応じた特色ある取組が望まれます。

総合的な学習の時間については、全体計画と年間指導計画を作成することになっています。その際に、学校、学部、学年においてどんな目標を総合的な学習の時間の核に位置づけるのかが定まれば、それに沿って学習活動が年間指導計画として配列されていくことになります。

なお、知的障がい教育においては、小学部には総合的な学習の時間は設けないこととしています。

Q24：知的障がい教育高等部の専門教科「福祉」とは、どのような指導をするのでしょうか？

A：社会福祉に関する職業についての基礎的・基本的な内容を体験的な活動を取り入れて学習するようにします。

(1) 社会福祉に関する職業に対するニーズの高まり

高等部卒業後の状況を全国的に見ると知的障がいの生徒の福祉分野への就労が増加傾向にあります。この状況は島根県においても同様で、特に高齢化率の高い本県において、福祉に関する職業的な資質を育てることは重要な視点です。

これまでは、主として家政科における「老人の介護に関する知識と技術」等で取り扱われてきましたが、今回の改訂では、社会福祉に関する職業教育をより一層充実させる観点から、特別支援学校(知)高等部において、社会福祉に関する職業についての基礎的・基本的な内容で構成される教科として福祉科が新たに設けられました。

(2) 高等部における新設教科「福祉」の指導場面や指導内容

福祉科は、家政、農業、工業及び流通・サービスと同様に、主として専門学科において開設される教科です。しかし、普通科の教育課程のなかで「福祉」を実施したり、職業科や家庭科の内容に取り込んだりすることもできます。

具体的には…

普通科の教育課程のなかで「福祉」を実施

- ホームヘルパー等の資格取得を可能とした学習内容
- 外部講師の活用
- 近隣の「福祉」の教育課程を実施する高校との連携や社会福祉施設等との連携
- 特定の時期に集中して学習する「集中講義式」の形態

職業科や家庭科の内容に取り込む

- 福祉の観点の「家事援助」の内容を取り入れ、買い物の援助の方法について学ぶ
- 外部講師を招いて高齢者とのコミュニケーションのとり方の講義や実習を行う

『特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)』には、福祉科の内容(4)において、「家事援助」と「介護」について例が挙げられています。(P 511)

なお、指導計画の作成に当たっては、説明を聞いて学習する方法だけでなく、見学や調査等の実際の体験や実習を多く取り入れる等して、体験的な活動ができるようにすることが大切です。

今回の改訂で新たに加えられた教科であり、今後実践が積み重なることで、指導内容が深まっていくことが望まれます。

Q25: 重複障がい者等の教育課程の取扱いはどのようなものでしょうか？

A：各教科の取扱いについては以下場合があります。

- (1) 障がいの状態により特に必要がある場合
- (2) ①重複障がい者で知的障がいを併せ有する場合
②重複障がい者で障がいの状態により特に必要がある場合
- (3) 訪問教育の場合

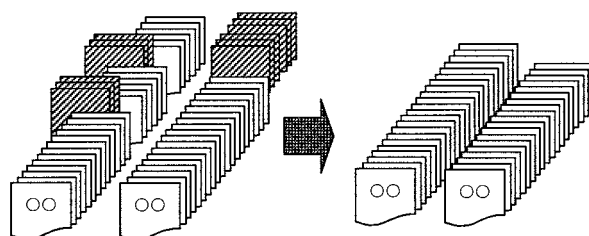
また、その他に

- (4) 重複障がい者等の授業時数
- (5) 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合：高等部
- (6) 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い

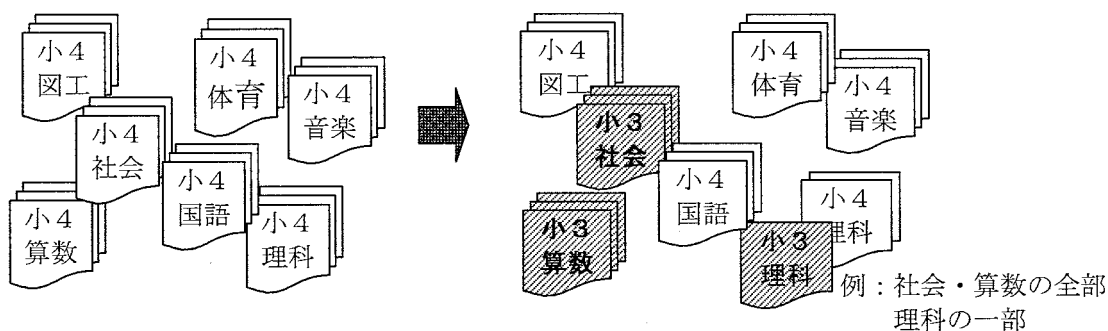
など、障がいの状態等に応じたより効果的な学習を行うことができるように各種の規定が設けられています。

(1) 障がいの状態により特に必要がある場合

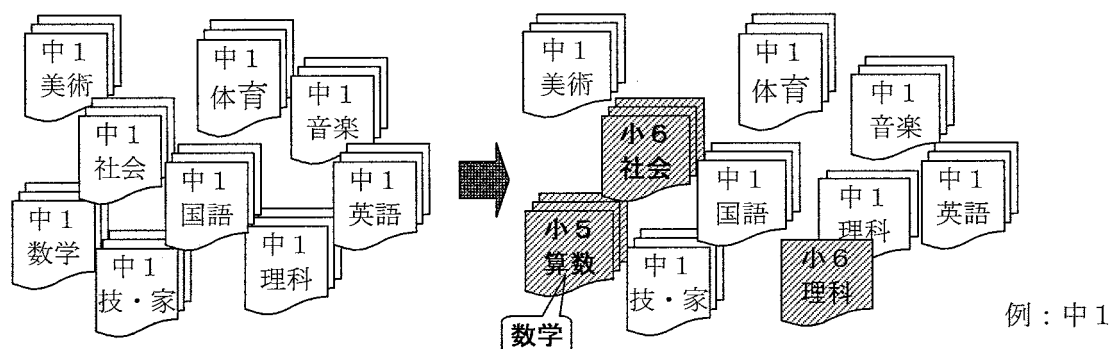
- ① 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取扱わないことができます。
(小・中・高)



- ② 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができます。(小・中)



- ③ 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができます。同様に、高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができます。



この場合、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指しますが、以下の表のように相当すると考えられます。

ここで気をつけることは、教科の名称まで替えることができないことです。

小学部	中学部	高等部
生活	※例：社会、理科、保健体育、 職業・家庭等	※例：社会、理科、保健体育、 職業、家庭等
社会	社会	地理歴史、公民
算数	数学	数学
音楽	音楽	芸術
図画工作	美術	〃
体育	保健体育	保健体育
家庭	技術・家庭	家庭
—	職業・家庭	職業、家庭

- ④ 特別支援学校（視、聴、肢、病）の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができ、高等部では、外国語科に属する科目について、小学部・中学部学習指導要領に示された外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができます。

いずれも、一部を取り入れることはできますが、全部を替えることはできません。

- ⑤ 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができます。（小学部・中学部）

※これらの規定を適用する際には、取扱わなかった事項や、替えた事項について、どのように事後措置をするかについて十分考慮した指導計画を作成する必要があります。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要となります。

（2）重複障がい者の場合

重複障がい者とは、当該学校に就学することになった障がい以外に他の障がいを併せ有する児童生徒であり、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障がいを複数併せ有する者を指しています。しかし、教育課程を編成する上で、次の①②に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障がいや自閉症、情緒障がい等を併せ有する場合も含めて考えてもよいことになっています。

① 知的障がいを併せ有する児童生徒の場合

特別支援学校（視、聴、肢、病）に就学する児童生徒のうち、知的障がいを併せ有する児童生徒については、各教科（・科目）又は各教科（・科目）の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する特別支援学校（知）の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができます。この場合に小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができ、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができます。

ア 各教科（・科目）を替える場合

特別支援学校（視、聴、肢、病）の各教科（・科目）を、当該各教科（・科目）に相当する特別支援学校（知）の各教科によって替えることができます。

	知	視・聴・肢・病
小	生活	社会、理科、家庭
中	職業・家庭	技術・家庭
高	社会 音楽 美術	地理歴史、公民 芸術 〃

高等部においては、74単位以上の修得で高等部の全課程の修了を認定されるため、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準として単位に換算することとなっています。

イ 各教科の目標、内容に関する事項の一部を替える場合

基本的にはアと同様ですが、各教科の目標、内容に関する事項の一部を替えるという点から、教科の名称を替えることができません。高等部でも同様で、教科（・科目）の名称を替えることはできません。

ウ 特別支援学校（知）における各教科等の履修等による場合

高等部の場合、生徒の障がいの状態により一層の弾力化を図る必要があることから、「知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等」の各項に示す規定を適用できるようになっています。（特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第3款 参照）その場合、全課程修了の認定については、単位制によるのではなく、各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、校長が認定するものとなっています。

なお、この規定を適用する際には、道徳の履修が必要とされていることにも留意します。

② 障がいの状態により特に必要がある場合（自立活動を主として指導）

重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合に、小中学部においては、各教科、道徳、外国語活動、特別活動、高等部においては各教科（・科目）（特別支援学校（知）においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動の指導を主として行うほか、各教科（・科目）や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導が行えます。ただし、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできません。

また、高等部の場合の総授業時数については、一人一人の障がいの状態等、実情に応じた授業時数を適切に定めることになっており、障がいの状態や医療上の規制、生活上の規制等も考慮して、各教科（・科目）等の授業時数及び総授業時数を適切に定める必要があります。高等部の全課程の修了の認定においても、必要単位数の規定はなく、この履修の成果が目標からみて満足できると認められた場合とされています。

（3）訪問教育の場合

- ① 障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒は、一般的に障がいが重度又は重複しており、医療上の規制や生活上の規制を受けていることがあります。こうした児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、個々の実態に応じた指導を行うため弾力的な教育課程を編成する必要があります。取扱いとしては、上記（1）（2）に示すところによることができます。
- ② 訪問教育を受けた高等部の全課程の修了の認定については、自立活動を主とした指導による成果等、又は、各教科（・科目）を履修する場合の学習の成果全体（履修状況、単位数、学習態度・意欲等を総合的に判断）に基づいて、校長がそれを評価し、卒業を認定できることとなっていて、認定に当たっての必要な単位数については規定されていません。

※ 学校教育法施行規則第 131 条第 1 項にも規定されていますので、その取扱いには留意する必要があります。

(4) 重複障がい者等の授業時数

重複障がい者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるとされています。

(5) 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合【高等部】

療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒については、各教科（・科目）の一部を通信により教育を行うことができます。この場合の 1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて弾力的な取扱いができます。ただし、各教科（・科目）の目標が達成できるよう回数等を適切に定める必要があります。

訪問教育を受ける生徒で、各教科（・科目）の履修が可能な場合には、通信による指導を合わせて行うことにより、療養中の生徒同様に単位を取得することができます。

なお、特別支援学校（知）においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて定めるとされています。

(6) 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い

① 各教科（・科目）を合わせて指導を行う場合

児童生徒の心身の発達の段階や障がいの状態によって、特に必要がある場合は、各教科（・科目）の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができます。各教科に含まれる教科内容を一定の中心的な題材等に有機的に統合して、総合的な指導を進めることで効果的な学習となるように工夫します。授業時数も年間総授業時数の枠内で適宜配当することができます。

② 各教科（・科目）等を合わせて指導を行う場合

知的障がいのある児童生徒や複数の種類の障がいを併せ有する児童生徒を教育する場合で特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができます。このことによって一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから、こうした取扱いを設けています。特別支援学校（視、聴、肢、病）の小学部に示された外国語活動についても合わせて指導を行うことができることとしてあります。

③ 特別の教育課程

重複障がい者の教育及び訪問教育において、特に必要があるときは、特別の教育課程によることができます。学校教育法施行規則第 131 条第 1 項の規定に基づくものです。なお、この規定に基づく特別の教育課程を編成するに当たっては、この場合の教科用図書使用に関する定め（学校教育法施行規則第 131 条第 2 項）があることに留意する必要があります。

④ 教育課程の改善のための研究

特別支援学校において教育課程の改善のための研究を行う場合、教育の配慮が適切になされると文部科学大臣が認めれば、学校教育法施行規則に定める教育課程の構成や授業時数あるいは学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施することが認められています。

⑤ 特別支援学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成

特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合において、文部科学大臣が別に定めるところによって、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施することが可能です。

○重複障がい者等に関する教育課程〈各教科等の取扱い一覧表〉

〈小中学部の場合〉

対 象	各教科等の取扱い	授業時数
1 障がいの状態により特に必要がある場合	①各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる ②各教科の各学年の目標及び内容を前各学年の目標及び内容の全部又は一部に替えることができる ③中学部の各教科の目標及び内容の全部又は一部を小学部の各教科の目標及び内容の全部又は一部に替えることができる ④中学部の外国語科に外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる ⑤幼稚部の各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる	
2 重複障がい者	①知的障がい以外の特別支援学校において知的障がいを併せ有する場合 ・各教科を特別支援学校(知)の各教科に替えることができる ・各教科の目標及び内容の一部を特別支援学校(知)の各教科の目標及び内容の一部に替えることができる 小学部：外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる 中学部：外国語科を設けないことができる	実情に応じた授業時数を適切に定める
	②障がいの状態により特に必要がある場合 ・各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標・内容の一部に替えて自立活動を主として指導を行うことができる ・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行うことができる	
3 訪問教育の場合	上記1から2-①、2-②によることができる	

〈 高等部の場合 〉

対 象	各教科等の取扱い	授業時数
1 障がいの状態により特に必要がある場合	①各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる ②高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる ③知的障がい以外の特別支援学校の外国語科に属する科目については、外国語科に属する科目について、小学部・中学部学習指導要領に示された外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる	
2 重複障がい者	・各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する特別支援学校(知)の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができる(1単位時間を50分、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする) ・障がいの状態により特に必要がある場合には、特別支援学校(知)の各教科等の履修等によることができる ・校長は上記により、特別支援学校(知)の各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする	実情に応じた授業時数を適切に定める
	②障がいの状態により特に必要がある場合 ・各教科・科目若しくは特別活動(特別支援学校(知)は「道徳」も)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行うことができる ・校長は、各教科・科目若しくは特別活動(特別支援学校(知)は「道徳」も)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする	
3 訪問教育の場合	上記1から2-①、2-②によることができる 校長は生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができる	

学校教育法施行規則（抜粋）

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害者である児童を教育する場合を除く。）によって編成するものとする。

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項において「国語等」という。）の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。）とする。

3 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第二百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第二百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第二百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

Q26：交流及び共同学習の進め方はどのようにするのでしょうか？

A：以下に述べる意義や配慮事項をふまえ、計画的・組織的に進めていくことが大切です。

(1) 交流及び共同学習の意義

平成16年に障害者基本法の一部が改正されたことにより、「交流及び共同学習」の呼称と推進に関する規定が示されました。

障害者基本法(教育)第14条第3項

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を推進しなければならない。

この改正を受け、小学校・中学校・高等学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示され、その内容が位置づけられました。

<小学校学習指導要領>(平成20年3月告示)

第1章 総則 第4の2

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得る等家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けること

* 中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領>(平成21年3月告示)

第1章 総則 第2節 第4の1

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得る等家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広め積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒等と交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々等と活動を共にする機会を積極的に設けること。

「交流及び共同学習」は、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、障がいのない幼児児童生徒にとっても、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い支えあって生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体であることを明確に表したものです。また、この二つの側面は分かちがたいものとして推進していく必要があります。

(2) 交流先及び形態

交流及び共同学習では様々な交流の場や学習の形態が考えられます。例えば、特別支援学校においては、学校のある地域の幼稚園、小・中・高等学校等や幼児児童生徒の居住する学校等と取り組まれています。

各学校は、地域との日頃の関わりや在籍する幼児児童生徒の人数や実態、さらには一人一人の幼児児童生徒を取り巻く環境等を踏まえながら計画的、組織的に実施することが必要です。島根県においては、地域によって学校数や児童生徒数に差があるため、近隣の学校に限らず、異なった地域の学校同士、同一校種だけでなく異校種間における幅広い連携や交流及び共同学習を検討する必要があります。

島根県内の特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習では、以下のような取り組みがされています。

保育園と特別支援学校幼稚部	・・・	運動会・調理活動・制作活動等
小学校と特別支援学校小学部	・・・	お楽しみ会・合同音楽発表会・教科学習等
中学校と特別支援学校中学部	・・・	手話や点字の学習会・学園祭・校内弁論大会・環境美化活動 教科学習等
高等学校と特別支援学校高等部	・・・	部活動・文化祭・生徒会活動・教科学習・作業実習等
高等学校と特別支援学校	・・・	特別支援学校の運動会や学園祭等の学校行事のボランティア

(3) 教育課程上の位置づけ

授業時間内に行われる交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置づけられます。このことに十分留意し、教育課程上の位置づけ、指導の目標等を明確にし、適切に評価を行うことが必要です。

特に教科の授業において交流及び共同学習を行う場合は、特別支援学校の子どもの教科等の位置づけやねらいを明確にしておくことが大切です。その際、特別支援学校と交流先の小中学校等が、必ずしも同一教科等として位置づける必要はなく、例えば、交流相手校において音楽で活動した場合でも特別支援学校の教育課程上では、自立活動や総合的な学習の時間としてとらえることもあります。

(4) 交流及び共同学習の展開

交流及び共同学習を実際に推進していく際の手順はおよそ以下の通りです。

①関係者の共通理解

保護者を含めた関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切です。両者の教育目標にどのように合致しているか確認したり、どのような教育的効果があるのかを明らかにしたりしていきます。また、相手の学校や学級の状況や幼児児童生徒の実態を正しく理解していくためには、打ち合わせを年間計画に位置づける等、計画的に話し合いの機会を確保したり、組織づくりを行ったりしていくことが必要です。

また、交流及び共同学習には保護者の協力が不可欠です。保護者や本人に事前に説明し、計画について理解を求めることが大切です。

②指導計画の作成

交流及び共同学習の実施に当たっては、年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成する必要があります。教育課程上の位置づけ、評価についての計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、両者の役割分担、協力体制等について十分検討することが大切です。

③事前に取り組むこと

交流及び共同学習を円滑に進めるためには、実際の活動内容や役割分担等について、事前学習を行うことが大切です。事前学習を充実させるためには、担当する教師間の事前の打ち合わせや情報交換等を入念に行い、互いに理解を深めていくことが必要です。

障がいのある幼児児童生徒に対して行う事前学習では、活動の内容を具体的に知らせて期待感を持たせたり、支援や協力の求め方・断り方・自分の気持ちを表現する方法等について理解を図る等の工夫が考えられます。

また、交流先の幼児児童生徒に対して行う事前学習には、障がいについての正しい知識、障がいのある幼児児童生徒への適切な支援や協力の仕方等についての理解を促すこと等が考えられます。例えば、子どもの代表者が事前に相手校を訪問し、親しくしておくことは、子どもの立場からの理解を推進することに役立ちます。そういった理解をもとにして活動の手順の伝え方等を工夫し、その方法に慣れておくことも有効です。また、事前に特別支援学校の教師が相手校に出向き、障がい等についての理解を深めるための理解学習を行ったり、ビデオレターの交換を行ったり、学校便りや学級便りを交換する等、間接的に交流及び共同学習を行うことも有効です。

④交流及び共同学習の実際

実際に交流及び共同学習を行う際には、最優先に安全の確保をすることが必要です。その上に、保護者を含めた関係者の連携・協力のもと、次のことに配慮する必要があります。

- ・幼児児童生徒が主体的に活動に取り組むことができるようにする。
- ・障がいのある幼児児童生徒の活動の状況や周囲の者の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるように指導・助言する。
- ・事故防止に努めるとともに、活動が負担過重にならないように留意する。

⑤事後に取り組むこと

実施後は、幼児児童生徒自身が活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいか等について、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、幼児児童生徒の交流及び共同学習に対する関心を一層高めるようにすることが大切です。例えば、幼児児童生徒が感想や印象を作文に書いたり、絵に描いたりする機会を設けたり、学校便り等を活用して結果や活動の様子等を広く伝えたりすることは、相互の理解を深める良い機会となります。

⑥評価の方法

交流及び共同学習の評価に当たっては、次の二つの点から評価していくようにします。

- ・各教科・領域等の学習においてどのような力が身についたか。
- ・活動を通して、相互理解がどのように進んだか。

評価をするためには、双方の子どもに対し事前に目標を明確にしておくことが大切です。この目標に応じて活動を具体的に評価し、各教科等の学習においてどのような力が身についたかを明らかにします。

交流及び共同学習の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するためには、作文や絵等に表現されたものや交流及び共同学習の活動場面での変容だけでなく、学校内での交流及び共同学習以外の場面や学校以外の地域の生活等で、子どもがどのような姿を見せているかをとらえることが有効です。また、学校独自に交流及び共同学習に関する評価の観点を定める工夫も大切です。

(5) 事例

- ・事例1 特別支援学校(視覚障がい)と小学校の交流及び共同学習
- ・事例2 特別支援学校(知的障がい)と高等学校の交流及び共同学習

事例1：特別支援学校（視覚障がい）と小学校の交流及び共同学習

1. 概要

盲学校小学部では、昭和54年度から近隣の小学校と交流を行ってきた。行事交流や教科交流が中心で、年によっては一緒に修学旅行に行くこともあった。30年以上に渡って小学校との交流を行ってきた意義は大きく、小学校と近隣の特別支援学校との3校合同学習発表会は、各校の状況に合わせ内容を少しずつ変化させながら、現在も交流及び共同学習の柱として取り組んでいる。

2. 目的

交流及び共同学習の目的は、活動を共にすることでお互いのよさを認め合い、仲間意識やコミュニケーションの力を育むことである。また、周りの子どもたちをモデルとしながら、望ましい参加の仕方や行動を主体的に身につけることである。盲学校は近年の児童数減少により学習集団を保障することが難しくなっている。そこで、盲学校にとっては、大きな子ども集団の中での学習経験の保障も大きなねらいの一つとなる。

(1) 本校の児童の目指す姿

- ・自分の考えや思いを伝えていこうとする子
- ・相手の考えや思いを尊重する子
- ・社会や地域とのかかわりを持つ子

(2) 本校における交流及び共同学習の基本方針

- ・相手校と交流のねらいや方法について、共通理解を図る。
- ・小学部1年時は行事参加のみ行う。
- ・教育課程及び個別の指導計画に位置づけ、年間計画に基づいて実施する。
- ・評価・反省を行い、次年度につなげていく。

3. 活動の実際

ここでは、小学部2年生の児童(A児)の交流及び共同学習について紹介する。

(1) ねらい

本校	・たくさんの友だちと一緒に活動する楽しさを味わい、友だちを意識して進んで集団に参加しようとする。
小学校	・盲学校の児童との交流を通して障がいのある人とのかかわり方を学び、共に豊かに生きようとする子どもを育てる。(学校)
小学校	・障がいのある友だちの気持ちや願いを知り、仲良くしようとする。(低学年)

(2) 年間計画

月 日	主な交流内容	交流場所
6月 4日	音楽鑑賞会	小学校
6月 23日	自己紹介、音楽ゲーム、合奏（ドレミの歌）等	小学校
7月 7日	音楽ゲーム、合唱（かえるの歌）、鍵盤ハーモニカ等	小学校
9月 25日	音楽ゲーム、持参した手作り楽器で演奏、クイズ等	小学校
11月 5日・17日	発表会に向けての劇練習	小学校
11月 19日・20日	リハーサル・発表会当日	
12月 12日	盲学校を知ってもらおう *小学校は理解学習の一環として来校	盲学校
2月 23日	音楽ゲーム、質問コーナー、感想発表等	小学校

(3) 活動の様子から

交流開始当初、交流校の児童たちは、A児の顔を覗き込んで「本当に見えないの?」と喋り手をかざす姿が多く見られた。しかし、徐々に、A児の周りを取り囲んで一緒に活動しようとしたり、ゆっくり動いて音楽ゲームの輪の中に入れてたりするようになっていった。

11月の発表会に向けての活動では、「困っているA児の様子がかえたら、手をとって助けてあげてほしい。」と交流校の児童たちに話し、練習を重ねた。発表会本番では、会場のざわつきや緊張のために帰る方向がわからなくなったA児に気づき、A児の手を引きながら舞台袖に帰ってくる交流校の児童の姿があり、交流の成果を感じた。

また、交流校の児童たちが生活科の授業の一環で「盲学校探検」のため来校した際には、点図を見ないで触って当てるというゲームを行った。このゲームを通し、「触って知るということは難しいことなんだ。」「A児は触って知るということをわかるようになる勉強をしているんだ。」という実感がわいた様子であった。また、交流校の児童たちは、覚えてたのパーキンスを使って自分の名前を張り切って書くA児の様子に深く感心し、お互い学習している場所は違うけれど同じように学習をしている仲間であることを感じているようであった。



4. まとめ

年度末の評価・反省をした時、小学校から「今年度が初めての交流であったが、A児と大変仲良くなることができた。盲学校に出かけたり、点字について教えていただいたりしながらA児のがんばりも理解できた。発表会ではA児に対して思いやりのある姿も見られた。」という感想をもらった。

本校児童にとっても、37名の集団の中で、いろいろな人から声をかけてもらったり、認めてもらったりしながら、多くの刺激を受け貴重な体験をすることができた。そして、回を重ねるたびに交流校の友だちと一緒に学習することを楽しみにする姿が見られ、保護者からも交流をととても喜んでいるので交流の日をできるだけたくさん設定して欲しいという要望も出てくるようになった。

また、小学校の児童たちにとっても、本校児童と一緒に活動するにはどのように工夫したらよいかを考えるよい機会となっており、障がいに対する理解学習を進めていく上での一助となっている。

本校の児童たちにとっては、実態やねらいに応じた交流及び共同学習を積み重ねていくことで、地域の中で仲間にもまれて心豊かに生活していく経験を増やしていき、その子らしく社会の中で生きていく自信と力をつけていくのではないかと考えている。そして、これらの交流及び共同学習での学習活動が、お互いの児童にとって、将来、社会の中で共に支えあって生きていく基盤となることを願っている。

事例 2：特別支援学校（知的障がい）と高等学校の交流及び共同学習

1. 概要

浜田養護学校高等部では、高等部開設当初から作業学習の中に地域の特色と連携を基盤にした水産加工班を設け、取り組んできている。平成 21 年度から同じ市内にある浜田水産高校生と同じ水産加工の作業を通じた交流及び共同学習に取り組んでいる。

2. 目的

同じ高校生との交流及び共同作業を通して、お互いに理解を深め、認め合い、学び合うことで、協働的に取り組む態度や、自らの生活や行動について考えようとする態度を育てる。

(1) 本校の生徒の目指す姿

- ・ 互いのよさを見つけ、認め合おうとする姿
- ・ 自分の力を信じ、自信をもって人にかかわろうとする姿
- ・ 違う環境でも、役割を意識し、最後までやりぬこうとする姿

(2) 目指す姿を引き出すための教師の支援

- ・ 加工食品作りをお互いに教え合い、学び合い、認め合う環境を作ることで、自分への自信につなげる。
- ・ 作業学習を通して生徒同士が交流し、積極的にコミュニケーションを行う姿を支援することで、人とのかかわりを楽しもうとする生徒の育成に役立てる。
- ・ 環境の違う中でも、役割を明確にし、目標を設定することで、集中して作業に取り組み、やりぬく力を身につける。

(3) 年間計画

日 時	交流内容・学習活動	場所等
4月28日	情報交換会	浜田水産高校 本校教員3名参加
5月11日	出前授業	浜田水産高校 本校教員2名参加
6月19日	第1回交流及び共同学習 「たまもいか作り」さばき、皮取り	浜田養護学校（水産室） 水産高校教員1名、水産高校生徒4名参加
9月 4日	第2回交流及び共同学習 「イカの塩辛作り」	浜田水産高校（実習棟） 本校教員3名、本校生徒6名参加
11月 1日	水高祭で本校の紹介パネルを展示し、本校の製品「たまもいか」の販売を依頼	浜田水産高校
11月21日	学校行事（はまようまつり）を利用し本校生徒が浜田水産高校の製品を販売	浜田養護学校
1月29日	浜田水産高校「地域産業担い手育成プロジェクト」実践発表会	石央文化ホール 本校教員2名参加
3月25日	今年度の反省と次年度の計画	浜田水産高校 本校教員3名参加

3. 活動の実際

【情報交換会】

本校からは、水産加工班生徒の実態と作業学習の様子等を伝えた。浜田水産高校からは、食品流通科各学年の生徒の実態を説明してもらい、3年生との交流を行うことにした。

【出前授業】

よりよい交流や共同学習をより円滑にすすめていくため、本校の教育活動や生徒のこと（障がいの理解も含めて）を浜田水産高校の生徒に知っておいてもらう必要があると感じ、事前に本校教師が浜田水産高校に出向き、出前授業を行った。

○ねらい

- ・浜田養護学校の概要と高等部についての理解を図る。
- ・本校の生徒の中には、見た目に分からないつらさやしんどさがあることを知らせる。

【第1回交流及び共同学習（たまもいか作り）】

○ねらい

- ・浜田水産高校の生徒にさばきや皮取りの仕方を教えたり、一緒に作業したりして、浜田水産高校の生徒とかかわる。



【第2回交流及び共同学習（いかの塩辛づくり）】

○ねらい

- ・環境が違う場でも、自分の役割を意識し作業に集中する。
- ・共同で作業する楽しみを感じ、浜田水産高校の生徒にかかわったり、気持ちを伝えたりする。

4. まとめ

本校生徒の感想

- ・休憩時間に話すことができ嬉しかった。
- ・さばき方や皮取りのやり方をうまく教えられたのでよかった。
- ・浜養では作業中は黙ってするのに、水産高校は、みんな仲良く楽しく作業していて楽しかった。
- ・やさしく教えてもらえたので嬉しかった。

水産高校生徒の感想

- ・自分たちと同じように作業ができて、すごいと思った。
- ・自分の方が作業はできると思っていたが、実際やってみると浜養のみんなのほうが、断然できていたので驚いた。
- ・同じ市内に養護学校があることをはじめて知った。
- ・養護学校の生徒もがんばっているのだから、自分たちもがんばらないといけないと感じた。

生徒にとって、作業内容が普段の学習と同じイカを使った作業であったので、流れに乗って作業ができたことで、自分たちの日頃の学習で学んでいることが、水産高校と変わらないということを感じることができたようであった。帰りのバスでは、みな来年は1日とおしての学習がしたいという前向きな意見が聞かれる等、自信につなげることができた。

作業の雰囲気が本校と違い、和気あいあいとした雰囲気の中で作業をしていたこともあり、最初は戸惑いを見せていたが、慣れてくると楽しく会話をしながら作業ができる等、お互いにかかわる場面が多く見られた。

Q27：指導要録はどのように作成するのでしょうか？

A：特別支援学校(視、聴、肢、病)小学部、中学部、高等部は、小・中・高等学校の指導要録に準じて作成します。

特別支援学校(知)小学部、中学部、高等部の「学籍に関する記録」は、小・中・高等学校の指導要録に準じて作成します。「指導に関する記録」は、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、行動の記録等、学部別に定められた項目について作成します。

(1) 指導要録とは？

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の経過及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。

(2) 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

障がいのある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障がいのない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではありませんが、児童生徒の障がいの状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要です。

また、特別支援学校については、新しい学習指導要領により「個別の指導計画」の作成が義務づけられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要です。

(3) 各学校における指導要録の保存、送付等に当たっての配慮事項

① 児童生徒が転学する場合は次のとおりです。

学校教育法施行規則第24条第2項に基づいて進学元の校長等から送付を受けた指導要録の抄本又は写しを、同条第3項の規定により転学先の校長へ送付することとされており、この場合において、進学元(小学校にあっては、保育所及び認定子ども園を含む。)から送付を受けた指導要録の抄本又は写しについては、進学してきた児童生徒が在学する期間保存すること。

② 配偶者からの暴力の被害者と同居する児童生徒については次のとおりです。

上記の児童生徒については、転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることを懸念される場合があります。

このような特別な事情のある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する児童生徒の転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

第3章 特別支援学級編

Q28：特別支援学級にはどのような児童生徒が在籍し、それぞれの障がい等の配慮事項は何でしょうか？

A：各障がい別の学級は次のようになり、配慮事項は次のようなものが考えられます。

〔各障がい別特性についてはP17～P21 をご覧ください。〕

(1) 弱視

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの

《配慮事項》

- ・保有する感覚を十分活用しながら、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し、活用できるようにします。
- ・点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟を図ります。
- ・各教科等の指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点をおいて指導します。
- ・触覚教材、拡大教材、音声教材や視覚補助具やコンピュータ等を有効に活用します。
- ・場の状況や活動の過程等を的確に把握し、見通しをもって学習活動を展開します。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

(2) 難聴

補聴器の使用によっても通常の話声を解するのが困難なもの

《配慮事項》

- ・体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、発達に応じた思考力の育成に努めます。
- ・各教科等の指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導します。
- ・補聴器等を有効に活用し、効果的な学習活動を展開します。
- ・視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導の効果を高めます。
- ・障がいの程度により、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効果的に行われるようにします。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

(3) 知的障がい

知的発達の遅れにより他人との意思疎通に軽度の困難性があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難なもの

《配慮事項》

- ・自ら見通しをもって活動できるよう、日課や学習環境を分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにします。
- ・望ましい社会参加を目ざし、将来の職業生活に必要な基本的な知識や技能及び態度が育つよう日常生活や社会生活に必要な技術や習慣を身につけるようにします。
- ・生活に結びついた具体的な活動を学習の中心に据え、多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるようにします。
- ・個々の興味・関心や得意な面を考慮して、教材・教具を工夫するとともに目的が達成しやすいように段階的な指導を行います。
- ・成功経験を豊富にするとともに、自発的、自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すようにします。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

(4) 肢体不自由

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難があるもの

《配慮事項》

- ・体験的な活動を計画的に確保し、個々の発達や身体状況に応じて必要な知識・技能・態度・習慣等を習得します。

- ・各教科等の基礎的・基本的な指導内容を精選し、重点の置き方や指導の順序を工夫し、指導の効果を高めます。
- ・身体の動きやコミュニケーション等の困難な状態について、改善・克服するよう自立活動と密接な関連を図り、学習効果を高めます。
- ・適切な姿勢が取れるように椅子や机の位置・高さ等を調整します。
- ・補助用具や補助的手段、コンピュータ等を有効に活用します。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

(5) 病弱・身体虚弱

慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は完結的に医療または生活管理を必要とするもの

身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とするもの

《配慮事項》

- ・各教科等の指導内容を精選し、連続性等に配慮しながら、効果的な学習活動ができるようにします。
- ・自立活動の時間における指導内容との関連を保ち、学習効果を高めます。
- ・体験的な活動を取り入れながら指導方法を工夫します。
- ・補助用具や補助的手段、コンピュータ等を有効に活用します。
- ・学習活動が負担過重にならないよう配慮します。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。
- ・院内学級では、病院の職員との連携を密にする。

(6) 言語障がい

口蓋裂、構音器官の麻痺等器質的または、機能的な構音障がいのあるもの、吃音等、話し言葉におけるリズムの障がいがあるもの、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れのあるもの、その他、これに準ずるもの

《配慮事項》

- ・言語障がいの状態のみにとらわれるのではなく、周囲の人とのかかわりを考慮して、指導内容を検討します。
- ・表面に表れている障がいだけでなく、本人の内面性に対する洞察を行います。
- ・障がいの程度が発達的に改善・克服できたり、状態が変化したりしやすいので、留意しながら指導や評価を行います。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

(7) 自閉症・情緒障がい

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難なもの
主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので社会生活への適応が困難なもの

《配慮事項》

- ・一人一人の発達の状況、障がいの程度等を考慮し、人とかかわりや実際の生活に必要な言葉等のコミュニケーションやソーシャルスキルの力をつけるために自立活動の時間を特設したり、他の教科等の指導の内容と自立活動を関連づけたりします。
- ・社会生活を豊かにするために必要な読み・書き・計算等の課題学習の指導や余暇活動につながる体験的な学習を行います。
- ・視覚認知が優れている児童生徒が多いので、見通しをもって学校生活を送れるようにスケジュールの提示をしたり、視覚的な情報提供を行い具体的な指示をしたり、活動の始めと終わり、順序、量等が目で見分けるようにしたりします。
- ・子どもの状況に応じて場の構造化を図ります。
- ・必要に応じ、特別支援学校や医療機関等との連携を図ります。

Q29：障がい種に対応した教育課程は、どのように編成するのでしょうか？

A：それぞれの学校の基本方針を明確にして、全教職員の共通理解のもとに編成していきます。

(1) 基本的な考え方

特別支援学級の児童生徒は通常の教育課程をそのまま適用することが難しい場合があります。その場合は、特別支援学校の学習指導要領などを参考にして「特別の教育課程」を編成することができます。(学校教育法施行規則第 138 条より)

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、次の点に留意します。

- ① 学校教育法に定める小学校・中学校の目的・目標を達成するものであること。
- ② 児童生徒の障がいの程度等、的確な実態把握を行う。
- ③ 教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。
- ④ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることができる。
- ⑤ 小学校・中学校の指導目標・指導内容を明確にし、連続性のある教育課程を編成する。
(「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引」平成 22 年 3 月 島根県教育委員会より)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においても、児童生徒の障がいの状態により必要な場合には次のように教育課程を取り扱うことができると示されています。

- ① 各教科・外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないことができる。
- ② 各教科の各学年の目標・内容の全部又は一部を、下学年の目標・内容の全部又は一部によって、替えることができる。
- ③ 知的障がい、又は重複障がい(複数の種類の障がいを併せ有する)の児童生徒を教育する場合には、必要に応じて、各教科、道徳、外国語活動、特別活動、自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。
- ④ 重複障がいのうち、特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標・内容の一部又は各教科、外国語活動、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。

③のような指導を、各教科等を合わせた指導といい、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などの指導の形態があります。また、個別指導あるいは通常の学級との交流及び共同学習、複数の特別支援学級の合同学習など、授業形態や集団の構成等についても、学習活動が効果的に行われるよう工夫が必要です。

また、特別支援学級において特別の教育課程を編成するとき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合は、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。(学校教育法施行規則第 139 条より)

(2) 障がい種に対応した教育課程

① 知的障がいのない児童生徒の教育課程

基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成しますが、児童生徒の実態に応じて、学習上又は生活上の困難を解決していくための知識や技能、態度、習慣を身につけていく「自立活動」を取り入れて「特別の教育課程」を編成することができます。

[第 2 章 特別支援学校編 **自立活動について** P22～P44 をご覧ください。]

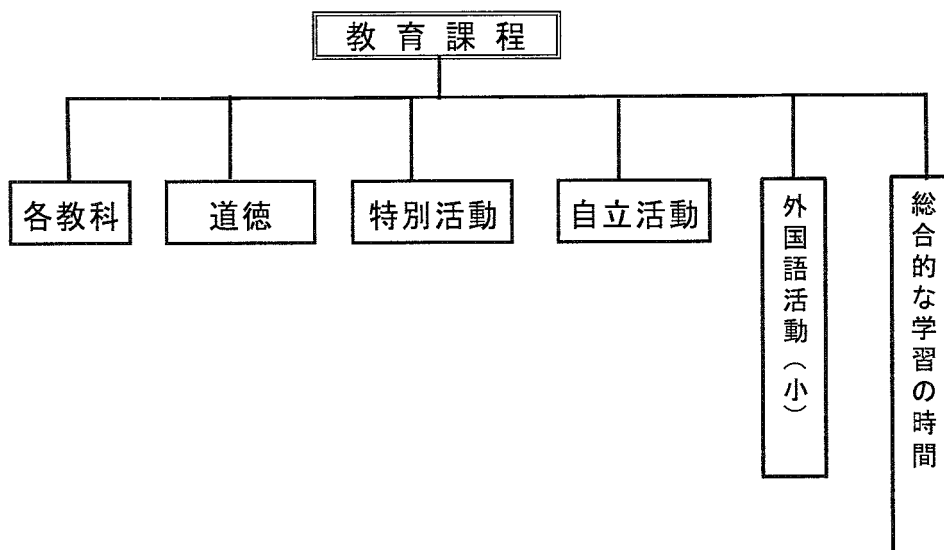
② 知的障がいのある児童生徒の教育課程

この場合も、基本的には小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成しますが、児童生徒の知的障がいの特性に応じて工夫された教育課程が必要であり、「特別の教育課程」を編成します。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考とすることとされています。各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導する場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導する場合があります。しかし、小学校の特別支援学級では、小学校の学習指導要領に準じるとともに、通常の学級との交流及び共同学習を進めていく上でも、3年生以上の総合的な学習の時間と、5・6年生の外国語活動については、基本的には教育課程に位置づけることが望ましいとされています。

〈参考〉

- 1 特別支援学校（視、聴、肢、病）小学部・中学部学習指導要領では、次のように掲載されています。

特別支援学校小学部 (知的障がいを除く)	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動
特別支援学校中学部 (知的障がいを除く)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 選択教科を開設することができる。



〔第2章 特別支援学校編 教育課程の編成についてQ4(3) P4～P5をご覧ください。〕

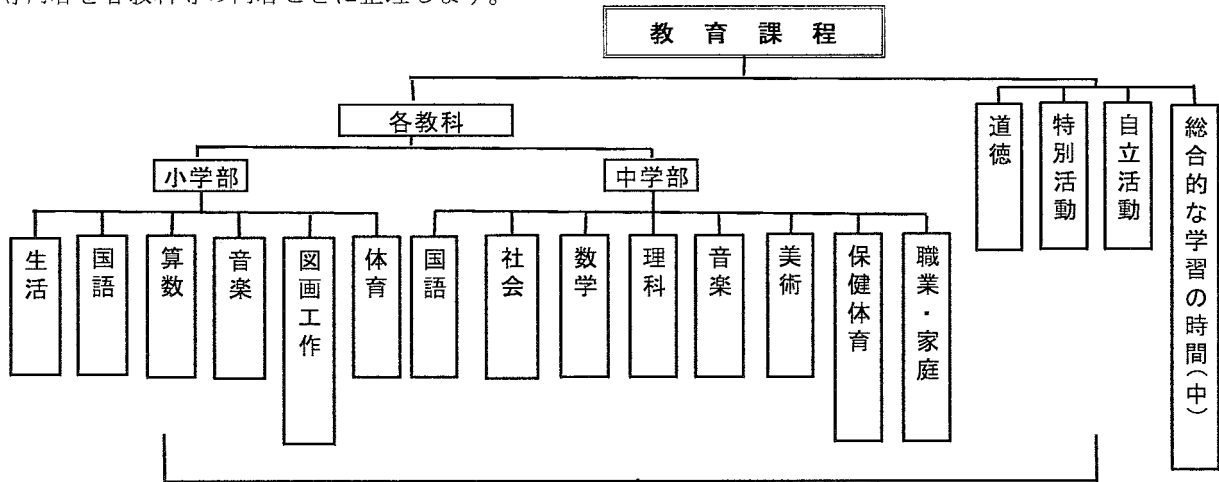
- 2 特別支援学校（知）小学部・中学部学習指導要領では、次のように掲載されています。

特別支援学校小学部 (知的障がい)	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の各教科、道徳、特別活動、自立活動
特別支援学校中学部 (知的障がい)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 必要に応じて、外国語科を設けることができる。 特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。

特別支援学校(知)の教育課程の構造(小学部・中学部)

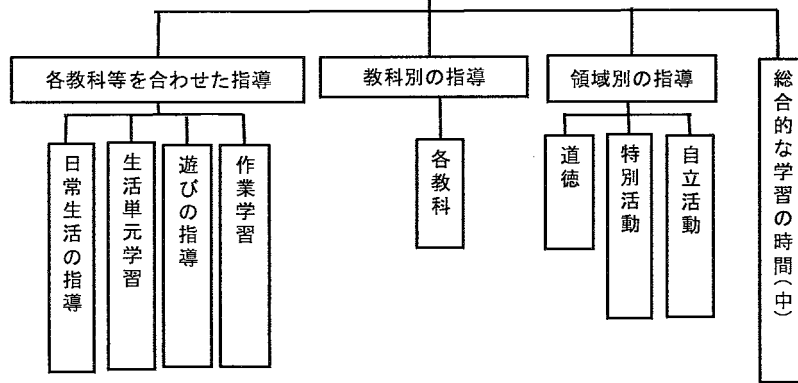
《指導内容の分類》

指導内容を各教科等の内容ごとに整理します。



《指導形態の分類》

指導内容を指導の形態ごとに再構成します。



[第2章 特別支援学校編 教育課程の編成についてQ4(4) P7~P8をご覧ください。]

Q30：教育課程は具体的にどのような手順で編成するのでしょうか？

A：次のような手順で編成していきます。

(1) 教育課程編成の手順

教育課程の編成で大切なことは、基本的な考え方（P80）に即して、個々の児童生徒の実態に応じたものを作成していくことです。実態に合わせた適切な指導が、児童生徒の能力を伸ばし、可能性を引き出します。時期としては、3月末から4月初旬の学校全体の時間割作成までに原案づくりをします。（編成の手順の⑤時間割の作成と関連してくるため）

在籍していた児童生徒については、前担任が年度末に、児童生徒の実態に合わせて原案を考え、保護者や本人と相談して決めておきます。また、新入児童生徒の場合は、前担任と連絡会を設けて実態を把握すると共に、保護者・本人との面談であらかじめ決めます。その後、実態に合わせて修正していくことが必要です。

具体的な手順

① 児童生徒の実態把握

観察・面接・検査により、得意なこと課題点等を見極めます。この実態把握により、以下の②～⑥のことを決めていきます。

② 指導目標の設定

実態に即して、児童生徒一人一人の重点目標を決めます。

③ 学習内容・形態の決定

効果的な指導となるよう指導形態やグループ編成を工夫します。学習内容の選定にあたっては、個々の実態（発達の段階）に合わせるとともに、児童生徒、保護者のニーズを十分に理解しながら決定していきます。

④ 指導時数の配分

児童生徒それぞれに合った時間配分を考えます。基本的には小学校・中学校の教育課程に準じますが、年間総授業時数は各学年の標準時数を確保しつつ、各教科等のそれぞれの授業時数については、各学校で児童生徒の実態に合わせて定めることとなります。
※自立活動の時間を特設するかどうか、各教科等を合わせた指導の形態を取り入れているかどうかということが、各教科等の指導時数ともかかわってきます。

⑤ 時間割の作成

上記の③、④が決定してから、教務・交流学級担任と相談して作成します。交流学級での学習の時間・校内での特別支援学級との合同学習時間を考慮しながら作成します。中学校において、知的障がいのない生徒の教科指導は、交流学級に入って学習するか、それが難しい場合は学校の指導体制が許す限り、専任の教科担当による指導が望まれます。

また、複数の児童生徒が在籍する場合の時間割作成については、Q32 P80～P82をご覧ください。

⑥ 年間指導計画の作成

年間を通した指導の見通しを立てます。

<具体例> 【週時程表の例】

○小学校 自閉症・情緒障がい（知的障がいのない児童）特別支援学級4年生の例

	月	火	水	木	金
1	自 立 活 動				
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	総合（交）	体育（交）	図工（交）	算数
4	体育（交）	総合（交）	理科（交）	図工（交）	音楽（交）
5	理科（交）	学活	算数	算数	体育（交）
6		社会	道徳		社会

※ クラブ活動等は表記していません。

- 児童の見通しがもちやすくなるように1時間目に自立活動の時間を、2時間目に国語を带状で取る。
- 理科、図工等は、交流及び共同学習で交流学級で学習する。
- 道徳は、在籍の学級で理解しやすい方法を取り入れる等して学習する。

○小学校 自閉症・情緒障がい（知的障がいのある児童）特別支援学級5年生の例

	月	火	水	木	金
1	日 常 生 活 の 指 導				
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	外国語活動	総合（交）	生活単元学習	図工（交）	生活単元学習
4	音楽	体育（交）	生活単元学習	図工（交）	生活単元学習
5	算数	算数	体育（交）	算数	算数
6		自立活動		音楽	体育

※ クラブ活動等は表記していません。

- 日常生活の指導を1時間目に带状でとり、自立活動の時間を週に1時間設定する。
- 生活単元学習の時間を2時間続きで設定し、見通しをもって学習できるようにする。

○中学校 自閉症・情緒障がい（知的障がいのない生徒）特別支援学級1年生の例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	社会	社会	英語
2	英語	数学（交）	美術（交） （付）	保体（合）	学活
3	総合（交）	英語	数学（交）	英語	国語
4	音楽（交）	理科（交）	理科（交）	技・家（交） （付）	社会
5	数学（交）	国語	音楽（交）	数学（交）	保体（合）
6		技・家（交） （付）	道徳	国語	総合（交）

- 道徳、学活、自立活動は、在籍の学級で担任が指導する。
- 国語、社会、英語は在籍の学級で教科担任が指導する。
- 体育は他の特別支援学級と合同で学習する。
- 数学、理科、音楽、総合的な学習の時間は、交流及び共同学習で交流学級で学習する。
- 技・家と美術は、交流学級で担任が付き添い、必要に応じて支援を行う。

○中学校 自閉症・情緒障がい（知的障がいのある生徒）特別支援学級1年生の例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	英語	英語	音楽（交）
2	数学	音楽（交）	数学	理科	数学
3	生活単元学習	作業学習	理科	作業学習	国語
4	生活単元学習	作業学習	社会	作業学習	社会
5	美術（合）	英語	保体（合）	美術（合）	保体（合）
6		総合（合）	学活	国語	総合（合）

- 学習がこま切れにならないよう、生活単元学習と作業学習を3、4時間目に2時間続きで設定する。
- 美術と体育、総合的な学習の時間は、他の特別支援学級と合同で学習する。

○小学校 知的障がい特別支援学級2年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	生活単元学習	算数	図工(交)	生活単元学習
4	体育(交)	生活単元学習	音楽(交)	図工(交)	生活単元学習
5	自立活動	算数	体育(交)	算数	音楽(交)

- 日常生活の指導を、1時間目に帯状で設定し、生活のリズムを作る。
- 生活単元学習は2時間続きで設定する。

○中学校 知的障がい特別支援学級3年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	数学	生活単元学習	数学	国語
2	音楽	英語	生活単元学習	国語	数学
3	生活単元学習	作業学習	総合(交) (付)	作業学習	音楽
4	生活単元学習	作業学習	数学	作業学習	保体
5	数学	美術(合)	技・家(交) (付)	英語	美術(合)
6		学活		保体	総合(交) (付)

- 作業学習、生活単元学習は2時間続きで設定する。
- 総合的な学習の時間と技術・家庭科の交流及び共同学習は、内容によっては担任が付き添っていく場合もある。

○中学校 弱視(知的障がいのない生徒)特別支援学級1年生の例

校時	月	火	水	木	金
1	国語	社会(交)	国語	自立活動	英語
2	英語	数学	美術(合)	保体(交) (付)	国語
3	総合(交)	英語	数学	理科(交)	社会(交)
4	音楽(交)	理科(交)	理科(交)	技・家(交) (付)	道徳(交)
5	数学	国語	音楽(交)	数学	保体(交) (付)
6		技・家(交) (付)	学活	社会(交)	総合(交)

- 美術は他の特別支援学級と合同で学習する。
- 自立活動の時間を週に1時間設定する。
- 技・家と保体は、交流学級で担任が付き添い、必要に応じて支援を行う。

ポイント!

「自立活動」の時間の取り方は、それぞれの児童生徒の障がいの状態、発達や経験の程度により異なります。

「自立活動」の時間を特設する場合、特設する時間が多くなると、教科の時数が少なくなることや、交流学級での学習時間とも関連してくることがあります。

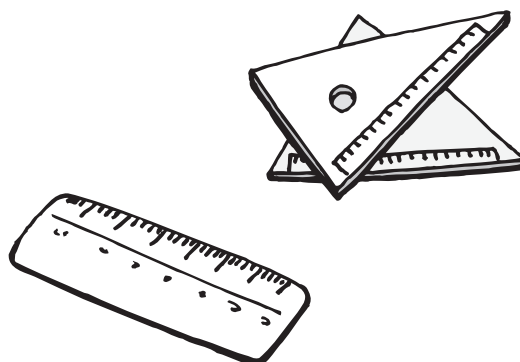
学級担任だけでなく、校内で十分に検討し、児童生徒にとってよりよい教育課程を編成していくことが大切です。

Q31：特別支援学級の授業時数等の取扱いはどのようにするのでしょうか？

A：年間総授業時数は小中学校に準じた授業時数となり、各教科等のそれぞれの授業時数については各学校で適切に定めます。

特別支援学級は、小中学校に設置された学級であるため、基本的には小中学校の教育課程に準じますが、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小中学部学習指導要領を参考にするなどして実情にあった教育課程を編成することになっています。従って、授業時数についても年間総授業時数は各学年の標準授業時数を確保しつつ、各教科等のそれぞれの授業時数については、各学校で適切に定めることとなります。その際、児童生徒の実態や各教科等の目標・内容を十分に踏まえ、指導に必要な授業時数を確保することとなります。

自立活動の時間を設定して指導する場合、児童生徒の実態によっては年間総授業時数が各学年の総授業時数より多くなる場合が出てくるかもしれませんが、児童生徒への負担が加重にならないよう十分留意し定めることが大切です。



Q32：複数の児童生徒が在籍する場合、どのように時間割を作成するのでしょうか？

A：それぞれの児童生徒に応じた教育課程を編成し、学校の体制の中で指導者を決定し、指導にあたります。

(1) 時間割の作成まで

特別支援学級で複数の児童生徒が在籍し、特に児童生徒の学年が異なる場合、教育課程を編成したり、実際に時間割を組んだりする際にあらかじめ配慮しなければならないことがいくつかあります。

学級に複数の児童生徒が在籍しており、それぞれに応じた教育課程を編成したとしても、学級担任一人ではすべての指導を行うことは容易ではありません。交流学級担任、教科担任、教務、管理職などと校内で協議し、校内全体の理解を得ながら進めていく必要があります。

① 教育課程の編成（Q4 P4 参照）

② 指導の形態の検討

知的障がいのある場合、児童生徒の課題に応じて、日常生活の指導、生活単元学習などをどのように取り入れるか検討します。

③ 校内の他の特別支援学級との合同学習の検討

教科（教科別）、自立活動、生活単元学習など、個々の児童生徒の課題に応じ、集団での活動によって学習効果をより期待できるかなどについて検討します。

④ 交流学級担任、教科担任と交流学級での授業についての検討

交流学級での授業への担任やサポーターなどによる付き添いの有無や交流学級での指導者などについて検討します。

⑤ 校内全体の理解

児童生徒の実態や課題、教育課程などについて職員会議の場などを利用して理解を図るようにします。

⑥ 教務との話し合い（時間割の作成、授業担当者の決定）

指導者、特別教室等の割り当てなど、教務による校内全体の時間割編成に参加し調整をしていきます。その際、特別支援学級の時間割案を提示するとよいでしょう。

⑦ 時間割表の作成と保護者の理解

校内で決定した特別支援学級の時間割を作成し、保護者の理解を得ます。

実際には、日常生活の指導、教科別の学習や個別学習の時間は帯状に取りたい、生活単元学習は連続した2時間で設定したい、体育はそれぞれの交流学級で学習させたいなど時間割を編成する際に困難が生じてくる場合があります。そういう場合には、特別支援学級担任だけでなく、管理職や教務主任、他の担任等と話し合いを重ねていくことで共通理解が図られていきます。また、一人一人の実態把握から、個々の児童生徒の学習のねらいを十分に吟味し、適切な学習の場を検討していくことが大切です。

(2) 時間割の具体例

① 小学校 知的障がい特別支援学級 3名の例

児童A(3年)1名、児童B(4年)1名、児童C(4年)1名

- (交) は、交流学級での学習
担任、または介助員が付き添い、専科教師が指導
- (合) は、他の特別支援学級との合同学習
- ※ は、担任以外が指導

小学校 知的障がい特別支援学級 (3名) 時間割例

	児童	月	火	水	木	金	
1	児童A	日常生活の指導					
	児童B						
	児童C						
2	児童A	国語	音楽(交)	算数	国語	算数	
	児童B		音楽(合)				
	児童C						
3	児童A	総合(合)	生活単元(合)	体育(交)	図工	生活単元(合)	
	児童B			体育(合)※			
	児童C			生活単元			
4	児童A	算数	生活単元(合) ※	生活単元(合)	図工	生活単元(合)	
	児童B	自立活動(合)					
	児童C	算数					体育(交)
5	児童A	体育(交)	総合(合)	国語※	音楽(交)※	体育(合)	
	児童B	体育(合)※					音楽(合)
	児童C	国語		体育(交)			
6	児童A	/	国語(合)	/	/	国語	
	児童B		自立活動			国語	自立活動
	児童C					国語	国語

※ クラブ活動等は表記していません。

② 中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 5名の例

生徒A（1年）、生徒B（2年）の生徒は知的障がいのない生徒
 生徒C（1年）、生徒D（2年）、生徒E（3年）の生徒は知的障がいのある生徒
 実技教科は他の特別支援学級と合同で、教科専任の教師が担当する
 実技教科以外の5教科も専任の教師が一人入って指導する

- （合）は、他の特別支援学級との合同学習
- （交）は、交流学級での学習
- （付）は、担任又は介助員の付き添いがある場合
- 教科の後ろにある①、②は、学習グループが違うことを示す
- （個別）は、担任又は他の教師の指導により、個別に学習する

中学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級（5名） 時間割例

	生徒	月	火	水	木	金
1	生徒A	自立活動	国語①	社会（個別）	社会（個別）	英語（交）（付）
	生徒B	総合（交）	国語（交）	英語①	英語①	社会（交）
	生徒C	自立活動	国語①	英語②	英語②	音楽（合）
	生徒D			英語①	英語①	
	生徒E					
2	生徒A	英語（交）（付）	数学（交）（付）	美術（交）	体育（交）	学活①
	生徒B	体育（交）	理科（交）	社会（交）	国語（交）	理科（交）
	生徒C	数学①	音楽（合）	数学②	理科	学活①
	生徒D			数学①		
	生徒E			数学②		
3	生徒A	総合（交）	英語（交）（付）	数学（交）（付）	理科（交）（付）	国語①
	生徒B	国語（交）	美術（交）	数学（交）	数学	体育（交）
	生徒C	生活単元	作業学習 （合）	理科	作業学習 （合）	国語①
	生徒D					
	生徒E					
4	生徒A	音楽（交）	理科（交）（付）	理科（交）（付）	家庭科（交）	社会（個別）
	生徒B	社会（交）	音楽（交）	体育（交）	技術（交）	数学（交）
	生徒C	生活単元	作業学習 （合）	社会	作業学習 （合）	社会
	生徒D					
	生徒E					
5	生徒A	道徳	国語（個別）	音楽（交）	数学（交）（付）	体育（交）
	生徒B		英語①	理科（交）	理科（交）	英語（個別）
	生徒C	美術（合）	英語②	体育（合）	美術（合）	体育（合）
	生徒D			総合（交）		総合（交）
	生徒E			英語①		体育（合）
6	生徒A	/	技術（交）	数学（交）（付）	国語①	総合（交）
	生徒B		家庭科（交）	音楽（交）	総合（交）	学活（交）
	生徒C		総合（交）	数学①	国語①	総合（交）
	生徒D		体育（交）			体育（交）
	生徒E		総合（交）	数学②		総合（交）

Q33：交流及び共同学習の進め方はどのようにするのでしょうか？

A：以下に述べる意義や配慮事項を踏まえ、計画的・組織的に進めていくことが大切です。

(1) 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、特別支援学級の児童生徒が、生活経験を広げ、豊かな学習刺激の中でもって力を伸ばし、集団生活を通して社会性を育むことをねらいとしています。また、通常の学級の児童生徒にとっても、ともに活動することを通して、障がいのある人に対する理解を深め、様々な人々とともに助け合い、支え合って生きていく豊かな心を育む機会となります。交流及び共同学習を行うことは、児童生徒がお互いに理解し合い、地域でともに生きていくことにつながります。お互いのよさを認め合い、思いやり助け合いながら活動に取り組めるよう、双方に必要な指導や支援を行っていくことが大切です。

(2) 交流及び共同学習の形態

- 学校行事での交流(運動会、音楽会、学習発表会など)
- 教科学習での交流(音楽、体育、図画工作・美術、国語など)
- 総合的な学習の時間での交流
- 給食や清掃活動、児童・生徒会活動、部活動での交流
- 休み時間を活かした活動
- 近隣の学校や地域の人とのかかわりが生まれる活動

(3) 配慮すること

学校内においては交流及び共同学習を日常的に行うことのできる環境にありますが、その交流の場や方法が児童生徒にとって適しているか十分に検討する必要があります。以下のことに配慮しながら、効果的に進めていきましょう。

○保護者や担任、関係職員が必要ことや目的について十分に理解し話し合う

計画するに当たっては、保護者の様々な思いを受けとめ、児童生徒の実態や願い、活動のねらいや配慮すべきことなどを伝え合い、共通理解のもと進めていけるようにしましょう。

○児童生徒の実態に応じて交流する教科や学習内容を選択し、柔軟性をもって実施する

高学年になるにつれ、知識理解や技能習得を中心とした教科学習での交流及び共同学習は難しくなる場合が多いため、体験的な活動を一緒に行う交流及び共同学習を多くするなど、実態に応じて内容や方法を見直し、柔軟に進めていきましょう。また、事前事後の情報交換や評価を行い、特別支援学級及び通常の学級の児童生徒に負担がないかどうか常に把握するようにしましょう。

○通常の学級担任との連携を密にする

交流及び共同学習の様子についての共通理解、内容の精選、時間割変更の調整など担任間の連携を密にして、スムーズに活動が行えるようにします。また、担任間で協力し合って指導に当たることで指導の効果も上がり、双方の児童生徒にとって学びの多い交流活動になります。

○障がいについての正しい知識、適切な支援や協力の仕方について理解を促すようにする

特別支援学級の児童生徒は、周囲の友達や教師の温かい支えや励ましによって、友達と一緒にできる喜びを膨らませ、学習や人とかかわりに対する意欲を高めることができます。温かい支持的風土の中で進めていくことができるよう、特別支援学級担任が周囲に働きかけていくことが大切です。

○特別支援学級の児童生徒が安心して主体的に取り組めるよう支援する

活動を助けるような適切な教材・教具を準備する、不安感を予測し解消できるような手立てをうつ、必要に応じて事前事後に個別に内容を補うなど、特別支援学級の児童生徒が安心して主体的に取り組めるよう、特別支援学級担任は適切な支援を行うことが必要です。

(4)実践事例

①「なかよし発表会にむけて ～校内発表会をしよう～」

毎年、市内の小学校特別支援学級及び特別支援学校の児童が集まり、お互いに日常の学習成果を発表する「なかよし発表会」が開催されている。この発表会に向けて、特別支援学級の児童が一生懸命練習に励んできた成果と頑張っている姿を全校のみんなに伝えたい、また、校内の友達や教職員に見てもらったという経験をもとに自信をもって本番の発表会にも臨んでほしいという願いから、校内発表会を設定している。

全校のみんなの前で演じることに緊張していた児童であったが、大きな拍手や声援をもらい、満足感や達成感を味わうことができた。校内発表会が終わると、交流学級をはじめたくさんの友達や教職員から手紙をもらった。大きな声で発表していたことや気持ちをこめてセリフを言っていたことなど、これまで自分達が頑張ってきたことに対しての賞賛の言葉をたくさんもらい、大きな自信と本番もがんばろうという意欲につながった。また、友達に手紙の返事を書き、友達の輪が広がったり、絆も深まったりした。

校内発表会は、児童の自己肯定感を高め、また特別支援学級で学ぶ児童の頑張りや活動を伝え、理解を深めてもらう場にもなった。

すばらしい劇でしたね。
10月から練習していたなんてびっくりです。練習をいっぱいやったからあんなにうまくできたんですね。長いセリフもちゃんと覚えていてすごかったです。本番もがんばってください。

<友達からの手紙より>

②「大学いものお店をしよう」

生活経験を助け生活に活かせる力を伸ばす、人とかかわる力を育てることをねらいに、作物の栽培から収穫、加工、販売までの一貫した活動を大切にしながら取り組んでいる。収穫した野菜を加工し、多くの人に販売する活動を繰り返し行うことで、児童が見通しをもって意欲的に取り組むことができるようになった。また校内や地域にも定着し、活動が始まると友達や教職員から「楽しみにしているよ。」「がんばってね。」と声がかかるようになった。

本単元では、収穫したさつまいもを使って大学いもを作り、まずは交流学級の友達にプレゼントする活動を設定した。交流学級でともに過ごしていても、積極的にかかわりをもつ場面はあまり見られない児童にとっても、自分達の作ったものをプレゼントするという活動を設定することで、はりきって取り組み、自然に友達とかかわりあう姿が見られた。また、「おいしい。」「すごいね。」の言葉は、次の販売活動への自信と意欲につながった。

販売活動については、校内の教職員、保護者、地域の人へとエリアを拡げている。毎年継続して取り組むことで、活動のねらいや児童の様子が伝わり、お金や品物の受け渡しの様子をゆったりと見守って下さったり、あたたかい励ましの声をかけて下さったりしている。

友達、教職員、保護者、地域の人へ特別支援学級の活動を発信し、心を通わせる交流を重ねていくことで、互いが理解し合い、あたたかいつながりがもてるようになることを願っている。

単元計画

- さつまいもを育てよう(苗植えから収穫まで)
- 大学いもを作って交流学級の友達に
プレゼントしよう
- 大学いものお店をしよう
 - ・職員室の先生方へ
 - ・参観日に保護者の方へ
 - ・隣の幼稚園、高校の先生方へ



Q34：年間指導計画はどのように作成するのでしょうか？

A：年間を通して、学級でどのような指導をしていくのか、学級ごとに指導目標、指導内容などを明確にした具体的な計画です。この計画に基づいて、学期、月、週、一日、一単位時間の計画が行われます。

年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒の実態をよく把握した上で、教育目標を達成するために最も適切な指導形態を考えましょう。

計画するにあたっての留意点

- 学校・学年・学級行事等を中心に指導計画を立てる。
- 一人一人の障がいの状態や発達の段階、特性を十分に把握し、実態に応じた指導計画を立てる。
- 指導方法や指導形態を考えながら指導計画を立てる。
- 特別支援学校（知）の教育課程を参考にする場合には、「教科別・領域別の指導」と「各教科等を合わせた指導」のバランスを考え、関連を図りながら指導計画を立てる。
- 教科・領域ごとの系統性・順序性も考えて指導計画を立てる。

ポイント

☆個別の指導計画と連携

- ・年間指導計画は、年度当初に立てます。しかし、児童生徒の実態に応じて変更や修正を加えながら、指導を進めていくことが大切です。特に「個別の指導計画」と関連させて進めていくことが重要です。
- ・学習活動を校内において展開するだけでなく、校外においても具体的に生活経験を積み重ね、生活技能を高めたり、生活習慣を身につけたりするように配慮しましょう。

☆「道徳」「自立活動」について

- ・「道徳」については、知的障がいのある児童生徒の場合、年間指導計画に位置づけることが望ましいです。実際の指導では「各教科等を合わせた指導」の中で実施することが多くなります。
- ・「自立活動」は、児童生徒の実態に応じて時間を設定したり、学校の教育活動全体を通じて実施したりすることができます。



年間指導計画の一例 (小学校知的障がい特別支援学級 在籍児童 3名)

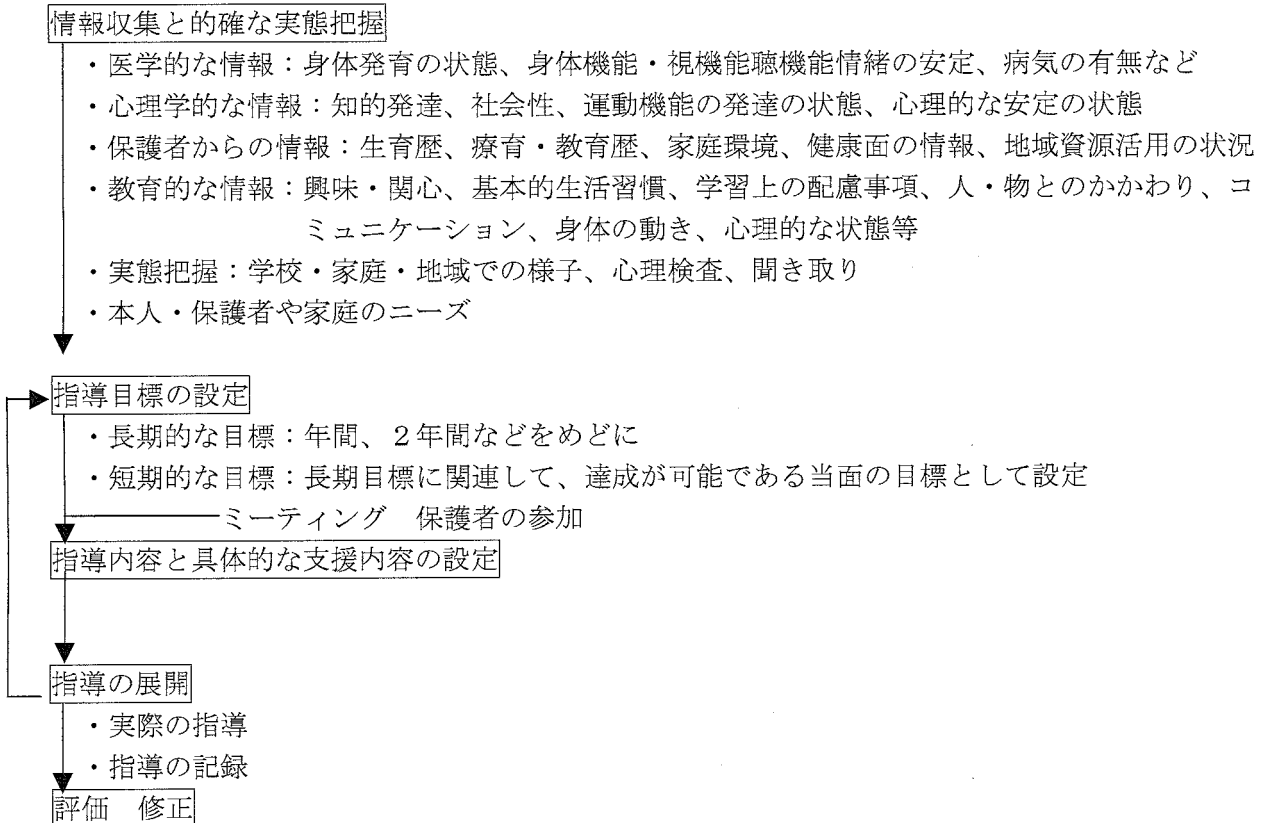
指導形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校行事	始業式 入学式 1年生を迎える会	家庭訪問 校外学習 遠足	音楽会 宿泊学習	プール開き 地区児童会 終業式	夏季休業	始業式 運動会	さつまいも収穫	学習発表会 市音楽会参加	地区児童会 個人懇談 終業式	始業式 書き初め会		6年生を送る会 卒業式・修了式	
各教科指導	日常生活の指導 基本的な生活習慣(あいさつ、排泄、整理整頓) 給食(準備、片付け、マナー) 生活の見通し(朝の会、帰りの会、今日の予定、連絡帳)												
	科等	・町探検をしよう① ・春をさがそう ・おいしいことをしよう (クッキー作り)			・夏を楽しもう ・おもちゃ作りをしよう			・町探検をしよう② ・秋をみつけよう ・おいしいことをしよう (おもいのおやつ)			・秋のかざりを作ろう ・年賀状を出そう		・おいしいことをしよう(おこのみやき作り)
単元	・誕生会	・誕生会	・市合同学習(出会うの会)の準備	・季節の飾り(七夕)	・校外学習(バス利用)	・誕生会	・冬野菜のたねまき	・学習発表会の練習	・野菜の収穫	・誕生会	・6年生へのプレゼント作り	・ありがとうの会	
学習指導	・花の苗植え	・季節の飾り(こいのぼり)	・タマネギ販売			・運動会の飾り作り	・作品展の作品作り		・おでんパーティ				
教科別の指導	国語	A児: ひらがなの読み書き・言葉あそび・教師と一緒に絵本などを楽しむ B児: 簡単な文章の読み書きと内容理解・簡単な説明や話し掛けがわかる C児: 詩や文章の音読と内容理解・作文学習・自分の気持ちなどを教師や友達に話す											
	算数	A児: 1対1対応・5までの数・身近にあるものの大小や多少、形などに関心を持つ B児: くり上がり、くり下がりが1回ある加減・お金の計算・一日の時の移り変わりに気づく C児: 3桁の加減・簡単な乗除・時計が読める											
	音楽	1、3、5年において交流及び共同学習を行う A児: 音楽に合わせて身体を動かす・扱いやすい楽器を鳴らす B児: 打楽器などを使って簡単な合奏をする・好きな歌を歌う C児: 簡単な楽譜を見ながらリコーダー演奏をする・やさしい歌を伴奏に合わせて歌う											
図工	1、3、5年において交流及び共同学習を行う A児: かいいたり、つくったりかざったりする・土、木、紙などで造形遊びをする B児: 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったりする・粘土、はさみ、のり等を使う C児: いろいろな材料や用具等を工夫しながら目的に合わせて使う・形や色、表し方のおもしろさに気づく												
	体育	1、3、5年において交流及び共同学習を行う A児: いろいろな器械等を使った遊びを行う・簡単な合図や指示に従って運動する B児: 歩く、跳ぶなどの基本的な運動を行う・簡単なルールのある運動をする C児: いろいろな器械等を使った運動や表現運動等をする・友達とルールのあるゲームをする											
道徳	各教科等を合わせた指導の中で指導するとともに、全教育活動を通して指導する												
総合的な学習の時間	3年、5年の教育課程に準ずる 3年: 大好き わたしたちの〇〇町 B児: 〇〇町の自然や祭りなど、友だちと一緒に調べる 5年: お米と私たちの暮らし、わたしたちにもできるボランティア C児: 友だちと一緒に米作り体験をしたり、福祉体験をしたりする												
特別活動	各教科等を合わせた指導の中で指導する												
自立活動	A児: 体の部位が適切に動かすことができるよう、基本的な運動や動作を取り入れた活動をする B児: 今やることに気持ちを向けて取り組めるよう、刺激の少ない環境で集中して課題に取り組む C児: 周りの人の気持ちやトラブルに気づけるよう、活動のあとに自分や友だちのことをふり返ってみる												

Q35：個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？

A：以下の点に留意しながら、進めていきます。

個別の指導計画の作成にあたっては、児童生徒の的確な実態把握をし、長期的、短期的な観点からの指導の目標を設定するとともに児童生徒が主体的に取り組み、意欲を高めることのできる指導内容、指導方法、評価を個別に設定する必要があります。

(1) 作成の手順



(2) 活用・評価

・授業につながる個別の指導計画

個別の指導計画の作成の後、実際の指導とつながっていることが大切です。そのためには、実際の授業での一人一人の児童生徒の活動を想定して、一人一人の学習活動が十分成し遂げられるように指導上の留意事項や手だてを明確にした指導計画を作成することが必要です。

・個々の指導の手だてを明確にする個別の指導計画

一人一人の児童生徒が目標を達成するためには、児童生徒が学びやすい学習環境を設定し、指導内容に即して教材・教具を工夫することの他に、授業における課題提示の仕方、主体的な学習活動に結びつく支援の援助の仕方などを具体的に検討する必要があります。個々の児童生徒が最も必要とする援助の方法を明確にすることが大切です。

・引き継ぎに生かす指導計画

次の学年への引き継ぎ資料としてだけでなく、指導にかかわる教師が共通理解を図ったり、短期目標を確認・修正したりする際の情報を引き継ぐために生かしていくことが大切です。

・保護者との連携に生かす。

・評価の留意点

指導目標に合わせて具体的で客観性のある評価をしたり、学習過程における取組方や情意面を考慮して評価したりすることも大切です。また、活動の量や質、卒業後の生活につながる教育内容の選択、指導の手順や支援など指導の評価を行うことも合わせて行うようにします。

※この様式は、県内の一例です。

特別支援学級個別の指導計画（例）（様式1） 年 月 日作成 担任名

年	男・女	年 月 日生	保護者名
---	-----	--------	------

生育歴 体重（ ）g 始歩（ 歳 ヶ月）始語（ 歳 ヶ月）二語文（ 歳 ヶ月）病気・けが（ ） 保育・教育歴 才 相談・療育歴 才 ヶ月 療育手帳（無・有 級 年 月 日）		健康 食物アレルギー（ ） 薬のアレルギー（ ） 持病（ ）発作（有・無） 服薬（ ） かかりやすい病気（ ） 生活習慣（食事，排泄，睡眠，着脱衣，洗面等）		
保護者の願い		本人の願い		
学習面 国語（聞く，話す，読む，書く，読解，作文等） 算数（計算，図形，文章題等） その他の学習		感覚・運動 苦手な感覚 形の区別 粗大運動（歩く，走る，跳ぶ，バランス等） 手指等を使う細かな運動		
社会性 対人関係 他者の気持ちの理解，協調性 善悪の判断，責任感		行動・情緒 指示の受け入れ 過度の緊張・こだわり 多動性・衝動性・無気力 集団生活への適応 身の自立（整理整頓など）ができる。		
検査結果	検査名	実施期日	検査結果	他機関とのかかわり・備考
	PRS		言語性 非言語性 総合	
	知能検査		SS IQ	
	学力検査		国語SS 算数SS	
	WISC-III		VIQ PIQ FIQ	
	K-ABC		継次処理 同時処理 認知処理 習得度	
視覚・聴覚				

個別の指導計画 (例) (様式2)

年間指導目標

	指導目標 (長期目標)	支援方針 (保護者との連携方針、 関係機関との連携方針等含む)
学習面		
生活面		
対人関係		

短期目標及び評価

		指導目標	具体的な手立て	評価
学 習 面	生活単元学習			(1学期) (2学期) (3学期)
	国語			(1学期) (2学期) (3学期)
	算数			(1学期) (2学期) (3学期)
	・ ・ ・			(1学期) (2学期) (3学期)
	・ ・ ・			(1学期) (2学期) (3学期)
	・ ・ ・			(1学期) (2学期) (3学期)
	自立活動			(1学期) (2学期) (3学期)
生活面			(1学期) (2学期) (3学期)	
対人関係			(1学期) (2学期) (3学期)	

Q36：特別支援学級の指導要録はどのように作成するのでしょうか？

A：県の示した参考様式をもとに、様式、記載する事項等が各市町村教育委員会において定められています。

学校教育法施行規則では、指導要録は校長が作成することとなっていますが、各学校ごとにその様式が違いすぎては公簿としての性格上望ましいことではないので、様式や記入上の留意事項は、市町村教育委員会において定められることになります。

平成22年3月24日付け中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」では、次のように示してあります。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒に係る指導要録上の工夫

小中学校の特別支援学級の児童生徒の指導要録の様式は、特に必要がある場合には、特別支援学校の指導要録に準じて作成することが引き続き適当である。その際、記述の仕方については、特別支援学校における評価方法等を参考にすることが考えられる。

(2) 通常の学級に在籍する児童生徒に係る指導要録上の工夫

通級による指導を受けている児童生徒の指導要録については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容・方法や指導の結果の概要に関すること等を記述することが引き続き適当である。なお、通級による指導における学習の評価に当たっては、担当教師間において十分連携を密にする必要がある。

また、通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じて、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、効果的と考えられる指導方法や配慮事項を記述することが考えられる。



Q37：特別支援学級の弾力的な運用についてどのように考えるのでしょうか？

A：「弾力的な運用」とは、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズに応えるために、特別支援学級の場合と担当者を活用して指導・支援を行うことです。

(1) 特別支援学級の「弾力的な運用」とは

特別支援学級の「弾力的な運用」とは、特別支援学級が校内支援体制の中の重要な資源の中の一つであるという視点に立っています。つまり、

- ・特別支援学級には障がいのある児童生徒に関する専門的な知識をもち、障がい特性を踏まえた指導を実践している担任がいること
- ・障がいや発達段階に応じた教材教具があること
- ・構造化された場としての機能があること

など、障がいのある児童生徒にとって必要とされる環境が整っているため、これらを通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への支援に活用することが校内支援体制の充実につながっていきます。

とは言え、特別支援学級担任は特別支援学級在籍児童生徒の学習の充実をはかることがまずは先決です。その上で、校内体制の中で可能であれば「弾力的な運用」を行えるように工夫していくことが必要です。

また、特別支援学級の「弾力的な運用」を推進するためには、校内における交流及び共同学習を推進することが前提となってきます。そのためには、特別支援学級に在籍する児童生徒についても校内の全教職員で支援を行うという認識が必要となります。特別支援学級の「弾力的な運用」により、校内における交流及び共同学習が推進され、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級の担任や児童生徒との相互理解が深まることも期待できます。特別支援学級の「弾力的な運用」を行う上では以下のような点に留意することが大切です。

<留意点>

- 特別支援学級の弾力的運用によって、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導・支援が低下し、特別支援学級に在籍する児童生徒が不利益を被ることのない範囲内で実施すること
- 通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する支援について、学校全体で十分に検討され、十分な成果が得られると判断された場合のみに実施すること
- 通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への支援が、特別支援学級担任のみの負担増大により実施されることのないよう、他のリソースを生かした支援の方法についても十分に検討・実施すること
- 特別支援学級に在籍する児童生徒とその保護者や、弾力的運用によって支援を受ける通常の学級の児童生徒とその保護者に対して、十分な説明をし、納得を得られてから実施すること
- 特別支援学級への入級が必要と思われる児童生徒に対しては、適正な就学指導を進めることが前提であり、特別支援学級の弾力的な運用により、当該児童生徒の実態に合わない支援が安易に続けられることのないようにすること

(2) 「弾力的な運用」の手順

- ① 校内の特別支援教育におけるニーズを明確にする
校内委員会で、児童生徒の教育的ニーズや必要な支援について話し合い
 - どのような指導・支援が必要か
 - どのような場での指導・支援が必要か
 - ・集団の学習の場での支援をどの程度行うか
 - ・個別指導を行うか

などを決め、校内の特別支援教育におけるニーズを明確にしておきます。

② 特別支援学級の活用を検討する

特別支援学級の実態を踏まえ、特別支援学級担任による通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援について検討します。以下のような支援の実際が考えられます。

- 特別支援学級の在籍児童生徒が交流及び共同学習に行くことで、特別支援学級担任に生じた空き時間に個別指導を行う
- 特別支援学級に他の教師が来るため、特別支援学級担任に生じた空き時間に個別指導を行う
- 特別支援学級担任が、特別支援学級の在籍児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特別支援学級の児童生徒に加えて、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の支援をする
- 特別支援学級担任が、通常の学級に教科指導に行き、当該教室に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を視野に入れ、丁寧な授業を行う

特別支援学級担任による、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援（例）

〈一斉指導の場〉 ○学習に取り組むための指導・支援

- ・学習の手順や注目する部分をわかりやすく示す
- ・T1の指示の意味を補足説明する
- ・できたことを即時評価する 等

〈個別指導の場〉 ○対象児童生徒の個別のニーズに応じた指導・支援

- ・本人が集中できる時間に合わせ学習内容を構成する
- ・課題をやり遂げるための時間を十分に保障する 等

特別支援学級の活用は、特別支援学級担任が直接の指導・支援を行うだけではありません。特別支援学級を学習の場として利用したり、特別支援学級の教材・教具を利用したりすることも活用ととらえ、検討します。

③ ①、②を踏まえて、校内の支援の必要な児童生徒にどのような支援をどこで誰が行うかということを検討していく中で、特別支援学級の「弾力的な運用」がより適切な形で活用できるようにしていきます。

*校内体制の工夫

特別支援学級の「弾力的な運用」は、校内体制を工夫することで可能になります。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの指導・支援を校内でしっかり検討し行っていきましょう。

特別支援学級担任が校内支援にかかわるための工夫

○特別支援学級担任の時間割を調整する

- ・時間割を調整して、特別支援学級の児童生徒の交流及び共同学習の時間をそろえる

○特別支援学級担任が通常の学級の授業を受けもつ

- ・特別支援学級担任が通常の学級の授業を受け持つ

○指導形態や支援者の組合せを工夫する

- ・交流学級を、意図的に支援対象の児童生徒がいる学級にする 等

第4章 通級による指導編

Q38 : 「通級による指導」とは、どんなことでしょうか？

A : 「通級による指導」とは、平成5年度から制度化されたもので、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の場（通級指導教室）で行う指導形態のことを言います。

(1) 「通級による指導」の指導対象

1 言語障がい

器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話しことばにおけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

2 自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 情緒障がい

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

4 弱視

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形などの視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

5 難聴

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

6 学習障がい

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す者で、一部特別な指導を必要とする程度のもの

7 注意欠陥多動性障がい

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

8 肢体不自由、病弱及び身体虚弱

肢体不自由、病弱及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

この場合、1から7までの障がいと異なり、必ずしも通級による指導が一般的ではないことから、その必要性について慎重な判断の下に行う必要がある

通級指導教室は上記障がい種別で設置されますが、島根県では制度化当初から、「障がい種別を問わない」設置を行ってきました。従って、県内どの通級指導教室でも、上記の全ての障がい種別に対応した指導が行えるように、担当者の研修の機会が不可欠です。

(2) 「通級による指導」の指導内容

障がいに基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（自立活動）を行います。ただし、特に必要がある場合は、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うことができます。

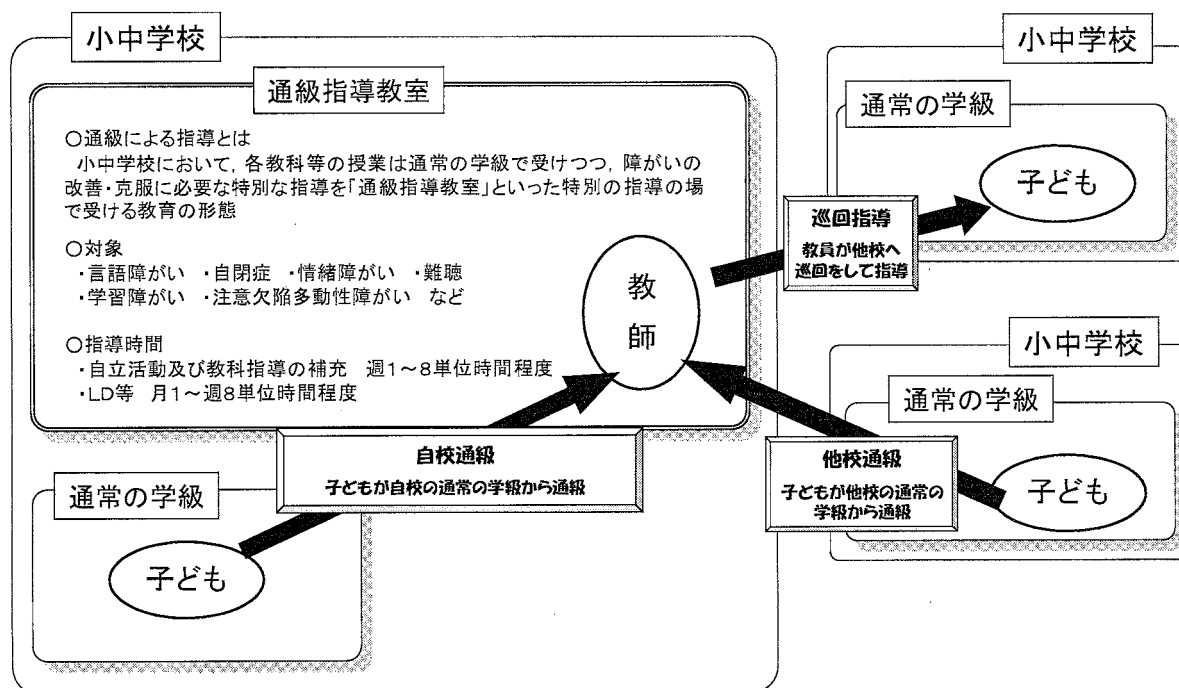
(3) 「通級による指導」の指導形態

「自校通級」…通級指導教室設置校に在籍する児童生徒が、自分の学校の通級指導教室に通級する。

「他校通級」…未設置校に在籍する児童生徒が、自分の学校を離れて、通級指導教室に通級する。

「巡回による指導」…通級担当者が、児童生徒の在籍校を訪問して、指導を行う。

「通級による指導」の概念図



通級指導教室設置校（平成22年度）

管内	市町	設置学校名	市町	設置学校名
松江	松江	母衣小学校	松江	中央小学校
	松江	古江小学校	松江	古志原小学校
	松江	第二中学校	松江	第三中学校
	松江	第四中学校	安来	十神小学校
	安来	南小学校	安来	第三中学校
出雲	出雲	今市小学校	出雲	神西小学校
	出雲	大社小学校	出雲	平田小学校
	出雲	第三中学校	出雲	浜山中学校
	出雲	平田中学校	斐川	中部小学校
	斐川	斐川西中学校	雲南	木次小学校
	雲南	木次中学校	奥出雲	三成小学校
	奥出雲	仁多中学校	飯南	来島小学校
浜田	浜田	松原小学校	浜田	三隅小学校
	浜田	第一中学校	浜田	三隅中学校
	大田	久手小学校	大田	第二中学校
	江津	津宮小学校	江津	青陵中学校
	邑南	瑞穂小学校	邑南	瑞穂中学校
益田	益田	高津小学校	益田	吉田小学校
	益田	高津中学校	津和野	津和野小学校
	津和野	津和野中学校	吉賀	七日市小学校
	吉賀	吉賀中学校		
隠岐	隠岐の島	西郷小学校	海士	福井小学校
県立	松江	松江ろう学校	浜田	浜田ろう学校

Q39：通級による指導を受けるには、どうすればよいでしょうか？

A：「担任の気づき」を大切にします。その後、担任による実態把握等をし、校内委員会で検討を行います。

校内委員会では、「担任の指導の工夫」、「校内体制による対応」等の様々な指導形態の可能性が協議されると思われませんが、その中で、「通級による指導が必要ではないか」となった場合は、近隣の通級指導教室設置校に連絡をします。県内の大半の教室に直通電話があります。各教室から「教室案内パンフレット」等が配布されていますので、そちらをご覧くださいか、詳しくは市町村教育委員会にお問い合わせください。

その後、通級指導担当者は本人との面接、保護者との教育相談等を行い、在籍校は通級指導教室担当者と同級による指導の必要性について検討します。さらに市町村の就学指導委員会等の意見を聞いた上で、「通級による指導」の手続きを行います。（手続きの流れや様式については、「就学指導 Q&A 【資料4】」(http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kyoiku/tokubetsu/soudan_shien/syuugakuqa.html)からダウンロード可)

初めに通級指導教室の教育相談を利用し、通級指導担当者を校内委員会での検討の場に参加してもらう方法も考えられます。通級による指導の可能性も含めて、当該児童生徒の支援について考えることができます。

保護者から通級指導教室に通級による指導を希望する相談があることもあります。その場合は必要に応じて通級指導教室から児童生徒の在籍校へ連絡します。

通級指導教室が設置された学校に在籍する児童生徒だけでなく、他の学校からも通級することができます。また保護者による送迎等、通級することが困難な場合には、通級指導教室の担当教師が、その児童生徒の在籍する学校へ出かけて指導する「巡回指導」も可能です。

児童生徒の状況・負担、保護者の都合、学校や学級の状況等を考え合わせた上で、「通級」か「巡回」かを検討します。なお、巡回指導を利用する場合には、別途手続きが必要です。

これらの流れの中で、大切なことは、「在籍校が通級による指導で何をねらうか」ということと「通級指導教室が何をねらい、何ができるか」ということを、十分にすり合わせて、本人、保護者、在籍校、通級指導教室が互いに納得の上で指導をスタートすることです。指導が開始されてからも互いが連携して、必要に応じて当該児童生徒やかかわる人の願い、指導のねらいを検討しながら指導をしていくことが必要です。

Q：通級による指導と学級担任による支援や「にこにこサポート」や学習支援員による支援とは何が違うのですか？

A：通級による指導では特別の教育課程を編成して自立活動の指導を行いますが、「にこにこサポート」による支援や市町から任命されている学習支援員による支援では、特別の教育課程を編成できません。特別支援教育が進み、様々な支援のメニューが校内で用意されてきていますが、それぞれの良さを考慮して、子ども達への支援を進めていく必要があります。

Q40：教育課程の編成はどのような考え方で行うのでしょうか？

A：「通級による指導」は、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする特別の指導を特別の教育課程を編成して行います。その特別の指導は、特別支援学校における自立活動の指導にあたり、特に必要があるときは、各教科の内容の補充をするための特別の指導をすることができます。また、通級による指導を受ける児童生徒の教育課程の編成は、当該児童生徒の在籍校の校長が行います。

通級による指導を受ける時間は、「自立活動」として通常の教育課程に加える（例えば、放課後を指導時間として設定する場合）か、又はその一部に替える（例えば、国語の時間1時間を指導時間として設定する場合）ことができます。また、特に必要がある場合には、各教科の内容を補充するための特別の指導を含めることができます。その特別の教育課程は市町村の教育委員会へ届け出が必要です。（就学指導 Q&A 参照）その際、留意すべき主な点は以下のとおりです。

（1）地域や学級の実態を考慮する

児童生徒の在籍校、在籍学級の様々な実態を把握し、指導内容や指導時数の検討、通級指導教室までの交通手段や時間などを考え合わせる必要があります。

（2）児童生徒の実態把握を十分に行う

通級による指導対象児童生徒の状況は実に多様であり、一人一人に応じた適切な指導が行われる必要があります。いわゆる「障がいの状態」ばかりに目を向けず、能力や適性、興味・関心や性格、本人の思い等にも注目することが大切です。

（3）指導時数を検討する

「通級による指導」の時数は、年間35単位時間（週1単位時間）から280単位時間（週8単位時間）までを標準とします。また、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒の指導については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間10単位時間（月1単位時間程度）から280単位時間（週8単位時間程度）としています。

ここでは、当該児童生徒の週当たりの授業時数が、負担過重とならないように配慮することが必要です。また、一部の授業に替えて指導を行う場合には、特定の教科等の時間が全て欠けることがないように工夫することが必要です。（週1時間しかない学級活動や道徳の時間等を通級による指導の時間に充てない。）

（4）指導内容を検討する

通級による指導の中心は「自立活動」の指導となります。各教科の内容の補充指導については、障がいの状態に応じた特別の補充指導であるため、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する必要があります。

（5）指導の記録等を管理する

通級指導教室では、通級による指導の記録を適正に管理し、その記録の写し等を利用して在籍校との情報交換、連絡調整を十分に行う必要があります。また、在籍校においても当該児童生徒の指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けていた旨を記載することとなっています。

（6）在籍校と連携・協力する

通級指導教室設置校と児童生徒の在籍校は、担当教師、担任や特別支援教育コーディネーター、管理職等と連携を取り合い、児童生徒の状況や指導の方針などについて情報交換を行うなど、日頃からの連携・協力をすすめることが重要です。

Q41：児童生徒の実態把握はどのようにするのでしょうか？

A：実態把握の「方法」としては、「観察」「面接」「検査」等が考えられます。それぞれの方法に特徴がありますので、目的に応じた方法で行う必要があります。

「観察」については、児童生徒の一側面的な見方で観察するのではなく、環境とのかかわりなどの視点も大切にします。

「面接」は保護者から話を聴くことが大半となると思われますが、保護者の心情に配慮し共感的な態度で接することが大切です。通級担当者は「指導者」というよりは、「同行者（ともに考えさせていただく仲間）」という気持ちをもつことが必要です。

「検査」については、多くのものが活用されていると思います。かかわる者が児童生徒をしっかりと見つめ、かかわって感じたことも大切にしながら、検査結果を有効に活用することが必要です。

以下に、実態把握におけるいくつかの視点や留意事項を示します。

- 学習上の配慮事項や学力（授業の中で行っている配慮、学力調査の結果や日々の観察等）
- 基本的な生活習慣
- 特別な施設・設備や教育機器の必要性（FM補聴器、視覚・聴覚情報保障機器等の必要性）
- 興味・関心（児童生徒の学校・家庭・地域での生活の中の幅広い興味・関心）
- 人や物とのかかわり（好きなひと・もの・こと 等）
- 心理的な安定の状態（いわゆる「キレル」状態等について、その背景）
- コミュニケーションの状態（構音（発音）の状況、吃音について、話の通じにくさはないか）
- 対人関係や社会性の発達（いわゆるソーシャルスキルの内容について）
- 身体機能（医療機関等の検査結果や体の動きに関する日々の観察、配慮事項）
- 視機能（医療機関等の検査結果や見ることに関する日々の観察、配慮事項）
- 聴機能（医療機関等の検査結果や聞くことに関する日々の観察、配慮事項）
- 知的発達の程度（WISCや新版K式等の検査結果や遊びの場面での観察等）
- 身体発育の状態（生育暦や医療機関の診断、日々の観察等）
- 疾病の有無（医療機関の診断、疾病からくる日常生活の配慮事項等）
- 生育暦（これまでのできごとや相談暦や治療暦等とその時の本人や家族の思い）
- 自己理解に関すること（障がい理解、自己肯定感に関すること、思いや願い）
- 進路（進学、仕事、夢）
- 家庭や地域の環境（家庭や地域での生活の様子、子どもの良さが発揮できそうな場所等）

これらの中には、児童生徒やその保護者からだけでなく、地域の保健師、医療などからの情報収集が必要なことも考えられます。日頃から児童生徒にかかわる地域の様々な職種の方々と連携をとることができるようになっておくことが大切です。

また、実態把握は児童生徒についての総合的な判断が必要となりますが、「医学的診断」も非常に重要なものとなります。しかしながら、単に医学的な診断があるかないかということのみで、教育的な対応が決定されることがないように留意する必要があります。

〔第5章 通常の学級編 P113～P117 をご覧ください。〕

Q42：個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？

A：個に応じた指導をこれまで以上に充実するために「通級の個別の指導計画」を作成し、児童生徒の指導目標及び指導内容・方法、評価の個別化を図っていくことが重要となります。個別の指導計画の策定に当たっては、子どもの能力の向上や行動の改善という視点だけでなく、児童生徒の「心の育ち」の視点も大切にします。

(1) 作成手順

①実態把握 ※前項参照

個々の児童生徒について、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。

②指導目標の設定

実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定します。段階的に短期の目標を達成し、それが長期の目標の達成につながるようにすることが必要です。

③指導内容の設定

長期的な目標を達成するために、自立活動の内容（詳細は次項）の中から個々の児童生徒が必要とする項目を段階的、系統時に取り上げ、それらを相互に関連づけ、具体的に指導内容を設定します。以下は自立活動の内容設定の際の留意点です。

- 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げる。
- 児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。
- 個々の児童生徒の発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。
- 個々の児童生徒が活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げる。

④指導の評価

通級による指導の状況や結果を適切に評価し、「通級の個別の指導計画」や具体的な指導の改善に生かすように努めます。評価は通級担当者だけでなく、在籍学級担任等の関係者も含めて行うものです。

通級による指導の目標が、能力面・行動面だけではないことを考えると、その評価は児童生徒の心の育ちに着目した記録・検討の方法に関する知識・技能が必要です。

(2) 在籍学級との関連

在籍学級での指導と密接な関連を保ち、組織的・計画的に指導が行われるようにします。

(3) 指導方法の創意工夫

個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的に取り組むことができる活動を準備します。

(4) 専門の医師等との連携協力

必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めることが大切です。

個別の指導計画の例

平成 年度 通級指導教室 個別の指導計画 (担当)			
学校名	〇〇立〇〇小学校 第〇学年 〇組	名前	〇〇 〇〇
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	保護者名	〇〇 〇〇
A 相談までの経緯			
<ul style="list-style-type: none"> ・3歳ごろ発吃。本人は気にしていないように思えたが、保育所の生活発表会の練習時に周囲にまねをされてから、話すことを嫌がり始めた。年長時に保育所を通じて相談を受け、不定期で来室。 ・就学後も継続した支援を行うことになった。 			
B 児童の実態			
知的能力 学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・学年相応の力がある。 ・発表には消極的で、音読を嫌がる傾向にある。 		
言語・運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・連発、伸発が中心だが、時々難発もみられる。 ・身体を動かすことは大好きである。 		
心理・社会面	<ul style="list-style-type: none"> ・話をするに対しては消極的な面があるが、友達関係もよく、仲のいい友達となら、どもりながらもおしゃべりをしている。 		
生活面			
諸検査の記録			
かかりつけ 医療機関等			
保護者の願い 本人の思い	<ul style="list-style-type: none"> ・初回相談時には「どもらなくなる方法は？」との思いをもっていたが、「自分の思いをしっかりと伝える子どもになってほしい。」と願っている。(保) ・どもらなくなりたいという気持ちもあるが、「まねをやめてほしい。」と考えている。(本人) 		
C 指導の方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の時間は、「話し方」に気持ちを向けずに思う存分話せる時間になるようにする。 ・自分の話し方についてじっくり考え、自分自身についての理解を深める時間になるようにする。 			
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いを自分のことばに乗せて伝え、伝わった喜び、楽しさを味わってほしい。 ・吃音についての知識を知り、自分の話し方をどうとらえ、どう生きていくかを考えるきっかけにしてほしい。 		

自立活動の項目の選定と指導内容の設定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(1)情緒の安定に関すること (3)障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(3)自己の理解と行動の調整に関すること (4)集団への参加の基礎に関すること			(2)言語の受容と表出に関すること (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

指導内容	・担当者とともに楽しめる活動を見つけ、十分楽しみながら思いを伝えあう。	・吃音について正しい知識を伝え、自分の話し方についてのとらえ方を見つめる。	・本人の希望があれば音読や発表に関することを取り上げる。
------	-------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------

※自立活動の項目と指導内容の関連を線で結び、指導内容については必要に応じて欄を増減する。

指導の経過

	短期目標	活動内容	評価
一学期	<ul style="list-style-type: none"> 児童と担当者が互いの好きなもの・ことを知り合う。 吃音について正しい知識を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童と担当者と一緒に楽しめることを見つけ、一緒に楽しむ。 吃音についての書籍を担当者と一緒に読む。 	<ul style="list-style-type: none"> 本児と一緒に楽しめるもの・ことが見付き、徐々に増えつつある。 吃音についての正しい知識を得ようと担当者と前向きに取り組んでいる。
二学期	<ul style="list-style-type: none"> 学習発表会に参加する際の作戦を担当者と一緒に考える。 自分の吃音について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習発表会を迎えての本児の思いを聞く。 必要があれば、吃音の対処法を一緒に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> どもる自分を肯定的に受け止めようとする姿勢が感じられる。学習発表会ではどもりながら自分の台詞を最後まで言い切り、本児の自信へとつながったようだ。 吃音の対処法について、本児は「そんなの知らない」と言っている。
三学期	<ul style="list-style-type: none"> 児童と担当者とのコミュニケーションを楽しむ。 吃音について正しい知識を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童と担当者が一緒に活動しながら、互いに思いを伝え合う。 吃音についての書籍を担当者と一緒に読む。 	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室に来室する時間を楽しみにしている。最近、どもり始めた時、話を途中で止めることが時々ある。どもることが理由なのか、別に理由があるのか、今後本児と一緒に話をしながら考えていきたい。 吃音キャンプに行きたいと言っている。吃音についての理解が進み、新たな仲間とかかわろうとする意欲が高まった。

Q43：児童生徒の在籍校や通級指導教室設置校は互いにどのように連携するのでしょうか？

A：小学校及び中学校の学習指導要領においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。

通級による指導を効果的にするために、通級による指導の担当教師が、児童生徒の在籍学級の担任と、定期的に情報交換を行い、両者の連携が図られるようにすることが重要です。いくつか例を挙げると、

- 通級による指導担当教師が児童生徒の在籍校を訪問して・・・
通常の学級の授業参観、情報交換、ケース会議の参加等
- 在籍校の学級担任が通級指導教室設置校を訪問して・・・
通級による指導の参観、情報交換等

通級による指導の「指導経過報告書」を通級指導教室設置校から児童生徒の在籍校に送付し、「指導経過報告書」を通じて連携を深めることも大切です。

このような情報交換に伴う学校訪問等の活動は、通級による指導を効果的に行うために必要不可欠なものであり、通級指導教室設置校においては、これらの職務を通級担当者の重要な職務として位置づける必要があります。

ここで留意したいことは以下のとおりです。

- (1) 在籍学級担任、通級担当者、特別支援教育コーディネーター、管理職、必要に応じて医療・福祉関係者等の様々な立場の人たちが連携にかかわります。立場が違えば、対象の子どもの見方も異なることもあります。それぞれの意見を尊重し合い、教育的ニーズや指導の目標や内容について考えていく必要があります。
- (2) ケース会議、教育相談等、他校からの要請に応じて通級担当者が出かける場合は、当該校から設置校の管理職に連絡をしてもらいます。文書による派遣申請がより望ましいでしょう。
- (3) 本当に大切な「連携」は「互いの顔と人柄がわかること」です。顔を合わせたり、話をしたりする機会を設けることが大切です。

また、通級による指導を受ける児童生徒は、在籍校と通級指導教室設置校との連携だけでなく、特別支援学校、医療や福祉等の他機関との連携も欠かせないことが多くあります。在籍校の特別支援教育コーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画を作成していく上で、児童生徒の支援のためのネットワークの構築が不可欠です。

さらに地域で暮らす児童生徒の支援のための連携は、医療や福祉等だけでなく、公民館、放課後児童クラブ、スポーツ少年団との連携も必要になってきます。児童生徒の疾病や能力のみに視点を当てた連携ではなく、暮らしにくさを軽減するための視点も大切に連携をしていく必要があります。

※第2章「特別支援学校編」個別の教育支援計画の項目も参照してください。

<指導経過報告書例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇〇立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

平成〇〇年度 第〇学期通級指導教室指導経過報告書

学 年 ・ 氏 名	〇年 ・ 〇 〇 〇 〇 さん
通 級 回 数	〇/〇〇 (〇) 〇/〇〇 (〇) 〇/〇〇 (〇) 〇/〇〇 (〇) <u>合計 〇 回</u>
<u>活 動 の 様 子</u>	
<u>今 後 の 方 針</u>	
<p><u>指導要録への記入について</u> 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、以下の記載を基に、必要事項をご記入ください。</p> <p>〇〇〇立〇〇〇学校通級指導教室において週〇回〇時間の通級による指導を受ける。〇〇〇〇〇〇に関する指導を行い、今後も継続した指導が必要である。</p>	
記入者 通級指導教室担当 職・氏名	

※年度の最後には、指導要録への記載のお願いを併せて行います。特に卒業生については、早目の報告ができるような配慮が必要です。

Q44：初めて通級指導教室の担当になった時、何から始めればよいのでしょうか？

A：前任者からの引き継ぎはもちろん、まずは近隣の通級指導教室と連絡を取ることから始めましょう。そして次第に自らのネットワークを拡げることを心がけましょう。

通級による指導を受ける児童生徒は通常の学級に在籍しながら、何らかの困難さを抱えています。それだけで日々苦しい思いをし、そんな自分についても悩んでいる場合も少なくありません。通級担当者はそんな子ども達や保護者の気持ちをしっかりと受け止め、共に考えていくという姿勢が必要です。そのためには、「通級してくる児童生徒や保護者と共感的な信頼関係を結ぶこと」を指導の基本に据え、その上で、いわゆる「障がい」に関することについて研修をしていきます。様々な方法論や手法だけを学んでも、基本的な部分で児童生徒や保護者とつながらない限り、せつかくの方法が生きてはきません。逆に基本的な考え方を大切にしていけば、方法はおのずと見えてくるとも考えられます。

以下に、通級指導教室担当者の一年間の業務の一例を紹介します。これらは、通級指導教室で目の前にいる児童生徒の指導を支えるための大切な業務です。ここに挙げたことやこれら以外にも初めて聞くことや、どのように業務を遂行したらよいか分からないことがたくさんあるかもしれません。分からないことは前任者や経験の長い通級担当者や市町村教育委員会に問い合わせ、充実した指導ができるようにしましょう。子ども達は通級による指導の時間を楽しみにしています。互いにとってよい時間になるようにしたいものです。

月	業務の概要	通年
4月	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関へのあいさつ回り（教育委員会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、その他各教室の状況に応じて） 通級指導教室の時間割作成（在籍校や子ども、保護者の都合を考えながら） 校内研修会等で通級指導教室（制度や考え方、子どもたちのとらえ方等）や通級してくる子どもについての説明 指導開始 	各種専門的な研修 教育相談の受け入れ 地域の特別支援連携協議会、 理解・啓発に関する活動 相談支援チーム、 就学指導委員会関係
5月	<ul style="list-style-type: none"> 教室要覧作成（近隣の教室と一緒に作成することも多い。教室のパンフレット等の検討もあわせて行う） 各種調査報告 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 市町村就学指導委員会関係（委員、専門調査員等の委嘱） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 指導経過報告 	
夏季 休業中	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談会 各種研修会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 市町村就学指導委員会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査報告 就学時健康診断（通級指導教室の説明、保護者面接等。他校からの依頼がある場合もある）＜小学校＞ 	
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> 指導経過報告 	
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> 進学説明会（保護者や新1年生への説明）＜中学校＞ 引継関係書類の作成 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 指導経過報告 	

第5章 通常の学級編

Q45：通常の学級における特別支援教育とは基本的にどのように考えるのでしょうか？

A：通常の学級における特別支援教育では、学級経営を充実させること、授業改善を行うこと、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を、組織的・計画的・継続的に行っていくこととなります。

(1) 小中学校における通常の学級での特別支援教育

小中学校の通常の学級での特別支援教育を推進するために、その児童生徒が在籍する学級においては、学級経営を充実させていくこと、そして授業づくりをしっかりと行っていくことが基盤となります。

学級経営を充実させるためには、落ち着いて過ごせる学級集団作り、学び方の違いを認め合ったり、間違いを否定的に見なかつたりする支持的風土の学級集団作りが必要です。また、授業作りについては、見通しが持ちやすく、指示・説明を分かりやすいものにするなど、ユニバーサルデザインの授業作りを進めていくことが必要です。

「どのような支援」を、「どのような場」において、「どのような方法」により実施していくかは、一人一人の児童生徒の障がいの特性や本人の状況、またその児童生徒を取り巻く環境などによって異なってきます。そのため、一人一人についてのしっかりとした実態把握、必要な支援は何か、そして具体的な支援方策をどうするのかといった話し合いを、関係する複数の教職員で十分に行うことが必要です。また、支援を中心になって行うのは学級担任や教科担任ですが、校内の使えるリソース（人的・物的資源）を柔軟かつ有効に生かしながら支援することも大切です。

適切な支援を組織的・計画的・継続的に実施していくことによって、児童生徒はよりよい成長を遂げていくこととなります。

学校としては、次のような支援体制を整えておくことが特別支援教育を進める上での基盤となります。

- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 保護者や外部の関係機関との連携
- 児童生徒の実態把握や教育的ニーズの十分な把握
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成
- 幼（保）から小、小から中、中から高へのスムーズな引継

(2) 高等学校における特別支援教育

基本的考え方は小中学校と変わりません。

高等学校では、障がいのある生徒がどのような理由でその校種の高校を選択したかが重要になります。そのためには、保護者、中学校、特別支援学校、医療機関等との連携が必要となり、入学試験前、入学前、入学後と必要に応じて接点を持つことが重要です。本人、保護者の希望を第一に考えることは当然ですが、将来的に見て本人にとっての最善の進路を十分に協議する必要があります。

入学後は、校内体制を確立することはもちろんですが、特別支援教育室、特別支援学校、教育センター、教育事務所、中学校等との連携を円滑に行うために、その中心的機能を担う機関、人物をはっきりとさせておくことも必要となります。その際、島根県高等学校教頭協議会特別支援教育部会研究報告（平成21年度）が参考となります。

さらに、進学、就職の支援については、進学後、就労後の体制等を十分考慮することが大切となります。

Q46: 通常の学級にはどのような支援の必要な児童生徒がいるのでしょうか？

A: 通常の学級には、(1)のような支援の必要な児童生徒が在籍する可能性があり、(2)(3)のような配慮事項が考えられます。

(1) 通常の学級には次のような支援の必要な児童生徒が在籍すると考えられます。

- ①言語障がい ②自閉症 ③情緒障がい ④弱視 ⑤難聴 ⑥学習障がい
⑦注意欠陥多動性障がい ⑧肢体不自由 ⑨病弱・身体虚弱
⑩その他支援の必要な児童生徒

《障がいごとの特性や具体的な支援については P17～P21, P28～P43 をご覧ください。》

(2) 全体的な配慮事項

- ① 個々の児童生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行います。
② 校内体制の充実を図り、適切な指導と必要な支援を行うための体制作りを行います。
③ 個々の実態に応じて、通級指導教室との連携を図ります。その場合は、児童生徒の的確な実態把握を基に指導のねらいと内容を明確にして、特別な教育課程を編成します。
④ 市町村の相談支援チーム、特別支援学校の教育相談や事務所ごとの専門家チームの巡回相談・教育センターの教育相談などを活用します。
⑤ 必要に応じ、医療機関や福祉機関との連携を図ります。
⑥ 児童生徒が特別支援教育について理解する機会を適切に設けるとともに、個別の指導及び支援を実施している児童生徒の保護者と良好な関係を築くようにします。

(3) 集団の場での配慮事項

① 言語障がい

- ・話す意欲を高めるように配慮するとともに周囲の人との関係が良好に保たれるようにします。
- ・表面に表れている状態だけではなく、その内面についても洞察し、劣等感や欲求不満などの情緒面での負担を軽減するようにします。
- ・状況に応じて、書いて伝える書字の利用なども考えます。

② 自閉症

- ・視覚優位の児童生徒が多いことから、見通しをもって学校生活を送れるようにスケジュールの提示をしたり、活動の始め・終わりが見て分かるようにしたりするなどの工夫をします。
- ・指示の単純化・明確化を図り、否定的な表現でなく、肯定的な表現で指示をします。
- ・不安定になった時、気持ちを落ち着ける場所などをあらかじめ用意し、自分で落ち着くことができるようにします。

③ 情緒障がい

- ・適切な対人関係がとれるよう気持ちの安定を優先し、周囲の人との関係が良好に保たれるように配慮します。
- ・言葉によるコミュニケーションだけではなく、人とのやりとりの楽しさを知らせます。
- ・欠席などによる未習の学習内容がある場合は、個別の対応などを行い学力の保障をします。

④ 弱視

- ・個々の見え方に適した学習環境（座席の位置や照明など）を工夫します。
- ・分かりやすい板書の工夫を行います。
- ・必要に応じ、拡大教科書や音声教材などを準備します。

⑤ 難聴

- ・個々の聞こえ方に応じ、口話法や書字、手話などのコミュニケーション手段を活用して、意思の相互伝達が円滑に行われるようにします。
- ・口元や手話が見えるように座席の位置などを工夫します。
- ・視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具などを有効に活用します。
- ・補聴器などを装着している場合は、騒音対策などを行い安全に使用できるように配慮します。

⑥ 学習障がい

- ・苦手なことへの抵抗感を少なくするように、文字を指で押さえて文章を読む、漢字にルビをふるなど個々に合った具体的支援を工夫します。
- ・苦手なことを補うための機器の利用を考えます。(計算器や電子辞書など)
- ・自己評価が低くなっている場合には、自己認知や自己有能感がもてるように配慮します。

⑦ 注意欠陥多動性障がい

- ・刺激の少ない環境に配慮するとともに、指示などの単純化・明確化を図ります。
- ・学習量を調整し、達成感がもてるようにします。
- ・課題や時間などを知らせることにより、見通しがもてるようにします。
- ・気持ちを落ち着ける場所などをあらかじめ用意し、自分でクールダウンできるようにします。
- ・自己評価が低くなっている場合には、自己認知や自己有能感がもてるように配慮します。

⑧ 肢体不自由

- ・可能な限り自らの力で学校生活が行われるように施設設備の改善を図ります。
- ・補助用具(車いすなど)、補助手段を適切に活用します。
- ・施設設備、環境に対して確認を行い、安全を確保します。

⑨ 病弱・身体虚弱

- ・日々の身体の状況を把握して、負担過重にならないようにします。
- ・通院や治療のための欠席などのため未習の学習内容がある場合は、個別の対応などを行い学力の保障をします。
- ・身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫します。

⑩ その他支援の必要な児童生徒

- ・できない部分や問題になっている部分だけに焦点を当てるのではなく、個々の全体を見て、支援を考えます。
- ・将来の姿を見すえての支援の必要性や支援の質、量、支援者などを考えます。

Q47：校内体制の整備はどのようにするのでしょうか？

A：校内委員会を立ち上げ、それぞれの役割を明確にして協力・連携して行います。

通常の学級に在籍する児童生徒の中にも、特別な支援が必要となってくる子どもたちがいます。その子どもたちが、学校生活においてそれぞれの個性を発揮し、安心して学習に取り組めるような状況づくりが求められます。これまでは、担任が一人で抱えて悩んでいたことも多かったでしょうが、全教職員が共通理解し、その子どもにとって有効な支援方法を検討し、協力し合える体制をつくるのが大切です。そのためにも、次のような校内委員会を組織し、校内体制を整備することが望まれます。

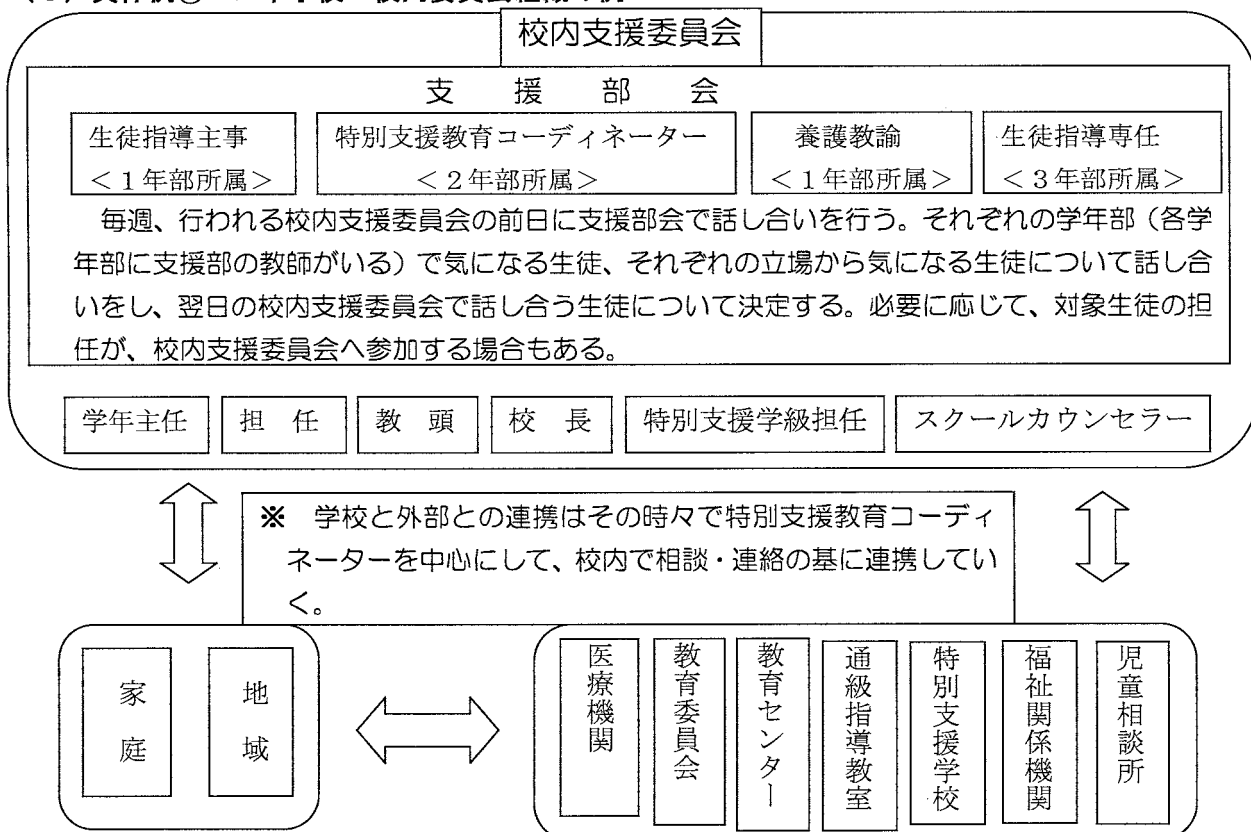
(1) 校内委員会の役割

特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、課題を共通理解します。その上で、その子どもに適した支援方法（支援内容・支援場所など）を検討します。校内での支援のみにとどまらず、医療・福祉などの関係諸機関との連携も必要となってくるかもしれません。また、家庭との連携も大切です。本人・保護者の思いや願いを考慮した上での具体的な支援の方法を検討します。

(2) 校内委員会の位置づけ

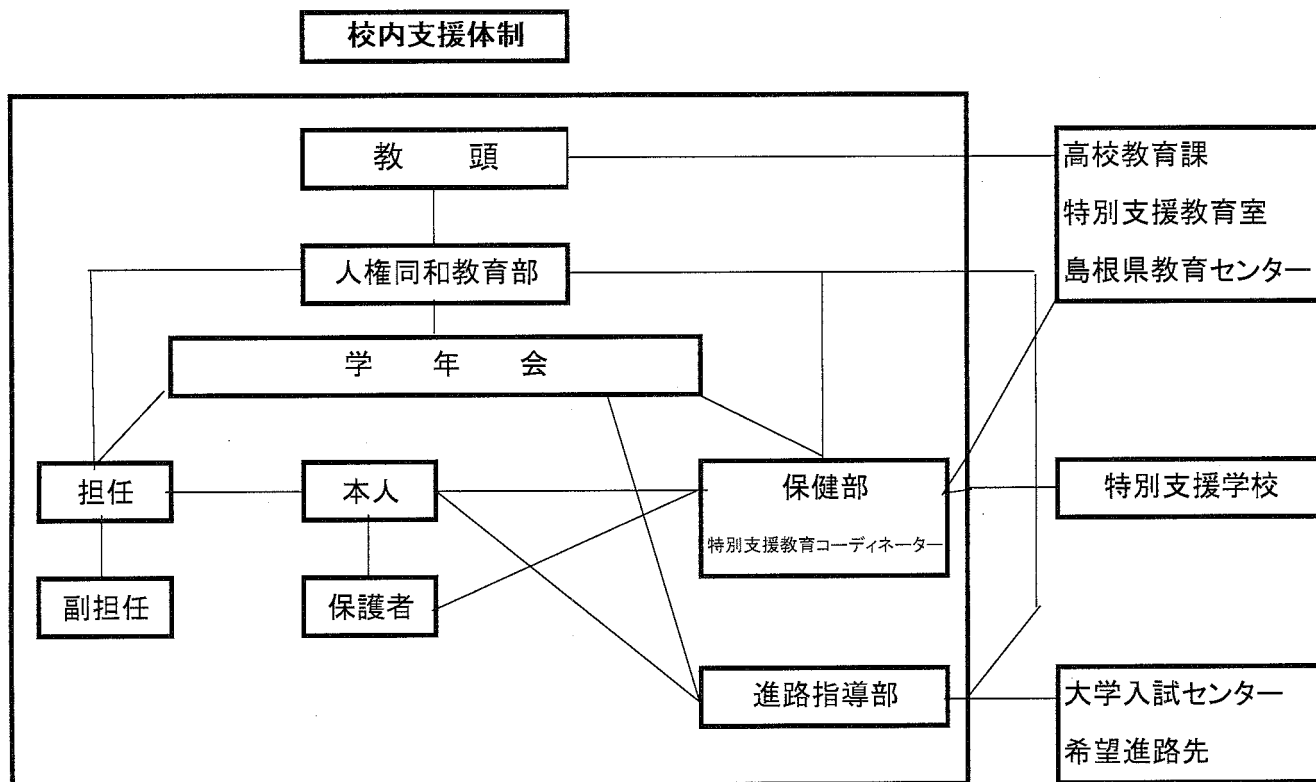
メンバーは、校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・学年主任・生徒指導(主任)主事・進路指導主事・養護教諭・特別支援学級担任・スクールカウンセラーなどで構成され、該当児童生徒の担任も参加します。それぞれの学校の規模や事情で、メンバーは若干違ってくると思います。必要に応じて招集されて、話し合う形態をとる場合と、毎週決められた時間に委員会を開催して検討する形態があります。どちらにしても、課題を抱えている児童生徒について共通理解していくためには、定期的に話し合いの場をもつことが大切です。

(3) 具体例① A中学校 校内委員会組織の例



具体例② B高等学校 生徒支援特別プロジェクト委員会

生徒の進路保障の観点から、人権同和教育部が中心となり組織されている。
 学年進行によって、構成メンバーが変わり、最終的には進路指導部とのかかわりが重要となっていく。



Q48：特別支援教育コーディネーターの役割とは何でしょうか？

A：各学校において特別支援教育を推進し、児童生徒の支援体制を整備することです。

特別支援教育コーディネーターは、具体的には次のような業務を行います。複数のコーディネーターが指名されている学校もありますが、1名のみ指名されている場合は特に校内の他の教職員とチームを組み、協力しながら進めていくことが必要です。

- (1) 学級担任を支援する
- (2) 校内の関係者や関係諸機関との連絡調整をする
- (3) 校内委員会や校内研修の企画・運営を行う
- (4) 保護者からの相談窓口となる
- (5) 巡回相談員や専門家チームと連携する
- (6) 幼・保・小・中・高等学校間等の引き継ぎをする
- (7) 進路先と連携する

(1) 学級担任への支援

普段から、児童生徒の様子について、学級担任等と情報交換します。気にかかる児童生徒がいたら、学級担任とともに情報を整理し、支援の方法について考えます。必要に応じて、児童生徒や保護者との面談に学級担任と一緒に参加します。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言します。

(2) 校内の関係者や関係諸機関との連絡調整

支援が必要な児童生徒の学級担任はもちろん、特別支援学級担任、支援員、サポーター等、児童生徒の支援にかかわる校内の教職員との連絡調整を行います。

校内だけで対応が難しい場合は、通級指導教室や特別支援学校、福祉、医療、就労等の関係諸機関に相談して意見を聞きながら、支援の方法を考えていくことが必要です。

(3) 校内委員会や校内研修の企画・運営

学級担任や教科担当者と連携して、生活や学習の様子を観察し記録を取る等、児童生徒の実態把握を行います。校内委員会を開催して支援の方針や手だてを検討し実施していきます。

また、児童生徒の支援につながる様々な情報を収集し提供する等、全教職員の特別支援教育についての理解を深めるための校内研修を企画・運営します。

(4) 保護者からの相談窓口

保護者からの相談や問い合わせに対応します。支援を必要とする児童生徒の保護者の悩みを聞いて一緒に解決策を考えながら、信頼関係を作り、家庭と協力して児童生徒を支援していきます。

(5) 巡回相談員や専門家チームとの連携

児童生徒一人一人の障がいの状況や程度は様々で、それぞれの特性に応じた適切な支援を行うためには、外部の専門家と連携し協力していくことも重要です。心理検査を実施する際も、専門機関へ相談し依頼することができます。

(6) 保・幼・小・中・高校間等の引き継ぎ

児童生徒に関する様々な情報について、個別の教育支援計画等を活用し、保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校、高等学校間等の引き継ぎを確実にを行います。進学先の学校に児童生徒の特性や支援の状況等の情報を伝えて、卒業後も適切な支援が続くようにします。（P112に、『引き継ぎ資料』の様式例を掲載しています。このような『引き継ぎ資料』を作成し、個別の教育支援計画等とともに進学先の学校に引き継ぐことで、正しい情報を伝達し児童生徒の支援がつながるようにします。）

また、進学先の学校の見学や体験を実施する等、早い段階から進路指導を行うことも重要です。中学校では、受験を希望する学校のオープンキャンパス等へ積極的に参加し、必要に応じて進路希望校との教育相談を実施します。

(7) 進路先との連携

進路を決めるに当たって、児童生徒だけでは、自己を客観的・多面的に理解することに難しさがあります。児童生徒が自己の良さを知り、良さを生かした進路を選択して進路希望を実現することができるように、関係機関と連絡調整し、社会生活への移行に必要な支援をしていきます。

① 就職のための支援

職業リハビリテーションの支援を活用することが可能です。

職業リハビリテーションとは、障がいがあるが故に職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっていたりする人にも、職業を通じた社会参加と自己実現・経済的自立の機会を作り出していく取組です。

- ・職業評価・・・職業能力を評価。個人の状況に応じた計画を策定
- ・職業準備支援・・・作業体験、社会生活技能訓練を通じて就労に向けた準備を行う
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業・・・事業所にジョブコーチを派遣し、専門的な援助を実施する

② 進学のための支援

自分の特性、長所・短所、興味・関心、適性、学力等を客観的に理解し、自分の就労先まで視野に入れながら、進学先を選択することが重要です。

③ 生活のための支援

進学や就職で、一人暮らしが始まるのが考えられます。障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センターの支援を活用することができます。

引き継ぎ資料

島根県版参考様式

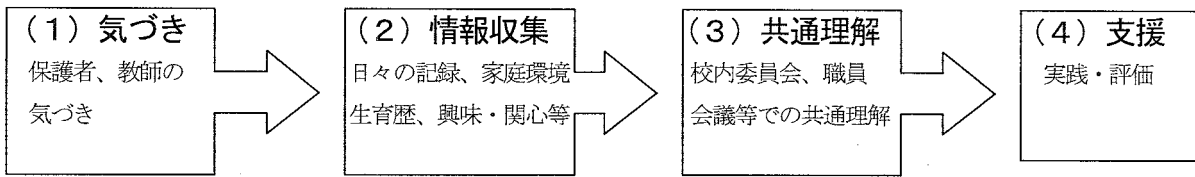
小学校・中学校・高等学校（該当に○）への引き継ぎ事項			
記入年月日	平成 年 月 日	保護者印	在籍校長印
記入者氏名			
配慮が必要な事柄		効果的な支援の方法	
引き続いて取組をしてほしい事柄		具体的な取組の方法（次の学校が記入する）	
引き継ぎ実施日	平成 年 月 日		
引き継ぎに参加した者			

Q49：児童生徒の実態把握はどのようにするのでしょうか？

【小中学校】

A：実態把握は日常的な児童生徒の行動観察から始まります。

○流れ



(1) 気づき・・・児童生徒のことをよく知ろう

児童生徒のことをよく知るためには、学級担任が中心となり、気になる児童生徒の実態把握を進めます。まず児童生徒の普段の様子をよく観察することからはじめましょう。

児童生徒一人一人に適切な教育的支援をしていくスタートとなるのは、担任が児童生徒の出している様々なサインに対して気づくことができるかどうか大きなポイントとなります。

気づいたら、『いつ』『どこで』『どのような時』『どんな問題が起こるのか』を観察し、問題となっているつまづきや困難等の様子を正確に把握します。この問題点の把握が不適切であれば、対応が遅れてしまい、場合によっては問題行動に繋がっていくこともあります。指導の手がかりを得るには、児童生徒の得意なことや良い面なども合わせて捉えることも大切になります。

また、保護者へ協力をお願いするような場合においても、児童生徒のことをよく観察した上で話していることが伝わると、保護者の信頼を得ることにつながります。

児童生徒のサインについて気づいたら、一人で抱え込まないで特別支援教育コーディネーター、学年部の教師に相談し、以下のことを中心にさらに観察をしましょう。

(2) 情報収集・・・担任・校内委員会を中心に多面的に情報を集めよう

① 観察と記録

児童生徒の行動の特徴を把握したり、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」又は「推論する」能力の著しい遅れがないかどうかを調べたりします。気になる行動の前には何が起きたか把握することも観察の視点として重要です。

項目例	担任の気づき	担任の理解 (○) と手だて (☆)
授業態度	授業中10分位したら離席する	○学習内容がわからないかもしれない ☆離席する時の状況を詳しく記録してみる
学習中の様子	黒板を写す時に、書く動作が止まることがある	○視力に問題があるかもしれない ☆前の席にして様子を見る
学業成績	英語の成績が極端に落ち込んでいる	○アルファベットが読めない又は書けないかもしれない ☆アルファベットの読み、書きの力を確認してみる
提出物	何回言っても忘れる	○記憶し続けることに困難さがあるかもしれない ☆何をいつまでに出すかを表にして一緒に確認する
ノートの記述	速度が遅く、マスの中に書けない	○マスが小さいせいかもしれない ☆マスを大きくしてみる ○どこを写しているかわからないかもしれない ☆写す内容を知らせる
コミュニケーション能力や言葉遣い	自分から一方的に話し続ける	○相互に聞いたり話したりするスキルを知らないかもしれない ☆放課後に、簡単なやりとりの方法を練習してみる
対人関係	休み時間に一人で過ごしている	○ルールのある遊びのルールがわからないかもしれない ☆少人数で、教師が入ってルールを教えながら遊ぶ

さらに、児童生徒の特徴をとらえるためにチェックリストの活用もよいでしょう（「小・中学校の通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の理解と支援のためのハンドブック」平成19年3月 島根県立松江教育センター P135参照）。チェックリストは、あくまでもおおまかに児童生徒の特徴を把握し、指導内容を検討するためのものです。そのためにも担任の主観のみで判断するのではなく、児童生徒にかかわっている専科、少人数指導の教師など複数の教師でチェックすることがより児童生徒のつまずきを理解し、実態を正しく把握することにつながります。

チェック後に気をつけなければならないことは、LD、ADHD、高機能自閉症等の傾向があるからといって、障がい名が一人歩きしないよう注意することです。

② 情報収集

ア. 家庭からの情報収集（アンケート、聞き取り）

詳しい内容については、家庭訪問や個別懇談によって、直接保護者から聞き取り記録することが大切ですが、以下のような内容を事前に保護者に記入してもらっておくとよいでしょう。

・氏名	・性別	・生年月日	・住所及び連絡先	・保護者の氏名	・障がいの状況
・身体の状態	・発作などの有無	・病院名、主治医	・服薬（薬品名、服薬量、服薬の時間）		
・手帳の有無	・生育歴	・配慮事項	等		

また、家庭での過ごし方（一日のスケジュール）や保護者の願い（現在の生活や学習面の願い、将来を見通した願い）についても併せて把握しておくといよいでしょう。

イ. 学校での情報収集

学校で児童生徒は、担任だけでなくいろいろな教師とかかわりを持っているので、できるだけ担任外の教師からも情報を得ることを忘れないでおきましょう。その際、あらかじめ現在もっている力とこれから必要と思われる力を具体的に記録しておきます。また、どんな状況の時に課題が多く見られるかについても記録できるようにしておくといより効果的です。いずれにしる発達の状態をいろいろな視点から捉えることが大切になってきます。

・ 健	康	・健康状態、生活リズム、発作など	
・ 基	本的	生活習慣	・食事、排泄、安全の意識、清潔、ものの管理など
・ 身	体	・全身運動、手指の操作、姿勢、移動、協応動作、調整力、持久力など	
・ 認	知	・視覚・視知覚、聴覚、触覚、色・形・空間・時間等の感覚、数量、言語など	
・ 社	会	性	・コミュニケーション（意思の伝達、言葉の受容と表出）、対人関係、集団参加、状況の変化への対応、情緒、興味・関心、好き嫌い、こだわりなど
・ そ	の	他	・指導要録等から引き継ぎ事項、特異な行動、諸検査等の結果など

ウ. 環境条件にかかわる情報収集

児童生徒を取り巻く環境を保護者や地域、福祉等から情報収集すると、具体的な支援が見えてきます。保育所、幼稚園の教師等からの情報も整理しておきましょう。

・家族関係	・経済的・社会的な状況	・地域行事等への参加状況
・支援の有無（地域の支援体制、学校の受け入れ態勢、福祉や保健等のサービスなど）		
・家族、友人、仲間等の支持や関係、態度	・社会的資源（リソース）の状況など	

エ. 発達・心理検査等からの情報収集

発達・心理検査は児童生徒を客観的に理解できますが、絶対的なものではなく、あくまで情報の一つです。ですから、検査結果を数値だけで判断することは避けなければなりません。児童生徒を取り巻く環境についての情報や日常生活、授業の様子についての情報などを収集した上で、解釈をしていく必要があります。

また、発達・心理検査は児童生徒の可能性を見出すために行いますので、「ここまでできている」という認識をもって、支援の方法を考えたり、環境を整備していったりすることが大切です。

なお検査を行う場合は、保護者の了解を得ることが前提ですし、また必ず検査結果を伝えることも大切です。その際、数値ではなく、検査や行動観察等から得られる児童生徒の姿や支援方法を伝えるようにつとめることが大切です。以下に主な相談機関を紹介します。教育関係の機関では、島根県教育センター、浜田教育センター、各教育事務所、特別支援学校、通級指導教室等があります。医療・福祉機関では、大学病院や総合病院等があり、また、療育機関、児童相談所等の福祉機関もあります。

オ. 情報収集における留意点

- ・ 児童生徒、保護者等の人権に配慮する（プライバシーの保護）
- ・ 必要な情報がどうか十分に吟味し、特に保護者へのアンケート・調査をする場合には、毎年、内容や項目の必要性を再検討する
- ・ 個人情報収集する目的を明確にし、目的以外の使用は行わない
- ・ 保護者等に情報収集の趣旨説明を十分に行い、同意を得るとともに検査結果を必ず伝える
- ・ 学校や担当が変わるときには、個人別の指導資料としてきちんと引き継ぐ

(3) 共通理解・・・児童生徒に関する情報を共有しよう

実態調査票を作り、(1)(2)で集めた情報のうち、必要と思われることについて記入します。校内委員会へこの資料をもって報告し、支援の方針を検討します。

- ・ 児童生徒に関して収集された情報を校内委員会で整理する
- ・ 必要に応じ専門家に診断に関することや支援方法について助言を求める
- ・ 児童生徒の情報や専門家の意見をもとに、校内委員会で支援方法を検討する
- ・ 職員会議等で、児童生徒の特性や目指す姿、支援方法について共通理解を図る

実態調査票 記入項目

氏名、生年月日、保護者氏名、住所、主訴、生育歴、家族構成、相談・療育歴、興味・関心、特技、趣味、学習の様子、保護者の願い、生活・行動の様子、健康・身体面での配慮事項、本人の願い等

(4) 支援・・・分かる、できる教育環境を整えよう

児童生徒が見通しをもって安心して学校生活を送ることができるような教育環境を整えるとともに、周囲の児童生徒や保護者等への理解・啓発等に努めます。

- ・ 学校生活全般においては、自分の役割を見つけ、友達から認められ安心できる居場所となるような学級や学校の環境を作る
- ・ 授業では、得意な能力に着目した支援の工夫により、見通しをもって落ち着いて学習できる環境を作る
- ・ 周囲の児童生徒の理解と適切なかわりを促すために、周囲の児童生徒の受け止めや心情に配慮し、お互いが成長し合えるように支援する
- ・ 保護者・地域の児童生徒に対する正しい理解と啓発のために、学校全体で一人一人のニーズに応じた教育を実践し、その取組や成果を積極的に伝える

【高等学校】

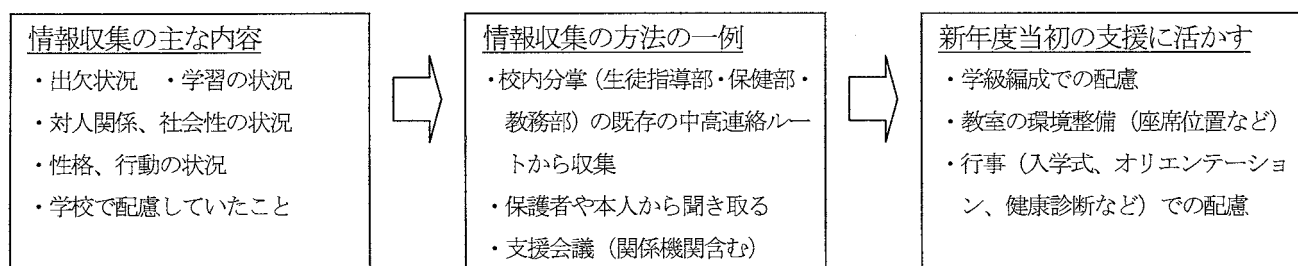
A: 入学してからでは対応が遅れることが多いので、できるだけ早く多方面と情報交換をしましょう。
また、入学後は学校全体で情報を共有することが大切です。

(1) 入学前のオープンキャンパス等を利用し、保護者、中学校と必要に応じて情報交換をしましょう

保護者の考え方や求められる支援、中学校での支援の状況を知り、各高等学校で可能な支援を考えるためにも、相談や情報交換の場を設けることが必要です。受検前なので、保護者、中学校が消極的な場合もあるかも知れませんが、生徒にとって最良の進路選択になるように一緒に考えることが大切です。また、各高等学校で考えられる支援で早期の準備が必要な事柄については、関係機関と連絡を取って、早めに準備を始めておくことも必要となります。

(2) 入学が決定したら、診断の有無にかかわらず可能な範囲で家庭や出身中学校、その他関係機関より情報を得ましょう

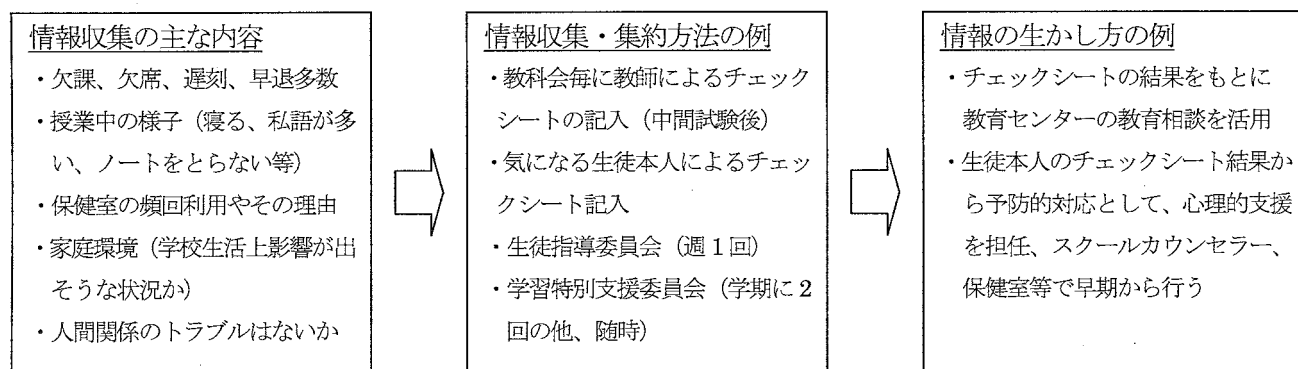
高等学校にはそれぞれの特色（課程や学科）がありますが、広範囲にわたる多くの中学校から入学者があることは共通しており、入学選抜試験の際に特別措置（別室受検や時間延長等）や副申書があった場合を除き、保護者や中学校との連携が十分にできにくい状況があることが予想されます。しかし、何らかの支援を必要とする生徒が、入学後に適切な支援が得られずにいると不登校や非行、暴力、成績不振などの問題事象として現われる場合もあります。入学が決定したら早い時期に可能な範囲で下記のような情報収集の方法を用いて、様々な角度から多面的な情報を収集しておくことが重要です。それらの情報をもとに今すぐに行える支援を実施することにより、戸惑いの多い新しい環境での学校生活のファーストステップをスムーズにスタートできるよう事前資料として生かすことができます。その際に大切なことは、その情報をもとに先入観で生徒像を作るのではなく、生徒ができていること、こうすればうまくいったこと、こうしたらうまくいかなかったことなどの情報を得て、中学校までの支援や指導の上に新たな積み重ねをできることからしていくことです。



(3) 入学後、日常の様々な学校生活場面における気になる生徒についての情報を集めましょう

前述のように、問題事象の背景には様々な要因があるので、情報収集をする際には学校生活場面をあらゆる角度で見渡し、全体性を持った個としてとらえて指導・支援することが大切になってきます。高校生は、中学生の頃に比べると自意識が深化し内面に抱える悩みも増え、また、同一集団で行動する機会がさらに少なくなってくるので、担任だけでなく教職員の一人一人が授業や部活動をはじめ、休憩や掃除時間など、学校生活全般の中で感じた気になる事象を出し合う作業が必要になります。

情報収集をする内容については、一見すると「怠けではないか」と思われるような「授業中に頻繁に寝ている」「私語が多い」なども含め、観察視点の範囲を広くしておくことも「なぜそうしてしまうのか」と考えることによって問題事象の背景要因を見落とさない手立てになります。



高等学校には以前からほとんどの学校に不登校の生徒への対応を検討する校内委員会が設けられており、学校生活に困難さのある生徒について情報を集め、話し合う土壌はできていると思われま。集団生活につまづく部分は、発達でつまづく部分と共通することがあり、これまでの取組に特別支援教育の視点を加えて生徒への支援を考えていくことが、より有効となります。

☆保健室での実態把握

次に挙げるのは実際に、ある保健室での発達障がいとは診断されていない数名の生徒の訴えです。

- ・「教室の臭いに我慢できず吐き気がします。」
- ・「中学時代の給食は我慢していたが、弁当はみんなと一緒に食べられない。」
- ・「どこに行っても人がたくさんいて落ち着かず、一人になれる所に行きたいです。」
- ・「3日前の数学のテストで1問うっかりミスをしていたことに気づいた。僕はダメだ。」
- ・「あいつの態度が許せない。(一週間前の出来事から)」

これらのように、教室内の居づらさや、落ち込みが強い、または怒りが制御できず日常の学校生活が送られない状態を、保健室などで話す生徒が多く見受けられます。生徒のこのような状況の背景をすぐに障がいの有無に直接結びつけたり、あるいは軽視したりするのではなく、「本人がそう感じて困っている」という視点から丁寧に聞き取って、「〇〇の気持ちなんだね」と気持ちをくみ取り、対話を継続し、高校生として彼らの内面を言語化させることも実態把握の大きなポイントとなります。その際に留意することは、突然に初めて保健室に来て自分の弱点や辛い気持ちを話してくれることは少ないことから、それまでには信頼関係を築くことが前提であり、そのような姿勢をもつことが必要であることはいまでもありません。

☆教室等での実態把握

教室等で見られた注意すべき行動等を挙げてみました。

- ・忘れ物が多く、プリントの整理、机・ロッカーの整理ができない。
- ・1時間静かに集中して自習することができない。
- ・言われたことしかできず、応用や工夫がしにくい。
- ・いたずら、嫌みに対しても自分が楽しければ全く気にしないことが多い。
- ・臨機応変な判断、行動がとりにくい。
- ・シャツやズボン、体操服の着方などの外見に全く気をつかわない。
- ・他者に対して気をつかった言葉選びができない。
- ・状況を判断したり、相手の反応を予測したりすることが難しいので、自分勝手な行動をとる場合がある。
- ・礼儀正しいあいさつ、言葉遣いができるが、定型のものしかできない。
- ・一人で何かをすることはそれほど苦痛ではないが、自分がやりたくないことを我慢してすることは難しい。

Q50：特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な支援はどのようにするのでしょうか？

【小中学校】

1. 授業の工夫 ー児童生徒のつまずきに合わせるー

A：特別な支援を必要とする児童生徒は、視覚的・聴覚的な情報処理や記憶することの問題でつまずいていることがあるために、他の児童生徒にとって何でもないことがとても難しい場合があります。

細かい配慮と授業の工夫が、小学校はもとより中学校においても必要です。また、こういった配慮と工夫は、特定の児童生徒のためだけでなく、すべての児童生徒に効果的な工夫であると考えてください。

視覚的・聴覚的な情報処理や記憶することにつまずいていると・・・

例えば・・・

- △聞き違い、聞き漏らしが多い。
- △教科書のどこを読んでいるのか分からなくなる。
- △読みにくい字を書く。漢字を書くと、バランスが悪く大きさがバラバラになる。
- △計算のスピードが遅い。
- △説明や指示を聞いているのに、行動できない。
- △ノートをとるのが遅い。
- △気が散りやすい、音や気温など刺激に対して過敏、など様々な困難を感じている。

困難さを感じながら学習している児童生徒がいるのだから



すぐにできる授業の工夫

◎細かい配慮

- ・1回で多くのことを指示するのではなく、1回で1つの内容とする。
- ・指示は短く端的な言葉で。説明が理解できたか確認する。
- ・明確な課題を。複雑な課題や作業は、手順を書いて示す。(絵や写真を加えると理解しやすい)
- ・板書を書き写す時間を十分にとる。
- ・視野内に気になるものを置かない。 等

◎視覚的・聴覚的な支援

- ・授業の展開をあらかじめ示す。(見通しをもたせる)
- ・板書をする時に、書くだけでなく書いた事柄を読み上げる。
- ・説明する時には、生徒に口の動きを見せて注目させる。
- ・板書の文字は読みやすい大きさと丁寧で書き、色分けや行間をとる。 等

他のことはできるのに、「どうして、こんなことができないんだ」「やる気がないのか」と、いらだちを感じる教職員もいると思います。

しかし、「できないこと」へのいらだちは、本人が一番強く感じていることです。強く叱ってプライドを傷つけることより、できない原因を考え、児童生徒に分かりやすい授業をこころがけることが大切です。

2. 不適切な行動への対応 ー原因を探るー

A：特別な支援を要する児童生徒は、不適切な行動をとることがあります。

なぜ、そんな行動をとったのか、その原因を考え、原因に合わせた予防的な対応をとることで不適切な行動を減らすことができますようになります。

不適切な行動の原因として考えられること

例えば・・・

△何をすべきなのか分かっていなかった。

△相手の意図を勘違いしていた。

△感情のコントロールができなかった。

行動の原因を知るためには、記録が重要です。その行動の前後の様子も記録すると分かりやすくなります。

不適切な行動の原因が分かったら



予防的な対応のポイント

◎児童生徒が見通しをもつための工夫をする

日程や手順に変更があった場合、その理由や内容が分からないことなどが原因で不安感が増し、不適切な行動をとることがあります。

児童生徒が見通しをもって活動できるように、前もって日程や手順を説明しておくことが大切です。全体への説明だけで分かりにくい場合は、個別の説明が必要です。

見通しは、一日の生活範囲内だけでなく、ある程度先の時間的拡がりの中で提示することが大切です。

◎意図が伝わるように話す

説明や指示をした時に、話し手の意図とは違う意味に受け取ることがあります。話をする時には、主語、目的語を省かずに具体的に指示を出したり、皮肉、冗談を含む表現を避けたりする配慮が必要です。

◎リラックスの方法を教える

自分の中に湧いてきた感情（怒りや不安）を言葉で表現できず、大声を出してしまったり、乱暴な態度をとってしまったりすることがあります。

こうなる前に、深呼吸をする、身体を動かす、その場を離れるなど自分に合った方法で気持ちを落ち着けることを教えておくことが大切です。

また児童生徒によっては自分の気分のいら立ちが理解できないことがあります。例えば「イライラ虫が来たね。」とその心理状態を表す言葉を一緒に探し、その状態をフィードバックし「虫退治」を何度か続けるうち、本人から「イライラしてきた」と訴えるようになることがあります。自分の状態に気づくことができるような支援を行うことは、パニックを減らすことにつながります。

3. 不適切な行動への対応 ー特性を考慮するー

A：特別な支援を要する児童生徒が不適切な行動をとった時は、児童生徒の特性を考慮した対応のしかたが効果的です。適切なやり方を具体的に教えることで、児童生徒の行動が改善されます。

特別な支援を必要とする児童生徒の特性

例えば・・・

△ものごとの因果関係を理解したり、その場の状況を把握したりすることが苦手である。

△常識や暗黙の了解事項が分かりにくい。「あたりまえ」なことが分からない。

△自分の気持ちや考えを適切な言葉で表現することが苦手である。いやなことを言われてもうまく言い返せない。

特性を考える



対応のポイント

◎共感的な態度で接する

不適切な行動をとることになった原因を、言葉を補いながら児童生徒とともに整理する。

「どうしてこういうことになったのか、一緒に考えてみよう。」

避けたい対応 「またやったのか。何回言ったら分かるんだ。」といった一方的な叱り方は、児童生徒の自尊感情を傷つけ、不登校などの二次障がいの原因になります。

話を整理していくとき、その場の状況を文字や絵にして、事情を一つ一つ確認していくと分かりやすくなります。「見えやすく」とすると、状況を受け入れやすくなります。

◎常識的なルールと具体的な行動を教える

気持ちは理解できるが、行動は間違っていることをはっきりと示す。

「君の腹が立った気持ちは、よく分かるよ。」

「でも、〇〇することは絶対許されないことです。」

避けたい対応 「いつものことだからいいわ。」と注意しないでおくと、児童生徒は不適切な行動をとっても許されることを学習し、また同じ行動を繰り返します。すべての行動を許容することは、ルールのない状況を作ることになります。

具体的にどのような行動をとるべきかを指導する。

「今度は、どう行動すればいいのか、一緒に考えてみよう。」

避けたい対応 「次からは、きちんとしてください。」という言い方では、児童生徒は何をどうすればいいのか分からず、行動の改善にはつながりません。

4. 学級の人間関係づくり ―仲間の中での「安心感」を保障する―

A：仲間に受け入れられ、必要とされているという「安心感」はかけがえのないものです。そういう「安心感」を基盤に児童生徒は「友だちと学び合う」という大事な経験をして成長していきます。

穏やかな人間関係が育っていないと・・・

例えば

△周囲の心ない一言にひどく傷ついてしまう。

△集団の言語環境が乱れやすくなり、その中で使ってほしくない言葉ばかり選択的に覚えてしまう。

△がんばっている姿に気づいてもらえない。認めてもらえない。

△「聴く」構えのない集団の中で、自分が発言したことへの反応についてひどく不安になってしまう。 等

安心感のある人間関係づくり



◎人への「関心」を育てる

言語環境を整える。相手に届ける言葉を定着させる。

子ども同士がつながるきっかけをいろいろと作る。

「聴く」ことを教える。

等

◎互いに尊重し、対等にふるまう人間関係を育てる

友だちを大切にするとはどういう姿か児童生徒の言動に「意味づけ」をしていく。

等

※ 平成19年3月島根県立松江教育センター発行の「小・中学校の通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの理解と支援のためのハンドブック」も参考にして下さい。

【高等学校】

A：高等学校での具体的な支援の特徴は、実態把握をもとに、人間関係の困難性への支援を継続しながら、進級（単位取得）や就労を見据えた進路指導の際の支援が課題になるところです。進級（単位修得）の課題では登校支援や授業での支援、就職や進学などの進路指導上の支援では、関係機関との連携が大切であり、いずれも社会に出るための自立に向けた内容であることが必要です。その際には、キャリア教育の観点からも自己理解力や勤労観・職業観を育成し、よりよい進路選択ができるようにすることが重要です。

〈事例1〉

高等学校入学が決定し、高等学校から保護者や出身中学校に情報を求めたところ、中学3年生の時に発達障がいと診断された生徒であるということが分かった。しかし中学校では、卒業間近で支援ができず、保護者からは不器用だけれど他の生徒と同じように接してほしいとのことで具体的な引き継ぎがなかった。

① 実態把握

- ・保護者から生育歴や家での様子、診断されるまでの経緯などの話を伺う。
- ・保護者の承諾を得て、外部関係機関にどのような実態であるか説明を受ける。
- ・全教職員で共通認識を行い、特定の苦手教科では本人の授業中の様子を観察する。
- ・専門機関の方に授業参観してもらい、授業中のノートを取る様子、視線や発言の様子から授業の進度やプリントの量等の助言を得る。

② 授業での支援

- ・専門機関の方の授業参観による助言では、現在の授業進度や形態で本人の理解が得られている様子であったため、特別な配慮はなく進度や授業構成、プリントの内容量など現状を継続する。
- ・英語、数学、国語では習熟度別授業であるため、本人の実態と授業やテストの難易度に大きな差はない様子であり、定期テストの結果や担任との定期的な個人面談における本人の気持ちからも、漢字の書字に苦手意識があるものの負担感は少ない様子であった。

③ 進路について

- ・高等学校2年生～担任との面談：「専門資格を取得するために勉強しながら働きたい」（本人、保護者）
- ・高等学校3年～自尊感情に配慮し面談を重ねる中で「適性に不安がある」と本人と保護者の言葉。

→ 校内関係者で就労支援開始の共通理解

→ 発達障害者支援センターに相談（学校にて本人、保護者、学校関係者とともに支援内容の説明を受ける）

→ 障害者就職・生活支援センターへ出向く（本人、保護者、担任、上記センター相談員）

→ ハローワークへ出向く（本人、保護者、担任、生活支援センター職員）

→ （現在 トライ中）

④ 事例から

- ・授業での個別の配慮は必要ないと思われた事例であったが、本人の苦手意識は強いことに配慮した担任の対応（定期的な面談と共感する姿勢）が不適応を防いだと思われる。
- ・保護者や本人の気持ちに添った進路指導であったが保護者の「一人のためにここまで皆さんが動いてくれるとは思わなかった」という言葉から、早期の情報提供も必要であったと思われる。
- ・本人の自尊感情を大切にして支援をしたが、自立に向けての肯定的な自己理解をもっと早期から行う必要があった。

〈事例 2〉

高等学校入学が決定し、高等学校から出身中学校へ情報を求めたところ、中学校時代はほぼ3年間不登校であったが、適応指導教室に通い、そこで本人の特性（診断はない）に合った対応がなされたことで、本人は高等学校入学に意欲をもつようになり本校へ入学した。

① 実態把握

- ・適応指導教室の担当者から本人の特徴、指導上の支援の仕方について聞く。
- ・該当学年会で共通理解を行い、入学後は特定の苦手教科での授業中の様子や、担任を中心に日常生活面での実態把握をする。

② 授業での支援

- ・得意、不得意科目の差が著しいが、それぞれ習熟度別授業であるため、生徒の実態と授業やテストの難易度に大きな差がなく、むしろ不得意科目も習熟度別授業での学び直しの効果もあって好成績であり、生徒の意欲向上と自信につながっている。

③ 心理的支援

- ・一方通行のコミュニケーションが多かったり、友人関係のなかで感情の行き違いがあったりしてストレスが高い状態が日常である。そのクールダウンのためと長い休憩時間の居場所として保健室に毎日（朝礼前・昼休み・放課後）来室して、教師と会話をしたり、身長や体温の計測をしてまた授業に戻るという日課としたところ、欠席や欠課もほとんどなくなってきた。

④ 事例から

- ・単位修得のための出席時数には学校ごとに規程があるが、欠席や欠課を少なくすることが前提であり、不適応状態の予防的対応が重要である。
- ・毎日の授業に無理なく出席することを目的として、予防的に保健室でのクールダウンを始めたが、日常会話をしながら自然な形でソーシャルスキルトレーニングも行え、一石二鳥であった。
例：（コロコロ話題を変える話し方に）「話題を変える前に『話は変わりますが』と入れてくれると話がわかります」

〈事例 3〉

高等学校入学前、入学後に保護者、中学校と情報交換会を数回もち、保護者の考え方を聞く。情報の公開は教職員までという保護者の考え方から、同一出身中学の生徒のみ状況を知っている状態で高校生活を始める。学校としては、原則的には、特別な扱いはしないというスタンスではあるが、考えられる次のような支援を行っている。

○ 具体的支援

- ・教科担当の共通理解を図る。
（ノートの取り方、プリントの整理、発問・指示の工夫）
- ・学ぶ意味、学習方法を理解させる。
（担任との連絡ノート、個別面談）
- ・社会的スキルを習得させる。
（教育センターとの連携、部活動での支援）
- ・保護者への支援。
（スクールカウンセラーとの相談、保護者面談）

Q51：個別の指導計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？

A：通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズを正確に把握し適切な教育支援を行うために、また校内で支援体制を組んだ教師間の連携を図るために個別の指導計画は必要となります。

個別の指導計画は、その作成が目的ではありません。作成する過程や計画に基づく支援を行い、評価をし計画を見直すことで、児童生徒にとって最善の手立てが見つかるように活用することが大切です。

(1)作成にあたっての基本的な考え方

○校内委員会などの組織で作成する。

担任が作成しますが、特別支援教育コーディネーターや校内委員会のサポートを受けて作成することが望ましいです。児童生徒の姿をいろいろな立場の人がいろいろな角度から多面的にとらえることで、課題も設定しやすくなります。

○児童生徒の特徴がわかるものにする。

単に「する」、「しない」という行動のみを記入したり、誰でも同じような抽象的な表現で記入したりするのではなく、具体的な表現で、またその時の状況や条件を合わせて記入することが大切です。

○授業と結びつく目標と手立てを考える。

作成に終わらず実際に活用していくためにも、日々の授業や児童生徒とのかかわりに結びつく具体的な目標や手立てを考えましょう。児童生徒も教師も前向きに取り組めるよう実現可能な目標を設定することが大切です。また、児童生徒のよいところ、得意なこと、伸びてきているところなどプラスの面に目を向けることも手立てにつながります。

○記入できるところや特徴的だと思われるところから記入していく。

初めからシートすべてを埋めなければならないと負担に思うのではなく、できるところからとりかかってみましょう。担任の気づきから、あるいは複数の目を見て児童生徒の様子を話し合い、児童生徒にとって支援が必要だと思われる観点に重点をかけて記入するようにしましょう。

○引継ぎしやすい形式にする。

学期末あるいは年度末などの節目には、担任一人ではなく、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会などで目標がどの程度達成できたか、目標設定や手立ては適切であったかなど総合的に評価し、次学期、次年度の計画に生かしていきます。やってみて効果的だったこと、あまり効果が得られなかったこと、「こうすれば～できる」というできるための条件や状況などを記入しておくことが、次へ効果的に引き継いでいくことにつながります。

○保護者との良好な関係のもと、願いや評価などを共有しながら作成していく。

保護者の願いや思いを受け止めた上で、学校ですること、家庭でできること、学校と家庭で協力してできることなどを伝え、学校と家庭が両輪となって児童生徒を支えていくことが大切です。

(2)作成の手順、活用、評価について

第3章 特別支援学級編 Q35(P87)をご参照ください。

※この様式は、県内の一例です。

平成〇〇年度

通常の学級 個別の指導計画様式(例)

No.1

児童氏名 () 年 組 担任 ()		記入日
実 態 (良 い と ころ ・ 気 に な る と ころ)	学習面	(学力、学習態度、言語面、運動面等)
	生活面	(生活習慣、持ち物の整理・整頓、忘れ物等)
	対人関係	(友達とのかかわり、集団適応等)
	その他	(興味・関心、得意なこと等)
	診断・ 諸検査	
つきたい力 (目 標)		
支 援 の 方 法	手立て	
	支援形態	
	診断及び専門機 関との連携・意 見	
	保護者の願い	

児 童 氏 名 (

)

No.2

評 価	1学期	
	2学期	
	3学期	

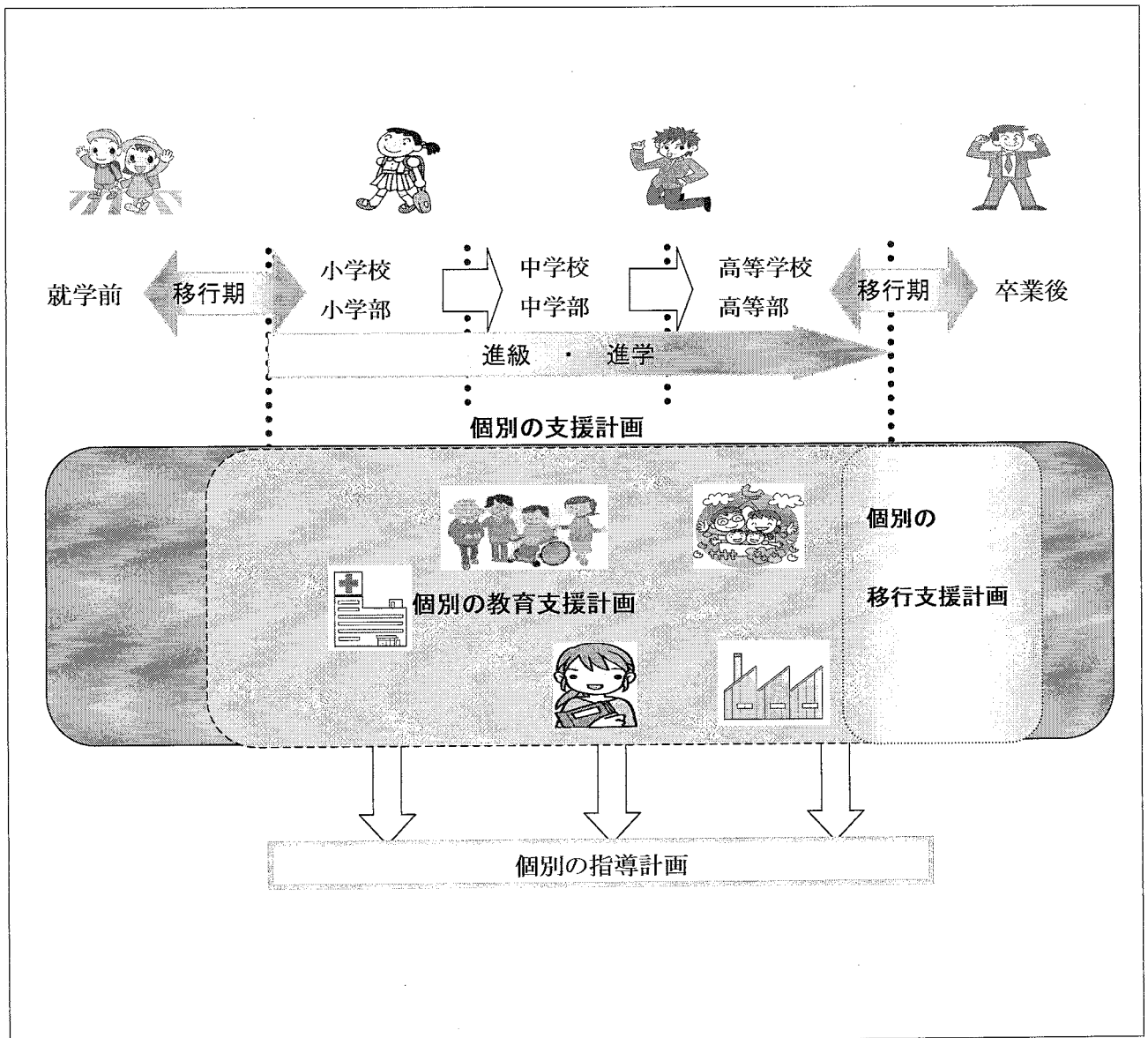
第6章 共通編

Q52：個別の教育支援計画の作成の目的は何でしょうか？

A：障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援が行われることを目的としています。

新学習指導要領では、特別支援学校における「個別の教育支援計画」の作成が義務づけられました。「個別の教育支援計画」は、地域社会の体制の中で、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援をしていくことを目指しています。

この支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、各関係機関が、連携協力していくことが大切です。



■ 「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」との関係

「個別の指導計画」とは？

「個別の指導計画」は、個々の幼児児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもので、教育課程を具現化し、一人一人の指導目標や内容・方法を明確にし、きめ細かに指導するために作成するものです。

比較的長期スパンのトータルプランである「個別の教育支援計画」を踏まえ、学校における指導のために「個別の指導計画」が作成されるという関係になります。

「個別の移行支援計画」とは？

「個別の移行支援計画」は、学校から社会への移行期に、教育、福祉、医療、労働等の関係機関等が連携し、一人一人のニーズに応じた支援ができるように作成される計画です。

学齢期における支援のネットワークや、一人一人のニーズ及びニーズに沿った支援（「個別の教育支援計画」）を、スムーズに卒業後の生活や就労における支援に移行するためのツールです。

支援体制・指導の連続性を確保するために

「個別の教育支援計画」については、小学校から中学校、中学校から高等学校といった次の学校への進学の際に、学校が中心となって引き継ぎを行い、確実に情報提供を行っていくことが望まれます。

各市町村等で作成されている「個別支援ファイル」等を活用することも、継続した支援を行う際に効果的です。

また、進級・進学に際して、有効な手立てが途切れることなく次の学校にも伝えられ、移行・接続がスムーズに行われるようにするために、「個別の指導計画」を引き継ぐ等、積極的な活用も大切です。

Q53：個別の教育支援計画の作成・活用・評価はどのようにするのでしょうか？

A：対象幼児児童生徒のライフステージに基づいて、教育委員会や幼稚園、学校等の教育機関が主体となり、作成します。そして、一人一人に応じた時期に、計画の内容を評価し、次のステップにつなげます。

作成のプロセスは一般には次のとおりです。

(1) 気づき・計画作成の開始

■本人・保護者の同意を得て、関係機関と連携し、計画の作成について、校内において検討する。

*特別支援学校の場合、(1)の段階は、ある程度共通理解できていることが多いです。しかし、幼稚園、小・中学校、高等学校の場合は、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒を見極めるところからスタートします。学級担任は、まず、目の前の気になる幼児児童生徒への気づきを大切に、校(園)内の特別支援教育コーディネーターや校内委員会等の校内体制の中で、作成を検討します。その際、本人・保護者とも共通理解を図っていくことが重要です。

(2) 障がいのある幼児児童生徒の実態把握

■本人・保護者や関係機関とともに、情報を把握する。

・本人の状況(障がいや発達の状況等) ・本人を取り巻く環境(家族や支援者の状況等)

・本人及び周辺の課題 ・現在及び将来の生活についての希望 ・支援資源の整理 ・支援マップ等

◇学校においては、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が行う。

◇引き継ぎ資料(就学前の個別の支援計画等)がある場合は、それを活用する。

(3) 支援の目標、内容及び担当機関の明確化

■支援の目標を設定し、必要とされる支援について、教育、医療、保健、福祉、労働、家族等の各支援者(機関)の役割と支援内容の調整を図る。

(4) 支援の実施

■計画に基づき、支援を行う。

◇学級担任が中心となり、保護者や関係機関と連携し、特別支援教育コーディネーター等の助言を得て支援を行う。

(5) 評価

■支援の目標に基づき、支援の成果について評価を行う。

◇本人・保護者や関係機関とともに、学級担任が中心となり、特別支援教育コーディネーター等の助言を得て、評価を行う。

◇関係機関等の役割に応じて、評価の内容、時期、評価者を明確にしておく。

◇評価の時期については、個々の課題や目標によって異なるので、個別に設定する。

◇PDCAサイクルにおいて、評価を行う。

Q54：個別の教育支援計画の作成にかかわる関係者・機関はどのようなものがあるでしょうか？

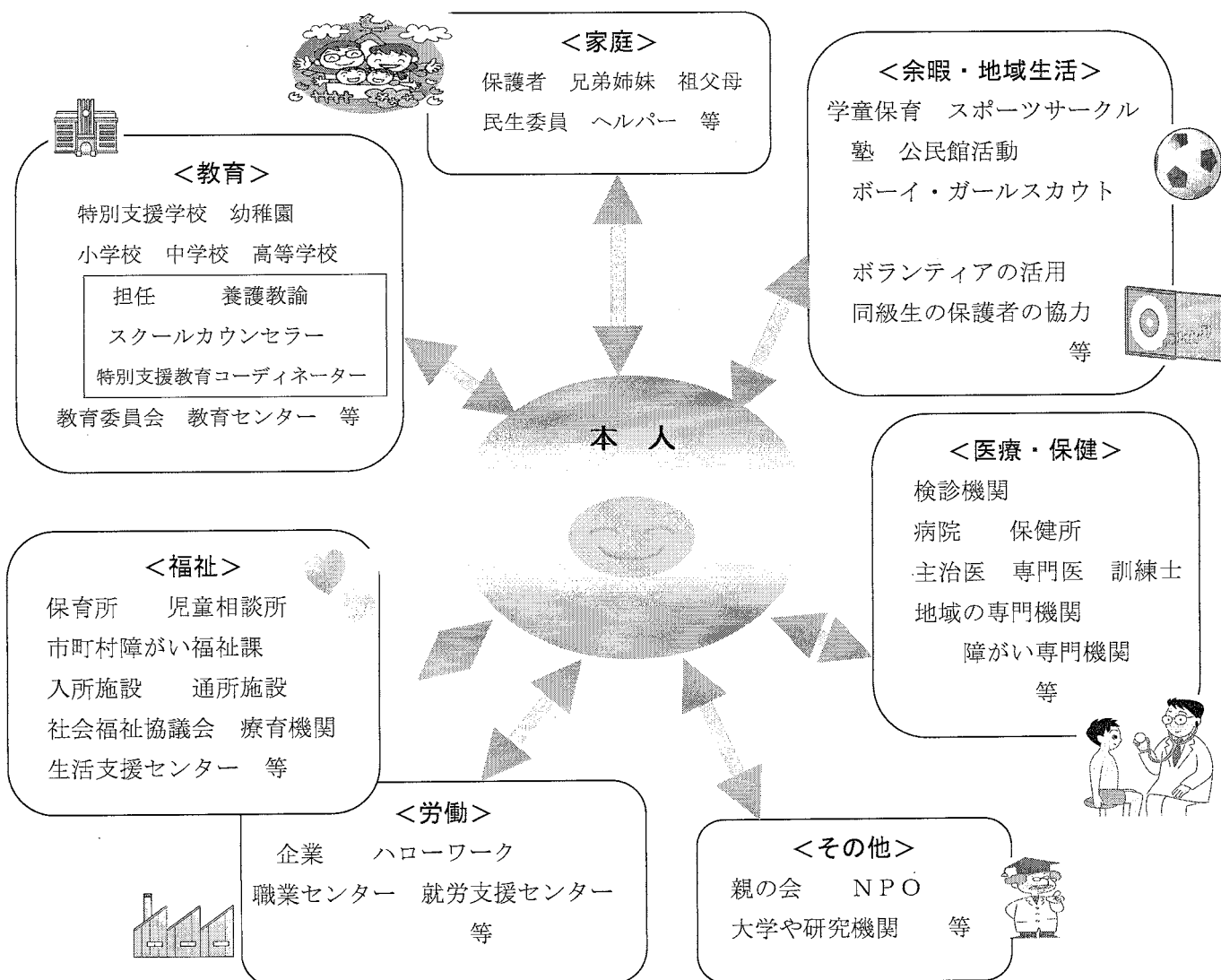
A：障がいのある幼児児童生徒にかかわる全ての関係機関等が連携の対象になります。教育、福祉、医療、労働等様々な分野において存在し、ライフステージや生活環境等によって変化します。保護者も重要な支援者であり、極めて重要な役割を担っています。

関係者・関係機関には、様々な人が考えられます。また、幼児児童生徒の成長・発達に応じて、かかわる関係者・関係機関は移り変わります。そのため、現在かかわりのある機関等に加え、今後連携が必要となる機関を把握しておくことも必要です。

関係者・関係機関との連携を進めるために、作成や評価において、関係者・関係機関が「支援会議」を開催します。また、生活場面・活動場面の訪問や電話連絡等を積極的に行い、お互いの様子を確認し、相談をすることで、ネットワークが構築され、支援も確かなものになっていきます。

また、保護者も重要な支援者の一人です。他の関係者・関係機関と同様に支援者として役割を果たし、その意向を十分に反映させることが大切です。学校や関係者・関係機関は、保護者が幼児児童生徒への適切な支援を行うことができるよう、情報提供や支援を行います。

【関係者・関係機関のネットワーク(例)】



Q55：個別の教育支援計画の様式は、どのようなものがあるでしょうか？

A：「個別の教育支援計画」には、決められた様式はありません。

地域の実情や幼児児童生徒の状況を考慮し、必要な内容を盛り込み、各学校で様式を作成します。

■「個別の教育支援計画」に記載する内容は、次のような事項があげられます。

(1) 一人一人のニーズ（現在・将来についての希望・願い）

障がいがあるために遭遇する困難を改善・克服し、豊かな生活が送れるようにするために、教育・福祉・医療・労働等の様々な分野からみたニーズを把握し、記載します。

(2) 支援の目標

一人一人のニーズに対応し、的確な支援を実施するためには、適切な支援の目標の設定が必要です。保護者、関係機関と話し合い、一人一人の実態とニーズを踏まえた支援の目標を設定します。その際、地域の社会資源や支援体制も念頭に置き、実際的な支援の目標を共通理解することが重要なポイントとなります。

(3) 支援の内容

支援の目標を達成するために、一人一人にかかわる教育、福祉、医療、労働等の関係機関による具体的な支援内容を記述します。その際、一人一人の実態やニーズを踏まえ、関係者・関係機関の役割分担を明確にします。

(4) 支援を行う者・機関等

具体的支援内容に対応する実施者や実施機関を記述します。それぞれが責任をもって支援していくためにも、保護者を含め、各関係機関の連絡先・担当者等を明確にしておきます。

(5) 支援の評価・引き継ぎ事項等

実施した支援の評価と、それを踏まえた改定内容、引き継ぎ事項を記入します。計画の改定は、必要に応じて実施します。

(6) その他

次の改定の時期やその他必要なことを記入します。

<参考> 島根県教育委員会HPに、様式例等を掲載しています。

[島根県特別支援教育室](#)

[検索](#)

○島根県教育委員会作成「個別の教育支援計画」島根県版参考様式

○平成20年度発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業
斐川町「相談支援ファイル(試案)」

*** 島根県内の各特別支援学校の「個別の教育支援計画」様式について**

それぞれの学校の地域の実情や幼児児童生徒の実態を考慮して独自の様式を作成しています。
各校の書式、活用等については、直接学校に問い合わせてください。

*** 各市町村で「個別支援ファイル」等を作成しているところもあります。**

【様式例】

*** 島根県教育委員会作成 「個別の教育支援計画」島根県版参考様式**

島根県版 個別の教育支援計画		在籍校 <input type="text" value="△△中学校"/> 1年A組	氏名 <input type="text" value="△△"/> <input type="text" value="△△"/>	自立と社会参加を目指して	
<記入例>					
	この時期に伸ばしたい力 ・受験に向けた基礎学力の向上(特に文章力、計算力) ・友人との上手なつきあひの獲得 ・余暇の過ごし方のひろがり	具体的な支援 ・国語、数学の教材の工夫(具体的指示になっているか、文章の量は適当か、わかる事柄で構成されているか等) ・学校では相談時間を積極的に活用し、友人関係の悩みについて個別に話す時間を確保する。困り方のスキルを伝える。 ・発達障害者支援センターのSST(ソーシャルスキルトレーニング)に定期的に通う。 ・家庭と連携し、テレビ、ゲーム以外の余暇の過ごし方を提案していく。			
	小学校	中学校	高等学校	就労	
保育所・幼稚園					
必要と思われる関係機関の支援(○)と評価(●)					
	家庭(市町村) ○余暇の過ごし方について本人に提案する(体育館と一緒に行き、アスレチックの使い方を伝える、CDショップのレンタルの方法について伝える) 1年時5月 ●アスレチックは気に入り、月に2回程度自分で通うようになった。CDレンタルは借りすぎの傾向があり、支援を継続する必要がある。1年時3月 ○家庭の中で取り組める余暇の活動をもうひとつ、見つけていく(刺繍、編み物を教える)2年時5月 ●無理強いせず、見せていたところ興味を持ち、2年時の12月から自分で編み物をするようになった。 2年時3月				
	保健・医療 ○病気の時に一人で受診できるようにするため、かかりつけ医と連携して支援する。(メモを持って受診する。薬の飲み方や注意することをメモに記入してもらう。)2年時5月 ●メモに何を記入して受診するのか、メモに項目を書いておくとうわかりやすい。薬の飲み方はお薬手帳の活用で理解できる。生活上の注意についてはメモに書いてもらうことを継続していく必要がある。2年時3月				
	福祉 ○発達障害者支援センター ウィッシュまたはワインド・相談およびSSTへの参加 1年時5月 ●中学生グループのSSTに月1回参加している。その場でのスキルの理解は良好とのこと。学校と連携し、学校でもスキルが実践できるよう配慮する必要がある。1年時3月 ○発達障害者支援センター 指導員さんと学期に1回連絡会を持ち、支援について共通理解する。2年時5月 ●連絡会では、それぞれの様子や必要な支援について情報交換した。2年時3月 その後も継続中				
	地域・余暇 放課後 ○体育館の職員さん:アスレチックの使い方の仕方について教えてもらう。1年時5月 ●事前に依頼していたこともあり協力的で、本人と良い関係を持ってもらっている。1年時3月 その後も継続中				
	労働 ○職場体験学習がきっかけとなり、「働く」ことについてイメージを持ち始めている。高等学校でもインターンシップ等実際の体験を通して、継続して具体的なイメージを持たせることが有効である。3年時3月)				
	その他(学校) ○学習支援では、校内委員会で支援の共通理解を行う。(どの教科でも、わかりやすく簡単に説明する、課題の分量が適切か見極める、伝えたいことは板書する)1年時5月 ●板書を必ず確認する姿が見られるようになった。1年時3月 ●課題がわかると意欲的に取り組み、質問もしている。 2年時3月 ○「働く」イメージが持てるような、職場体験学習になるよう、本人の希望を踏まえた職場開拓等の事前準備を行う。3年時5月 ●職場体験学習では、自分から希望してガソリンスタンドで体験をした。職場では、丁寧な言葉使いや大きな声での挨拶ができることと評価された。3年時3月				
記入年月日		校長氏名	印	記入者氏名	印
20年 5月 1日		□□ □□		★★ ★★	
21年 5月 1日		□□ □□		★★ ★★	
22年 5月 2日		□□ □□		★★ ★★	
この計画に同意します					
確認年月日		保護者氏名	印		
20年 5月 12日		○○ ○○			
21年 5月 13日		○○ ○○			
22年 5月 14日		○○ ○○			

Q56：キャリア教育・職業教育とは何でしょうか？

A：キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のことです。

また、職業教育とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」のことです。

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（2011）では以下のように示されています。

○キャリア教育は、特定の活動や方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。

○職業教育における専門的な知識・技能の育成は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点から踏まえた教育の在り方を考える必要がある。また、社会が大きく変化する時代においては、特定の専門的な知識・技能の育成とともに、多様な職業に対応し得る、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成も重要であり、このような能力や態度は、特定の職業に関する教育を通して育成していくことが極めて重要である。

キャリア教育と職業教育の基本的方向性

①幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること。その中心として、基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること。

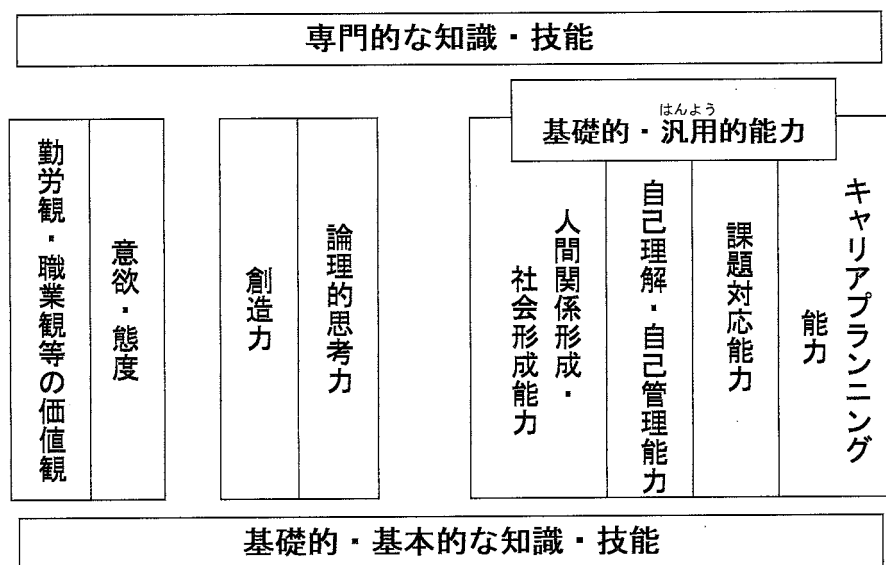
②学校における職業教育は、基礎的な知識・技能やそれらを活用する能力、仕事に向かう意欲や態度等を育成し、専門分野と隣接する分野や関連する分野に応用・発展可能な広がりを持つものであること。職業教育においては実践性をより重視すること、また、職業教育の意義を再評価する必要があること。

③学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図ること。

キャリア教育と職業教育の方向性を考える上での重要な視点

①仕事をすることの意義や、幅広い視点から職業の範囲を考えさせる指導を行う。

②社会的・職業的自立や社会・職業への円滑な移行に必要な力を明確化する。



「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の要素

Q57：特別支援教育では、キャリア教育にどのように取り組むのでしょうか？

A：自己の生き方や在り方を考えることができるように、就業体験等を充実させることや、キャリア教育の視点を意識した授業を行うことなどがあげられます。

特別支援教育においてキャリア教育が必要とされる背景として、次の事項が挙げられます。

- ①障がいのある人の生き方（地域移行及び働くこと）への支援
- ②小学部・中学部・高等部における一貫性・系統性を踏まえた指導内容及び方法
- ③夢や希望をもち主体的に取り組む児童生徒の育成

学校教育法において、特別支援教育の目的は「自立を図る」と示されており、今回の学習指導要領の改訂の柱に「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」があがっています。キャリア教育は、児童生徒一人一人の「キャリア発達」を支援する教育であり、学校教育のすべての段階で学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的に取り組むことが重要になります。

（１）就業体験や豊かな体験の必要性

キャリア教育を行うには、「基礎的・汎用的能力」の育成を主軸とした体系的なキャリア教育を通して、勤労観、職業観はじめとする価値観を育てるために中学部段階からの就業体験等をより一層充実する必要があります。

さらに、キャリア教育は、児童生徒が自己の生き方や在り方を考え、主体的に進路を選択することができるように学校全体で取り組むものです。島根の「ひと・もの・こと」を活用し、地場産業や伝統産業を生かした豊かな体験を幼少の時期から段階的に行い、児童生徒が興味や関心を広げたり、将来の社会生活に目を向けたりし、夢やあこがれを持つことができるような指導の工夫を行うことが大切です。

（２）キャリア教育の視点を意識した授業

キャリア教育を進めるためには教師間・学校間での共通の枠組みが必要です。その代表的なものとして、小学校、中学校、高等学校においては、国立教育政策研究所生徒指導センター（2002）による「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」が、特別支援教育においては、国立特別支援教育総合研究所による「知的障害のある児童生徒の「キャリア発達段階・内容表（試案）」（2008）とその改訂版「キャリアプランニング・マトリクス（試案）」（2010）（次頁 表1）があります。

また、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（2011）（再掲）では、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素が明確化され、基礎的・汎用的能力の内容として4つの能力が示されました。

各学校ではこれらを参考に、児童生徒にどのような能力・態度がどの程度身につけているか等について確認したり、授業の評価をしたりする際の参考として活用します。また、現在行われている各学校の指導計画や授業の目標と指導の在り方等を点検し、バランスなどを考慮することで一貫性・系統性のある教育課程への見直しを行うことができます。

そして、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」で本人の願いを大切にし、一人一人のキャリア発達を促す指導・支援に関することを盛り込み、一貫した方針のもとに指導を行います。



Q58：就労支援はどのように進めるのでしょうか？

A：現在の法律や制度を確認し、関係機関と連携を十分に図りながら、生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択することができるような取組を、個別の教育支援計画や個別の指導計画に位置づけて行うことが大切です。

就労支援を行うためには、学校での進路に関する学習の他に、就業体験や産業現場等における実習（以下「現場実習」とする）を効果的に行う必要があります。

特別支援学校中学部（中学校）は、勤労観・職業観の基礎を育成するために重要な時期です。就労に向けての意欲を高めるとともに、高等学校（特別支援学校高等部）進学を目的を生徒自身が意識できるようにするための指導を行います。具体的には、事業所等の見学や一日体験、数日間の現場実習等を行います。

特別支援学校高等部（高等学校）では、卒業後の生活に向けての具体的な移行支援を意識して1年生段階から計画的に進路指導を行います。3年間の指導のテーマを設け、段階を追って数日から数週間の職場体験や現場実習を行います。これらの取組は就労に関する関連機関（ハローワーク、障害者職業センター）と連携を取りながら進めることが大切です。

就労支援に関する現在の法律は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」と「障害者自立支援法」があります。前者は主に事業所を対象とした法律で、後者は障がい者本人の就労支援と地域生活への移行に重点が置かれています。従来の授産施設に替わり、就労支援事業、就労継続支援事業等の新たなサービスが生まれ、一般企業等を希望する人への支援やサービスが提供されています。また、労働分野においてはハローワークが行う障がい者の就職及び定着支援の「地域障害者就労支援事業」や障害者職業センターによる就労移行支援事業所への助言・援助等の実施があります。こうした福祉・労働等の状況を踏まえ、居住地域の関係機関の協力を得ながら就労に向けての取組を行います。

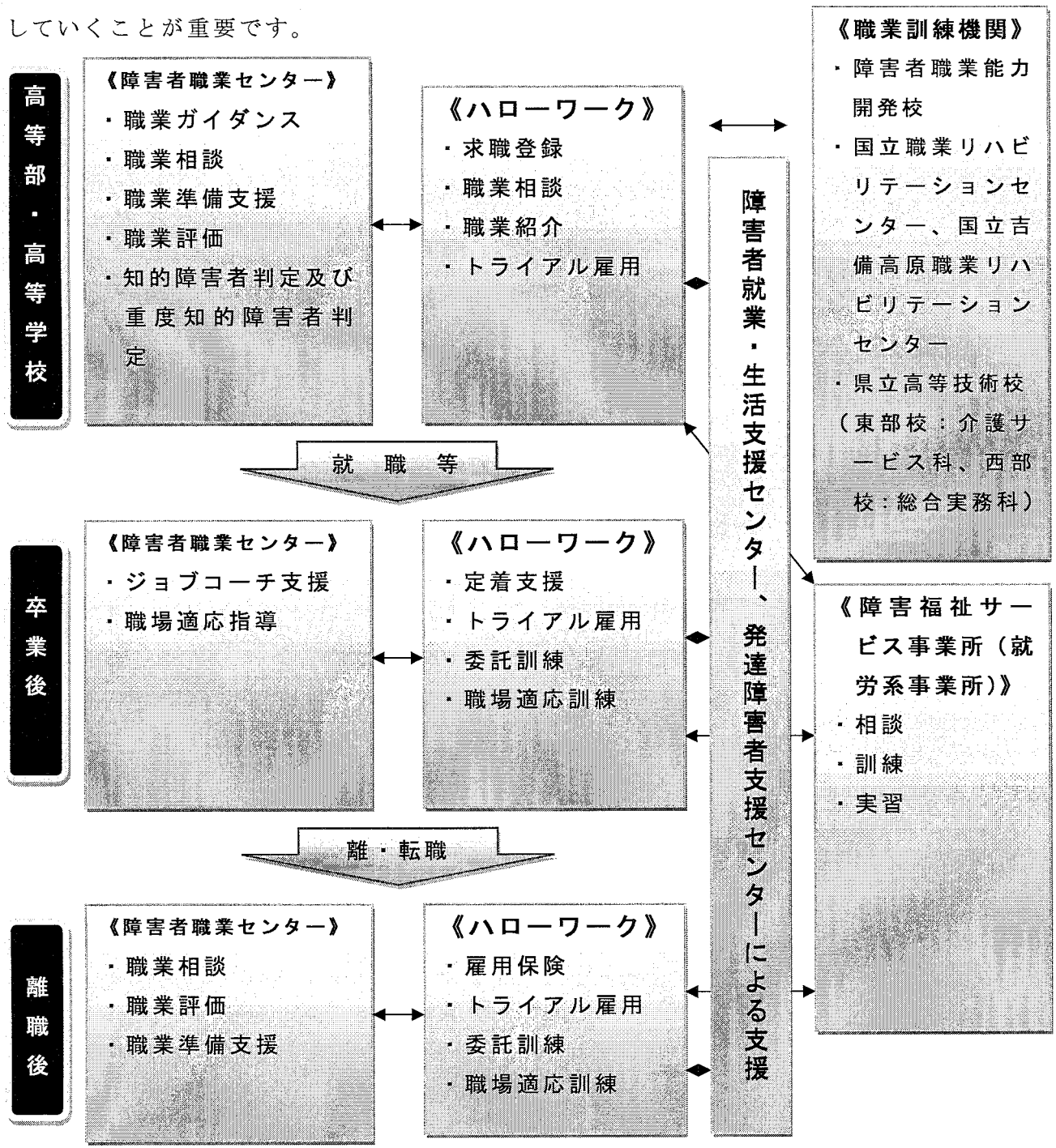
また、キャリア教育の観点から、生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択することができるような学習を「個別の指導計画」に沿って行うとともに、本人や保護者の願いを大切に、「個別の教育支援計画」をツールとして地域の関係機関との支援体制を整えていくことが求められます。具体的には、働く意義やTPOに応じた言動、就労に関連した支援やサービス、金銭の扱いや管理について学ぶ必要があります。

Q59：就労支援の制度はどのようなものがあるのでしょうか？

A：障がい者の就労支援に関する制度は、「本人支援」と「事業主支援」があります。
 就職についての取組は、まずは、ハローワーク（公共職業安定所）に相談することから始めます。

（１）支援制度の概要

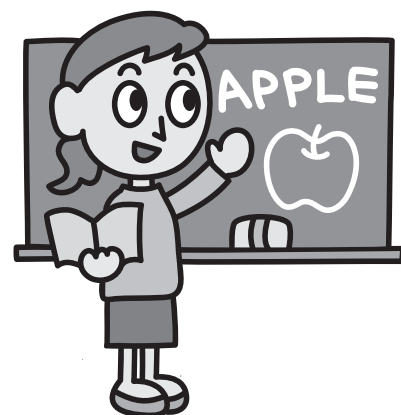
障がいのある方の就労支援の流れは下図のようになっています。「ハローワーク」と「障害者職業センター」が相談や支援の中心ですが、これらと連携して就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」が県内各地にあります。地域の現状を把握して早期から関係作りをしていくことが重要です。



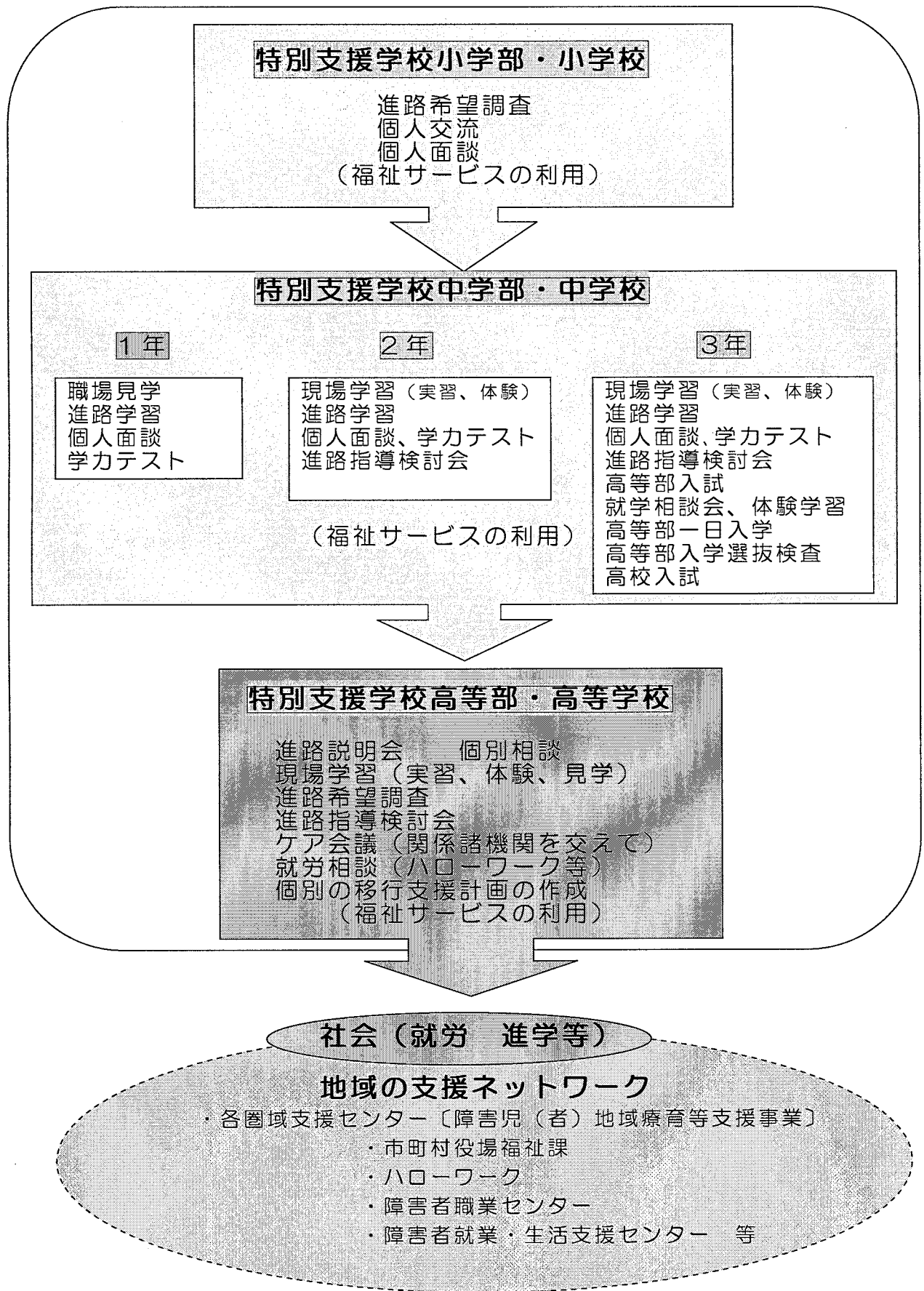
(2) 障がい者本人へのサービス内容

	支援メニュー	支援内容
障 害 者 職 業 セ ン タ ー	①職業ガイダンス	高等学校及び特別支援学校高等部の生徒対象の相談。 説明と就労への心構え等の講話。
	②職業相談・評価	障害者職業カウンセラーが、障がいや課題を踏まえた相談・助言と職業能力評価や必要な情報提供を行う。
	③職業準備支援	職業相談・職業評価後、作業支援や対人関係技能習得のための支援を行う。
	④知的障害者・重度知的障害者判定	障がい者雇用対策上の判定。知能指数に、心理学的検査、職業的検査等の結果を加味して判定する。
	⑤職場適応援助者（ジョブコーチ）支援制度	支援計画を作成し、障がい者の職場適応支援と職場環境の改善を行うことで定着を図る。
	⑥職場適応指導	就職後の様々な問題を解決するための相談・支援を行う。
ハ ロ ー ワ ー ク	①求職登録	就職希望者（在学生・離職者）が求職票を提出すると、求職の申し込みとして登録される。
	②職業紹介	求職票の希望に応じた職業紹介や情報提供を行う。
	③定着支援	障がい者専門相談員が職場訪問による定着支援を行う。
	④トライアル雇用（職務試行雇用）	求職者を3ヶ月間試行雇用して雇用に取り組むきっかけを進める。事業主には雇用奨励金が支払われる。
	⑤障がい者委託訓練	企業等で必要な知識・技能を習得するための実践的な職業訓練（原則1ヶ月～3ヶ月）を行う。事業所には委託料が支払われる。
	⑥職場適応訓練	企業等で実地訓練をしながら訓練終了後に雇用を目指す訓練（6ヶ月、中小企業及び重度障がい者の場合は1年）。本人と事業所双方に手当が支給される。
	⑦雇用保険	失業認定手続きをすると雇用保険による基本手当等が支給される。
訓 練 機 関 等	障害者職業能力開発校	障がい種類に対応した訓練コースをもとに職業訓練を実施。コースは1年で受講料は無料。
	国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	企業ニーズに合わせた訓練コースを設け、1～2年間の訓練後に就労を目指す。受講料は無料。
	障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を支援するために、雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業に関する支援や生活相談などを、一体的に行う機関。
	障害福祉サービス事業所（就労系事業所）	一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、事業所内や企業における実習等を行い、適性に合った職場開拓及び就労後の定着支援を行う。

<p>障がい者チャレンジ事業 (県障がい者福祉課)</p>	<p>障がい者就労の理解と促進を目的とし、障がい者の短期実習を予定している企業と障がい者の方に謝金を支払う。</p>
<p>県立高等技術校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部高等技術校 ホームヘルパー2級の取得を目指す介護サービス科を設置 定員：10名 訓練期間：1年 ・ 西部高等技術校 ビジネスマナー等を習得する総合実務科を設置 定員：10名(5名×2回) 訓練期間：5ヶ月



(3) キャリア教育・進路指導の流れ(例)



(4) 鳥根県の主な就労支援機関

(平成22年10月 現在)

○障害者職業センター

鳥根障害者職業センター

〒690-0877 松江市春日町 532

TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909

○ハローワーク

<p>ハローワーク松江 〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 TEL 0852-22-8609 FAX 0852-27-8524</p>	<p>ハローワーク隠岐の島 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎 TEL 08512-2-0161 FAX 08512-2-8609</p>
<p>ハローワーク安来 〒692-0011 安来市安来町 903-1 TEL 0854-22-2545 FAX 0854-22-4123</p>	<p>ハローワーク浜田 〒697-0027 浜田市殿町 21-6 TEL 0855-22-8609 FAX 0855-22-2932</p>
<p>ハローワーク出雲 〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59 TEL 0853-21-8609 FAX 0853-21-0351</p>	<p>ハローワーク益田 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 TEL 0856-22-8609 FAX 0856-23-2622</p>
<p>ハローワーク雲南 〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2 TEL 0854-42-0751 FAX 0854-42-0752</p>	<p>ハローワーク石見大田 〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1 TEL 0854-82-8609 FAX 0854-82-1059</p>
<p>ハローワーク川本 〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2 TEL 0855-72-0385 FAX 0855-72-0386</p>	

○障害者就業・生活支援センター（障害者就労支援センター）

<p>松江圏域 (松江市、東出雲町、安来市) 松江障害者就業・生活支援センター ぷらす 〒690-0064 松江市天神町 45-1 TEL 0852-60-1870 FAX 0852-60-1835 〈社会福祉法人 桑友〉</p>	<p>雲南圏域 (雲南市、奥出雲町、飯南町) 雲南障害者就業・生活支援センター アーチ 〒690-2405 雲南市三刀屋町古城 45-6 TEL 0854-45-3150 FAX 0854-45-2895 〈社会福祉法人 雲南広域福祉会〉</p>
<p>出雲圏域 (出雲市、斐川町) 出雲障害者就業・生活支援センター リーフ 〒693-0002 出雲市今市町北本町 1-1-3 TEL 0853-27-9001 FAX 0853-27-9011 〈社会福祉法人 親和会〉</p>	<p>大田圏域 (大田市、川本町、美郷町、呂南町) 大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子 〒694-0041 大田市長久町長久口 267-6 TEL 0854-84-0271 FAX 0854-84-0272 〈社会福祉法人 亀の子〉</p>
<p>浜田圏域 (浜田市、江津市) 浜田障害者就業・生活支援センター レント 〒697-0027 浜田市殿町 75-8 TEL 0855-22-4141 FAX 0855-22-4141 〈社会福祉法人 いわみ福祉会〉</p>	<p>益田圏域 (益田市、津和野町、吉賀町) 益田障害者就業・生活支援センター エスポア 〒698-0003 益田市乙吉町イ 336-4 インペリアルビル1階 TEL 0856-23-7218 FAX 0856-23-7218 〈社会福祉法人 希望の里福祉会〉</p>
<p>隠岐圏域 (海士町、西の島町、知夫村、隠岐の島町) 隠岐障害者就労支援センター 太陽 〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四 309-1 TEL 08512-2-5699 FAX 08512-2-3757 〈社会福祉法人 わかば〉</p>	<p>しまね若者サポートステーション 〒690-0003 松江市朝日町473-18 松江勤労者総合福祉センター 松江テルサ3階 TEL 0852-33-7710</p>

○島根県の関係機関

島根県商工労働部雇用政策課	TEL 0852-22-5300 FAX 0852-22-6150
島根県健康福祉部障がい福祉課	TEL 0852-22-5588 FAX 0852-22-6687

Q60：発達障がいのある生徒で、療育手帳が取得できない場合の就労支援はどのようにするのでしょうか？

A：発達障がいの生徒の就労に関しては、療育手帳が取得できない場合でも、ハローワーク（公共職業安定所）に相談するとともに、発達障害支援センターと連携して就労支援や生活支援を行います。

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいとされています。

発達障がいの生徒が就職するに当たり、一般の生徒と同様に就労した場合、就労後に問題が生じる可能性があります。知的障がいを伴っており療育手帳（※）をもっていれば、公的な支援や助成金を受けることができ、雇用した事業所は障がい者雇用率に算定できるなどの利点があります。知的に障がいがない場合は療育手帳を取得することができませんので、これらを受けることができません。

このような場合でも、発達障がいと診断されていれば、支援を受けながらの就労が可能です。まずは、ハローワークに相談し、支援を受けながらの就労を考えていきます。島根県では、発達障がい者及びその家族等に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、県内2カ所に発達障害者支援センターがありますので、ハローワークと連携して情報提供等を受け、また必要に応じて、センターのスタッフに学校や就労先に訪問してもらい、障がい特性や就業適性に関する助言や、作業工程や環境の調整などのアドバイスを受けることもできます。

○島根県の発達障害支援センター

島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ 〈委託先：社会福祉法人 親和会〉

〒699-0822 出雲市神西沖町 2534-2 「さざなみ学園」内

TEL：050-3387-8699 FAX：0853-43-2256

E-mail：wish@sazanami-g.jp

所管区域：松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡、隠岐郡

島根県西部発達障害者支援センター ウィンド 〈委託先：社会福祉法人 いわみ福祉会〉

住所：〒697-0005 浜田市上府町イ 2589 「こくぶ学園」内

TEL：0855-28-0208 FAX：0855-28-0217

E-mail：wind1841@rhythm.ocn.ne.jp

所管区域：浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡

※療育手帳：発達期（概ね18才まで）に何らかの原因で知的な障がいがあった方が対象になります。障がいの程度によって重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表示しています。

この手帳を持つことにより、障がいの程度に応じた各種の福祉サービスを利用することができます。

Q61:特別支援学校のセンター的機能とはどのような役割でしょうか？

A:平成19年4月施行の学校教育法において、特別支援学校におけるセンター的機能が法律上位置づけられ、地域の保・幼・小・中・高等学校等の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行う旨が定められました。そこで、県内12校の特別支援学校は、各校の教職員の専門性や施設・設備を生かして、障がいのある幼児児童生徒やその保護者に対する教育相談・情報提供などを行うとともに、保・幼・小・中・高等学校等への支援を行っています。

また、従来の特別支援教育の対象の幼児児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する発達障がい等の幼児児童生徒に対する支援についても、特別支援教育に関するセンターとして蓄積してきた地域のネットワークを生かしたコンサルテーションに取り組んでいます。

(1)センター的機能の具体的内容

特別支援学校のセンター的機能には、次のようなものがあります。

- ①保・幼・小・中・高等学校等の教師への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤保・幼・小・中・高等学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(2)センター的機能を活用する時に

特別支援教育を展開していく上で、各学校においては、校内支援体制の充実を図るとともに、外部関係機関との連携を積極的に図ることが大切です。県内12校の特別支援学校は、各障がいに関する専門的な支援や発達障がい等に関する支援、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用に関する支援等、各学校等の課題を解決できるように必要な援助や情報提供を行いますので、センター的機能を活用して、幼児児童生徒への支援に取り組みましょう。

特別支援学校のセンター的機能のイメージ

①保・幼・小・中・高等学校等の教師への支援機能

→障がいのある幼児児童生徒に対する個別の指導内容・方法について助言

②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

→就学前の子どもに対する指導及びその保護者からの相談

③障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能

→定期的な教育相談等（就学前・就学後）

④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

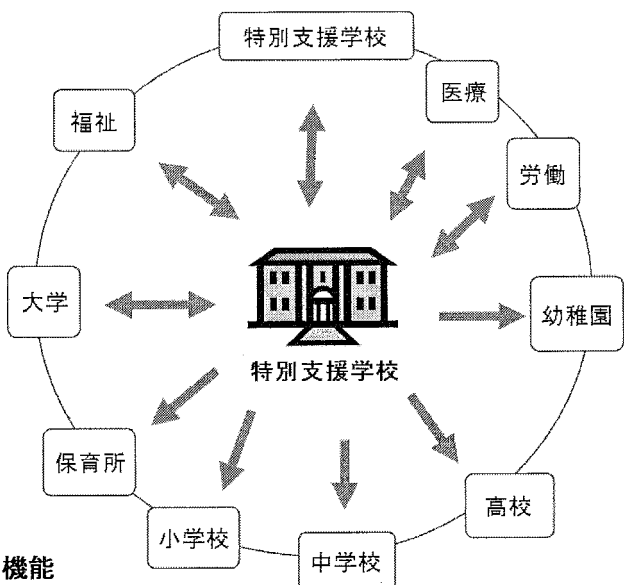
→関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成

⑤保・幼・小・中・高等学校等の教師に対する研修協力機能

→各学校への講師派遣や資料提供等の研修協力

⑥障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

→点字図書の貸し出しや各種検査等の実施



Q62:センター的機能にはどのような活用方法があるでしょうか？

A：県内の特別支援学校は、センター的機能の活用方法として、下記のような取組を行っています。
また、保育所・幼稚園、小・中・高等学校等に対する支援の窓口を設置していますので、相談や問い合わせは、各学校までご連絡ください。

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用内容

<教育相談>

◇保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等に在籍する幼児児童生徒の相談支援や巡回指導を行っています。また、それぞれ学校（園）の教師等への相談を行っています。

※個々の幼児児童生徒の指導に関する相談のほか、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成に当たっての支援を行います。

◇定期的・継続的な教育相談や通級による指導を実施しています。特に、幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関の連携のもとに支援を行っています。

◇これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、指導方法、教材・教具等の紹介を行っています。

◇教育的支援に向けて発達検査等を実施し、障がいに配慮した指導方法等の紹介を行っています。

<コンサルテーション機能>

◇教育相談や進路相談の内容に応じ、医療・福祉・関係機関との連携に向けて、地域の福祉・医療・労働機関等の紹介や連絡・調整を行います。

<研修の支援>

◇専門的な研修会を企画し、外部に公開しています。

◇特別支援教育に係る校内研修の講師を派遣しています。

<理解・啓発活動>

◇学校公開や体験学習等を行っています。

◇特別支援に関する情報収集と地域への情報提供に努めています。

(2) 各特別支援学校のセンター的機能に関する特色

	学校名	センター的機能に関する特色
視覚障がい	盲学校 (西部地区) 浜田ろう学校 (教育相談対応)	<ul style="list-style-type: none"> ○「見ること」「見て理解すること」など視覚に関することで、日常生活や学習に困難のある乳幼児・児童生徒・成人の相談を随時行っています。 ○視覚機能評価（授業参観、聞き取り、視力測定、視知覚発達検査など）を行い、具体的な支援の方法を共に相談していきます。 ○本人や関係者に対し、学習や進路に関する情報提供や、視覚補助具・日常生活に必要な便利グッズなどの紹介もしています。
聴覚障がい	松江ろう学校 浜田ろう学校	<ul style="list-style-type: none"> ○きこえや発達に関する実態把握（聴力測定や検査等）を行い、聴覚学習や発音指導等きこえや言葉に関する指導を行います。0歳からの乳幼児教育相談の他、通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒を対象とした通級指導教室があります。各種研修会も行っています。 ○聴覚障がいのある児童生徒の授業等における情報保障のサポート（パソコン要約筆記、ノートテイク等）や難聴の理解学習（補聴器の試聴・難聴疑似体験）についても相談を行っています。

知的障がい	松江養護学校 出雲養護学校 石見養護学校 浜田養護学校 益田養護学校 隠岐養護学校	<p>○教育相談(巡回相談、来校相談、電話相談等)を随時受け付けています。 対象:知的障がいや発達障がい等がある就学前の幼児～高校生</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎学校見学、体験学習の受け入れ ◎障がいに応じた具体的な支援のあり方に関する助言、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援ツール、支援方法、支援環境 ・学校生活作りに関する相談(支援プログラム作り等) ・個別の教育支援計画、サポートブック作りの支援 ・生活支援・余暇支援に関する情報提供 ・進路等の関係機関に関する情報提供や研修会の実施 ・発達検査(必要に応じて) </div>
肢体不自由	松江清心養護学校 江津清和養護学校	<p>○姿勢や運動発達に関する実態把握(観察や検査によるアセスメント)により、肢体不自由児の指導に関する助言を行います。教育相談(巡回相談、学校見学等)や就学前の親子教室、各種研修会を行っています。</p> <p>○肢体不自由児の教材や介助の工夫、姿勢を保持する補助具などの相談や情報提供など、支援に関することなら何でも相談を行っています。</p>
病弱・虚弱	松江緑が丘養護学校 江津清和養護学校	<p>○身体や心に病気のある幼児児童生徒への相談支援を行っています。 (電話相談、来校相談、巡回相談、情報提供)</p> <p>○近年、中学校からの進路選択についての相談が増えています。多くは学校生活の中で、何らかの支援を必要とする生徒です。小中学校や高等学校からのコンサルテーションという形を活用していただけるように取り組んでいます。</p>

センター的機能の活用例 <高等学校から盲学校への連携・相談事例>

○盲学校は、高等学校に在籍する視覚障がいのある生徒について、入学前から継続して相談・支援にあたりました。

○高等学校は、校内に当該生徒を支援するチームを組織するとともに、盲学校と連携しながら日常的な学校生活への支援や学習環境の整備を進めました。

○盲学校は、生徒が自らの障がいと学習、進路等について悩みを抱えるようになったことに対し、ピアカウンセリング等で精神的な支援を行うとともに、視覚補助具の活用や障がいに応じた学習方法(拡大読書器・ビデオカメラ・ICレコーダー等の利用)について提示したり、進路情報を提供したりしました。

【連携の利点】

○高等学校と盲学校が連携することで、高等学校がもつ学習指導や進路指導に関する知識や経験と、盲学校がもつ視覚障がい教育に関する専門性の双方が生かされ、生徒のニーズに応じた支援が可能となりました。

<参考文献>

第2章

- ・島根県教育委員会「盲・聾・養護学校及び特殊学級 教育課程編成の手引」(平成16年)
- ・全国特別支援学校知的障害教育校長会 編著「新しい教育課程と学習活動Q&A特別支援教育(知的障害教育)」東洋館出版社(2010)
- ・島根県教育課程審議会「学習指導要領改訂に伴う特別支援学校及び小・中学校特別支援学級における教育課程編成の望ましい編成と実施について」(平成22年)
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進」ジアース教育新社(2009)
- ・筑波大学特別支援教育研究センター 前川久男 編「特別支援教育における障害の理解」教育出版(2006)
- ・筑波大学特別支援教育センター 安藤隆男 編「特別支援教育の指導法」教育出版(2006)
- ・独立行政法人国立特別支援総合研究所HP 「障害のある子どもの教育について学ぶ」(2005)
- ・全国特別支援学校病弱教育校長会、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「病気の子どもを理解のために」(2010)
- ・全国病弱養護学校校長会「病弱教育Q&A PART I ー病弱教育の道標ー」ジアース教育新社(2001)
- ・全国病弱養護学校校長会「病弱教育Q&A PART II 新しい就学基準 『自立活動』の事例 『総合的な学習の時間』の事例」ジアース教育新社(2002)
- ・国立特別支援教育総合研究所「肢体不自由のある子どもの自立活動ガイドブック」(2006)
- ・日本肢体不自由教育研究会「肢体不自由教育の基本と展開」慶應義塾出版(2007)
- ・藤田和弘 香川邦生 編「自立活動の指導 新しい障害児教育への取り組み」教育出版(2000)
- ・文部科学省HP「交流及び共同学習ガイド」
- ・香川県教育委員会「かがわの交流及び共同学習実践事例集」(2009)
- ・長野県教育委員会「特別支援教育教育課程学習指導手引書 特別支援学校編」(平成22年)
- ・文部科学省 編著「改訂版 通級による指導の手引」第一法規(平成21年)
- ・文部科学省「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」(平成16年)
- ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」東洋館出版社(2005)
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」(平成14年4月)
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料(補遺)」(平成18年7月)

第3章

- ・島根県教育委員会「盲・聾・養護学校及び特殊学級 教育課程編成の手引」（平成16年）
- ・文部科学省「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」（平成16年）
- ・島根県教育委員会「平成22年度 就学指導Q&A」
- ・島根県教育委員会「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引き」（平成22年）
- ・島根県教育センター「小・中学校の通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの理解と支援のためのハンドブック」（平成19年）
- ・熊本県教育委員会「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」（平成22年）
- ・石川県教育委員会「初めて特別支援学級を担任する人のためのQ&A」（平成19年）
- ・徳島県立総合教育センター「特別支援学級ハンドブック」（平成22年）
- ・福岡県教育委員会 福岡県教育センター「はじめよう！自閉症の子どもへの支援」（平成18年）
- ・中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年）

第4章

- ・文部科学省 編著「改訂版 通級による指導の手引」第一法規（平成21年）
- ・埼玉県教育委員会「特別支援教育教育課程編成要領（2）小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」（平成22年）

第5章

- ・島根県教育委員会「盲・聾・養護学校及び特殊学級 教育課程編成の手引」（平成16年）
- ・文部科学省「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」（平成16年）
- ・島根県教育委員会「平成22年度 就学指導Q&A」
- ・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引き（平成22年）
- ・熊本県教育委員会「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」（平成22年）
- ・石川県教育委員会「初めて特別支援学級を担任する人のためのQ&A」（平成19年）
- ・北海道特別支援教育センター「研究紀要第22号」（2009）
- ・徳島県立総合教育センター「特別支援学級ハンドブック」（平成22年）

第6章

- ・島根県教育委員会「今後の特別支援教育の推進に向けた盲・ろう・養護学校から特別支援教育への転換基本計画」（平成19年3月）

- ・全国特別支援学校知的障害教育校長会 編著「新しい教育課程と学習活動Q & A特別支援教育（知的障害教育）」（2010）
- ・全国特殊学校長会「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』ビジュアル版」ジアース教育新社（2005）
- ・島根県教育課程審議会「学習指導要領改訂に伴う、特別支援学校及び小・中学校特別支援学級における教育課程の望ましい編成と実施」について（答申）（平成 22 年 6 月）
- ・文部科学省 編著「改訂版 通級による指導の手引」第一法規（平成 21 年）
- ・文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成 16 年）
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」（平成 14 年）
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課就学指導資料（補遺）（平成 18 年）
- ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」東洋館出版社（2005）
- ・国立特別支援教育総合研究所 平成 20～21 年度専門研究B「知的障害教育におけるキャリア教育の在り方に関する研究」研究成果報告書（2010）
- ・石塚謙二 著「特別支援教育×キャリア教育」東洋館出版（2009）
- ・島根県商工労働部雇用政策課HP
- ・中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）（平成 23 年）

編集委員

委員長	江津市立津宮小学校校長	田中康夫
副委員長	雲南市立田井小学校教頭	門脇みずほ
	県立松江北高等学校教頭	永瀬嘉之
	県立松江清心養護学校教頭	坂本芳文
委員	松江市立母衣小学校教諭	長岡浩
	松江市立宍道小学校教諭	小田亜衣子
	安来市立広瀬小学校教諭	北川和子
	出雲市立湖陵小学校教諭	三吉洋子
	浜田市立長浜小学校教諭	中尾弘子
	浜田市立三隅小学校教諭	佐々本茂
	出雲市立第一中学校教諭	真玉玲子
	江津市立青陵中学校教諭	佐々木都
	邑南町立瑞穂中学校教諭	宇野正一
	県立平田高等学校教諭	松尾萬里子
	県立島根中央高等学校養護教諭	熊谷潤子
	県立盲学校教諭	峠優子
	県立松江ろう学校教諭	土井史
	県立浜田ろう学校教諭	野中健吾
	県立出雲養護学校教諭	星野孝治
	県立浜田養護学校教諭	佐々木千尋
	県立益田養護学校教諭	阿部智津子
	県立隠岐養護学校教諭	門脇理恵
	県立松江清心養護学校教諭	渡部英治
	県立江津清和養護学校教諭	佐々木均
	県立松江緑が丘養護学校教諭	浅野博行
事務局	教育庁特別支援教育室室長	原田雅史
	教育庁特別支援教育室企画幹	福島美菜子
	教育庁特別支援教育室指導主事	藤原幹夫
	島根県教育センター指導主事	大森加代子

(平成23年3月現在)

*この冊子は平成22年度特別支援教育総合推進事業（文部科学省委託）により作成しました。